

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業
要求水準書（案）

2023年7月

愛知県

目次

第1 総則.....	1
1 本書の位置づけ	1
2 事業目的	1
3 本事業の対象となるエリア・施設	2
(1) 対象エリア	2
(2) 対象エリアの平常運用時及び拠点運用時の役割	3
(3) 対象施設	4
(4) 整備方針	6
4 事業スキーム	8
(1) 事業方式	8
(2) 事業者の収入及び費用に関する事項	8
(3) 事業者に対するインセンティブ	10
第2 事業者が行う業務の範囲・内容	11
1 統括マネジメント業務	11
2 設計及び建設業務	11
(1) 設計業務	11
(2) 建設業務	11
ア 本事業の工事範囲	12
3 開業準備業務	13
4 運営業務	13
5 維持管理業務	13
6 県が行う業務との調整・協力	14
7 豊山町が行う業務との調整・協力	14
8 事業期間（予定）	14
(1) 事業契約の締結	14
(2) 事業期間	14
(3) 設計・建設期間	15
(4) 運営・維持管理期間	15
9 遵守すべき法令等	15
(1) 法令	15
(2) 条例等	16
(3) 設計基準・指針等	16
10 資格の取得	19
11 事業用地に関する事項	19
(1) 神明公園エリアにおける事業用地使用料	19

(2) 事業用地の引渡し	19
1 2 要求水準の変更	20
(1) 要求水準の変更の手続き	20
(2) 要求水準の変更に伴う契約変更	20
1 3 損害賠償・保険への加入	20
1 4 追加投資等の取扱い	20
(1) 運営権の対象となる施設・設備・備品等	20
(2) 事業者の保有資産等（備品等を含む）	20
(3) 大規模修繕及び県による追加投資	21
1 5 個人情報の保護	21
1 6 守秘義務の遵守	21
第3 統括マネジメント業務に係る要求水準	22
1 総則	22
(1) 基本方針	22
(2) 実施体制	22
2 業務の要求水準	22
(1) 統括マネジメント業務	22
第4 設計及び建設業務に係る要求水準	25
1 総則	25
(1) 基本方針	25
(2) 業務の前提条件	27
(3) 施設全体に関する事項	30
(4) 施設の機能及び性能に関する事項	43
(5) 設備の性能に関する事項	79
2 業務の要求水準	88
(1) 設計業務及び建設業務	88
第5 開業準備業務に係る要求水準	96
1 総則	96
(1) 業務の目的	96
(2) 業務の区分	96
(3) 業務の対象範囲	96
(4) 業務の期間	96
2 業務の要求水準	96
(1) 利用規約案策定業務	96
(2) 運営・維持管理業務の準備業務	98
(3) 予約方法整備・管理業務	98

(4)	料金收受業務.....	99
(5)	広報業務.....	99
(6)	災害時等対応マニュアル作成業務.....	100
(7)	開館式典及び内覧会等の実施業務.....	101
(8)	開業準備中の維持管理業務.....	101
(9)	行政等への協力業務.....	101
第6	運營業務に係る要求水準.....	103
1	総則.....	103
(1)	業務の目的.....	103
(2)	業務の区分.....	103
(3)	業務の対象範囲.....	103
(4)	業務の対象期間.....	105
(5)	運営の基本要件（共通事項）.....	105
2	業務の要求水準.....	107
(1)	受付・予約管理・問い合わせ対応業務.....	107
(2)	利用料金の収受及び還付業務.....	108
(3)	施設・区画・設備・什器・備品の貸出・管理業務.....	108
(4)	広報業務.....	109
(5)	駐車場運營業務.....	109
(6)	食堂運營業務.....	110
(7)	防災啓発・人材育成関連運營業務.....	113
(8)	防災ビジネス等運營業務.....	116
(9)	スポーツ等各種イベントやその他の運營業務.....	118
(10)	拠点運用時及び緊急時の初動における避難誘導・安全管理対応業務.....	120
(11)	拠点運用時の運營業務.....	122
(12)	災害時等対応マニュアルに基づく従業員育成業務.....	122
(13)	事業期間終了時の引継業務.....	123
第7	維持管理業務に係る要求水準.....	124
1	総則.....	124
(1)	業務の目的.....	124
(2)	業務実施の考え方.....	124
(3)	業務の区分.....	124
(4)	点検及び故障等への対応.....	125
(5)	拠点運用時及び緊急時の維持管理業務の扱い.....	125
(6)	事業期間終了時の水準.....	125
2	業務の要求水準.....	125

(1)	建築物保守管理業務	125
(2)	公園保守管理業務	126
(3)	設備保守管理業務	127
(4)	什器・備品保守管理業務	128
(5)	衛生管理・清掃業務	129
(6)	保安警備業務	130
(7)	修繕・更新業務	131
(8)	植栽維持管理業務	132
(9)	外構施設保守管理業務	133
(10)	拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務	133
第8	任意事業	135
1	基本的な考え方	135
2	任意事業の企画・実施	135
第9	組織運営	136
1	基本的な考え方	136
2	組織体制	136
(1)	統括管理責任者及び業務責任者の配置	136
(2)	業務担当者の配置	137
(3)	緊急時の体制	137
3	適切なガバナンス体制の構築と円滑な運用	137
(1)	ガバナンスの目的	137
(2)	基本的な考え方	138
(3)	設計・建設段階におけるガバナンス	138
(4)	運営・維持管理段階におけるガバナンス	139
(5)	任意事業に関するガバナンス	139
(6)	会議体の設置	139
※用語	の定義	141

第1 総則

1 本書の位置づけ

本書（守秘義務資料を含む。以下、同じ。）は、愛知県（以下、「県」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下、「PFI法」という。）に基づき、2023年●月●日に特定事業として選定した愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（以下、「本事業」という。）を実施する選定事業者（以下、「事業者」という。）を募集及び選定するに当たり、入札参加希望者（以下、「応募者」という。）を対象に交付する「入札説明書」と一体のものとして位置づけるものであり、本事業の遂行に関し、県が事業者に要求する業務水準を示し、応募者の提案に係る具体的な指針となるものである。

2 事業目的

この地域で広域かつ甚大な被害が懸念されている南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した際に、県民の生命と財産を守り、被害を最小限に食い止めていくためには、全国から救出救助部隊や緊急支援物資等を受け入れ、必要とされている被災地や指定避難所へ迅速かつ的確に送り出すことが不可欠であり、これら後方支援機能を担う基幹的広域防災拠点を整備することは急務となっている。

また、県・名古屋市は、全県一貫した消防教育を行う消防学校を共同設置し、防災教育体制の強化を図るとともに、県内全域の消防力の向上を目指している。

これらのことから、愛知県基幹的広域防災拠点（以下、「防災拠点」という。）は、拠点運用時に活動要員の集結・ベースキャンプ機能や支援物資の中継・分配機能を確保することはもちろん、平常運用時には消防学校と都市公園として広く県民の利用を図るものとする。

さらに、災害被害を軽減するためには、様々な主体（行政機関、企業、地域団体、ボランティア団体、教育・研究機関等）と連携してこの地域の防災力向上に取り組み、進化し持続的に発展する防災協働社会を形成していく必要があるため、防災拠点全体を防災の力を育むような施設とし、防災啓発・人材育成の拠点とするとともに、防災分野におけるビジネスを推進する場としても活用し、防災の先進地を目指す。

本事業では、防災拠点の整備・運営（消防学校の学校運営を除く）を実施することを目的としており、本事業を通じて、県民・企業、運営に当たる事業者、行政のそれぞれにとってメリットの高い、「三方良し」を実現する。そのため、防災拠点の整備・運営手法として、事業者のノウハウや技術力等を最大限に活用することを目的としてPFIを導入することとし、施設の設計・建設と運営・維持管理を一体として行うことにより、政策目標の実現、サービス水準の向上、及びライフサイクルコストの削減を実現する。

3 本事業の対象となるエリア・施設

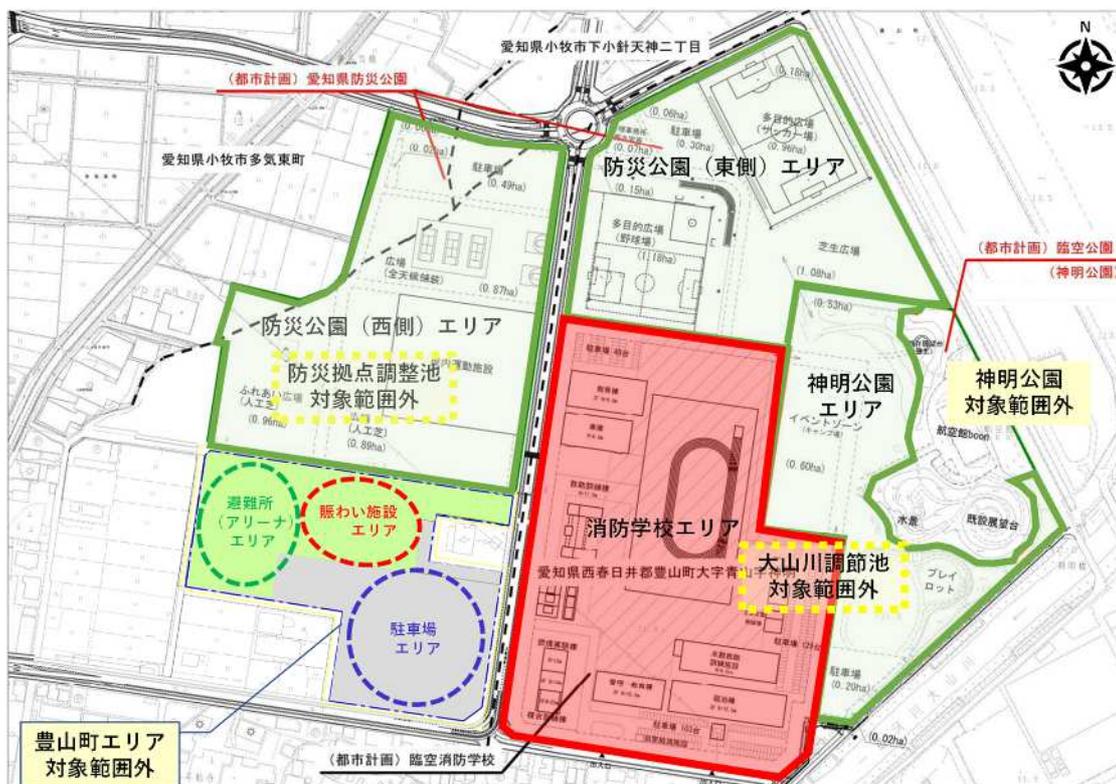
(1) 対象エリア

対象エリアは、「名古屋都市計画教育文化施設 1号 臨空消防学校」の区域となる消防学校エリアと「名古屋都市計画公園 5・4・106号 愛知県防災公園」の区域となる防災公園エリア（西側・東側）及び「豊山町が管理する神明公園の一部（航空館boon、展望台等を除く）」の区域となる神明公園エリアからなる。

消防学校エリアには、管理・教育棟、宿泊棟のほか、各種訓練施設などが含まれる。防災公園エリアには、広場（芝生、人工芝、全天候舗装）、多目的広場（1, 2）、屋内運動施設などが含まれる。神明公園エリアには、イベントゾーン、プレイロットなどが含まれる。

なお、豊山町が管理する神明公園の一部（航空館boon、展望台等）及び防災拠点へのアクセス道路は本事業の対象範囲外とする。あわせて消防学校エリア・神明公園エリアの地下に設置される大山川洪水調節池及び防災公園（西側）エリアの地下に設置される防災拠点の雨水調整池の整備・管理運営業務は、本事業の対象範囲外とする。また、計画地の南西側の隣接地（計画地外）には豊山町の賑わい施設・避難所（アリーナ）等の整備が計画されていることに留意するものとする。

図表 1-1 本事業の対象エリア



(2) 対象エリアの平常運用時及び拠点運用時の役割

防災拠点は平常運用時と拠点運用時との役割が大きく異なるため、これらを十分に踏まえ、本事業の各業務を遂行するものとする。

なお、「拠点運用時」とは、県内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、県が愛知県地域防災計画第3編に定める災害応急対策を行っているとき（愛知県第3非常配備に相当）を指す。また「平常運用時」とは、「拠点運用時」以外のときを指す。

図表 1-2 防災拠点の平常運用時及び拠点運用時の役割

エリア		平常運用時の役割	拠点運用時の役割
消防学校		消防学校エリア <ul style="list-style-type: none"> 消防職員等への教育、訓練 防災・減災の普及・啓発及び防災・減災活動を実践する人材の育成 	本部機能エリア <ul style="list-style-type: none"> 防災拠点の本部機能 迅速な医療搬送を行うための消防学校（本部機能・SCU） 支援部隊エリアとして、防災公園（東側）エリアと一体的な活用 拠点活動要員の休息・宿泊機能
防災公園	西側	防災公園（西側）エリア <ul style="list-style-type: none"> オープンスペースや施設を活かした日常的な健康づくりやスポーツを楽しめる場 今後整備が見込まれる豊山町の賑わい施設・避難所（アリーナ）等に隣接し、防災イベント・防災ビジネス等に活用することで賑わいを創出する空間 	支援物資エリア <ul style="list-style-type: none"> 物資を集積するオープンスペースと屋内空間（国道41号（名古屋高速道路）側に配置することで、物資輸送のアクセス性の確保） 雨天時に物資の集積に対応可能な屋内施設と屋内外でフォークリフトが円滑に走行可能な広域物資輸送拠点 公園と豊山町エリアの境界から計画地北側・東側に通り抜ける車両動線
	東側	防災公園（東側）エリア <ul style="list-style-type: none"> 多目的運動スペース 土や緑のオープンスペースを活かしたスポーツ、レクリエーション、憩い等の空間 オープンな空間が必要な防災イベント等での活用 	支援部隊エリア <ul style="list-style-type: none"> ベースキャンプ用地として構造物等で阻害されないオープンな空間 消防学校の周囲及び公園と消防学校の境界から計画地北西側に通り抜ける車両動線
神明公園		神明公園エリア <ul style="list-style-type: none"> イベントゾーン 各種イベント等での活用 	支援部隊エリア <ul style="list-style-type: none"> 対象エリア内の神明公園のスペースを支援部隊エリア（ベースキャンプ）として活用

(3) 対象施設

本事業における対象施設の構成を下記に示す。

図表 1-3 施設構成

エリア	施設	諸室
消防学校	管理・教育棟	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大教室 ・ 中教室 ・ 小教室 ・ 会議室 ・ 校長室 ・ 教職員室 ・ 湯沸室 ・ 教職員更衣室 ・ 講師控室 ・ 倉庫
	宿泊棟	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寮室 ・ 個室 ・ 食堂・厨房 ・ 男子談話室 ・ 女子談話室 ・ 洗面室 ・ 男子洗濯室 ・ 女子洗濯室 ・ 男子乾燥室 ・ 女子乾燥室 ・ 乾燥室 ・ 当直室 ・ 男子浴室 ・ 男子更衣室 ・ 女子浴室 ・ 女子更衣室 ・ 個室シャワー室及び更衣室 ・ トレーニングルーム ・ 図書室 ・ 備蓄倉庫 ・ 廊下 ・ 室外機置場
	教育棟	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・減災の普及・啓発及び人材育成スペース ・ SCU 資機材倉庫 ・ 研修・訓練スペース ・ 防災学習・多目的スペース ・ 事務室 ・ 講師控室

エリア		施設	諸室
			・ 資機材倉庫
		車庫	—
		複合訓練施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボイラー室 ・ 燃焼実験室 ・ 実火災訓練室 ・ ポンベ充填室 ・ 実火災訓練監視室 ・ 訓練室 1 (地下街災害訓練) ・ 訓練室 2 (迷路①) ・ 訓練室 3 (検索室①) ・ 訓練室 4 (縦・横坑①) ・ 訓練室 5 (マンション①) ・ 訓練室 6 (マンション②) ・ 訓練室 7 (縦・横坑②) ・ 訓練室 8 (縦・横坑③) ・ 訓練室 9 (検索室②) ・ 訓練室 10 (検索室③) ・ 訓練室 11 (迷路②) ・ 訓練室 12 (迷路③) ・ 訓練室 13 (検索室④) ・ 模擬 EV 訓練室 ・ 倉庫 ・ 廊下
		救助訓練棟	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 棟、B 棟、C 棟 ・ 大屋根
		街区消火訓練場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平屋建て住宅(2 種) ・ 2 階建て住宅(3 種) ・ 2 階建て共同住宅(2 種) ・ 店舗併用 2 階建て共同住宅 (2 種)
		水難救助訓練場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更衣室 ・ 個室シャワー室
		震災訓練場	—
		土砂災害訓練場	—
		屋外訓練場	—
		自家給油施設	—
		駐車場	—
		管理用通路	—
防災公園	西側	屋内運動施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内運動スペース ・ 管理諸室 (物資管理調整室) ・ 備蓄倉庫
		広場 (人工芝)	—

エリア		施設	諸室
		ふれあい広場（人工芝）	—
		広場（全天候型舗装）	—
		駐車場	—
		園路	—
	東側	公園管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務室 ・ 倉庫 ・ シャワースペース ・ 更衣室
		多目的広場（1）	—
		多目的広場（2）	—
		芝生広場	—
		駐車場	—
		園路	—
神明公園	イベントゾーン	—	
	プレイロット	—	
	駐車場	—	
	園路	—	

（４）整備方針

4つのエリア区分ごとに整備方針について示す。

ア 消防学校エリア

（ア）平常運用時

a 安全・安心で合理的・機能的な施設

消防学校という専門性の高い教育訓練を行う施設として使用するほか、広く県民に開放し、防災啓発・人材育成等を図る場として、効果的な啓発・教育・訓練等を行うことのできる合理的・機能的な施設とするとともに、維持管理を容易に行うことができ、運営がしやすい施設とすること。

b 訓練施設等の充実

大規模化、複雑化する災害に対応するため、訓練機能を効率的に配置し、実践的で高度な教育訓練を行うことができるとともに、消防職員等の学校教育及び県内消防本部の消防部隊の教養訓練で使用しない場合に限り、消防学校と調整のうえ、県民に開放することを想定した施設とする。また、将来の教育方針や環境の変化、技術更新に対応できるよう、間仕切り変更等が容易なフレキシブルな施設とすること。

c 宿泊棟の生活環境の充実

長期間にわたる全寮制での共同生活に配慮し、同室者一人一人のプライベートスペースを確保する等基本的な居住性の向上に努め、学生が教育訓練に集中でき

る環境とする。

(イ) 拠点運用時

防災拠点の本部機能として、管理・教育棟に「拠点指揮運用本部」、「各救出・救助部隊の現地連絡調整」を設置できる機能を確保するとともに、教育棟に「広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）」機能を確保する。また、屋外訓練場に緊急消防援助隊等のベースキャンプ機能を確保する。

大規模災害により被災した場合でも高い耐震性を確保するとともに、（建築物だけでなく設備やライフラインを含め）機能を維持し、遅延なく拠点運用時モードに移行可能な施設とする。

宿泊棟は、拠点活動要員の休息・宿泊施設として活用する。

イ 防災公園（西側）エリア

(ア) 平常運用時

雨天でもぬかるまない舗装や施設を活かし、日常的な健康づくりやスポーツを楽しめる場を確保する。今後整備が見込まれる豊山町の賑わい施設・避難所（アリーナ）等に隣接した立地を活かし、防災イベント・防災ビジネス等を展開することで、賑わいの創出による地域活性化に寄与するエリアとする。

(イ) 拠点運用時

支援物資エリアとして、雨天時の物資の集積に対応できる屋内空間とぬかるまない舗装を整備し、全国からの支援物資等の集積・分配・備蓄が可能なエリアとする。

ウ 防災公園（東側）エリア

(ア) 平常運用時

多目的運動スペースを確保する。また、土や緑のオープンスペースを活かしたスポーツ、レクリエーション、憩い等の空間を提供するとともに、防災イベント等を通じて、地域コミュニティの繋がり強化や地域における交流人口の増加を促すエリアとする。

(イ) 拠点運用時

支援部隊エリアとして、自衛隊等の活動拠点となるベースキャンプ用地を整備し、構造物等で阻害されないオープンな空間を確保する。

エ 神明公園エリア

(ア) 平常運用時

イベントゾーンを確保し、各種イベント等を通じて、地域コミュニティの繋がり強化や地域における交流人口の増加を促すエリアとする。

また、現神明公園のプレイロット、健康器具等の機能を確保する計画とし、県及び豊山町の承認を得ること。なお、上記施設の設置位置等については、拠点運用時の支障にならないよう配慮すること。また、数量については、現神明公園のコンセプトを継承し、機能を従前同様発揮できれば制限を設けない。

また、トイレについては、「第4 1 (3) オ (キ) トイレ計画」を、駐車場については「第4 1 (3) オ (コ) 駐車場計画」を、キャンプ場については、「第4 1 (4) エ (ナ) 神明公園イベントゾーン」に示す要求水準を満たすこと。

(イ) 拠点運用時

支援部隊エリアとして、警察、TEC-FORCE 等の活動拠点となるベースキャンプ用地を整備し、構造物等で阻害されないオープンな空間を確保する。

4 事業スキーム

(1) 事業方式

県は、本事業を実施するにあたり、前述の事業目的、整備方針等を踏まえ、将来の運営・維持管理を見据えた施設整備を行うため、設計・建設と運営・維持管理を一体事業として、民間のノウハウや創意工夫を最大限に活用していくことを求める。

そこで、防災拠点の施設整備については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下、「PFI 法」という。）に基づき、事業者が自らの提案をもとに防災拠点整備対象施設の設計、建設を行った後、県に防災拠点の所有権を移転する方式（BT (Build Transfer) 方式）により実施する。あわせて、運営・維持管理については、進化し持続的に発展する防災拠点を目指すため、県が事業者に対して、PFI 法第 2 条第 6 項に定める公共施設等運営権方式により、防災拠点整備施設の公共施設等運営権（以下、「運営権」という。）を設定し、拠点運用時は防災拠点として、平常運用時は消防職員等に対する教育・訓練のための消防学校として使用するほか、公園施設では、運動施設等として広く県民の利用を図り、イベントの開催や防災ビジネスなど地域の賑わいに資するサービスの提供を行うことを想定している。また、県民サービスの質の向上を図るとともに、民間経営による収益性の確保と県負担の軽減を図ることを目的としている。

なお、事業者の使用許可権限を付与するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に基づき、公の施設の指定管理者制度を併用することとする。

(2) 事業者の収入及び費用に関する事項

本事業に係る収入及び費用の考え方は、以下のとおりとなる。

事業者は（ア）～（エ）の算出根拠を示すものとする。

ア サービス購入料について（図表 1-4「事業スキームの概念図」参照）

県は、本事業における設計・建設費等（開業準備費含む）相当額（以下、「設計・建設費等」といい、約 182 億円と想定している。）をサービス購入料として事業者を支払う予定であり、サービス購入料の予定価格を設定し、提案を受けることを想定している。なお、設計・建設費等上限を 182 億円、運営費用上限を 32 億円と想定するが、入札金額については、総計で 214 億円の範囲を超えなければ失格としない。

イ 運営・維持管理段階における県の運営費用負担等について

施設の運営及び維持管理については、県による運営費用負担及び事業者による利用料金収入等による事業運営を想定している。

県による運営費用負担については、特定事業の運営業務及び維持管理業務に係る費用のうち、事業契約に定められた範囲内の費用を負担することを想定している。

事業者は運営業務及び維持管理業務について、県が定める上限額の範囲内において、県による負担総額及び各年度の負担額を提案書類において提案するものとする。県は、提案された各年度の負担額を、事業契約に定める手続に従い支出する。

なお、県が定める負担総額の上限額は約 32 億円を想定しており、事業者は県による負担総額を 0 円とする提案をする場合に限り、運営権対価を提案するものとする。

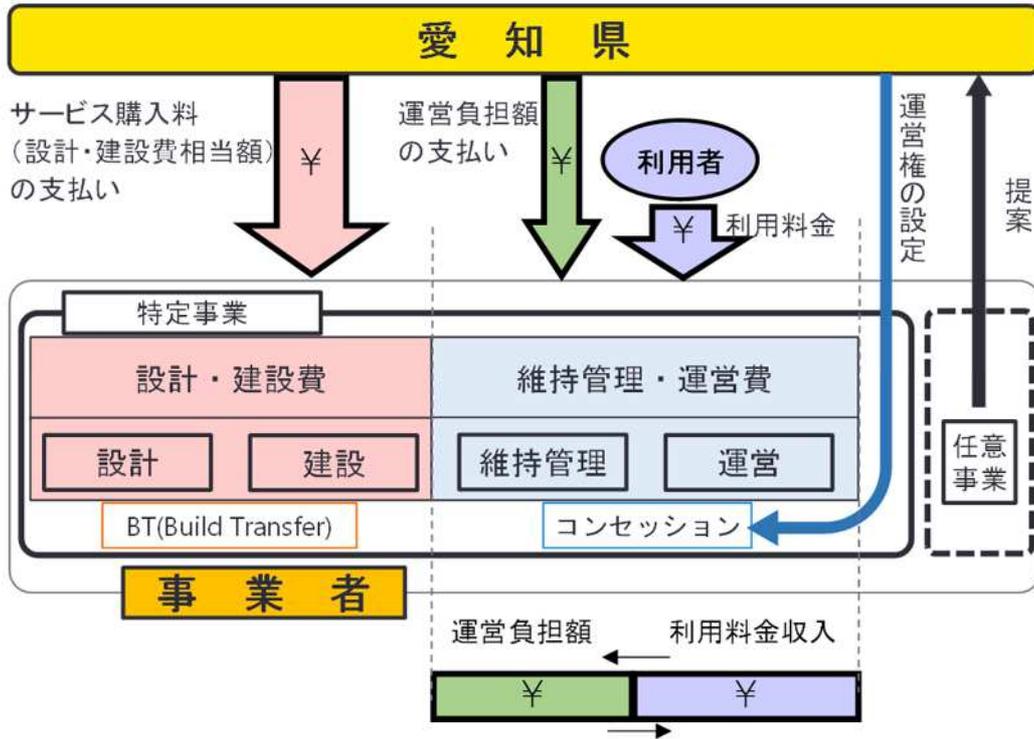
ウ 利用料金収入等について

利用料金は事業者の提案に基づき、県と協議のうえで事業者が設定し、自らの収入として徴収することを想定している。なお、県は、事業者が設定する利用料金について合理的な理由がない限りこれに合意することを想定している。

エ 任意事業の費用について

応募者又は構成企業、これらが出資する会社（事業者を含む）、事業者と連携する企業は、自らの責任及び費用負担において、任意の事業として、特定事業に連携した業務を行うことができることを想定している。

図表 1-4 事業スキームの概念図



(3) 事業者に対するインセンティブ

本事業の運営・維持管理による利益については、原則として事業者に帰属させることを想定している。ただし、事業者が提案した収支計画の各年度において、実績額が計画額を上回った場合には、提案書類における事業者の提案した比率に基づき、その超過額の一部を県に還元することを想定している。

第2 事業者が行う業務の範囲・内容

1 統括マネジメント業務

本事業の事業目的を実現するための根幹を成し、かつ事業全体を安定的かつ円滑に進捗させるために、事業者は統括マネジメント業務を実施すること。統括マネジメント業務は、以下の業務からなる。

- ① 統括管理業務
- ② 総務・経理業務
- ③ コストマネジメント業務
- ④ ガバナンス業務

2 設計及び建設業務

事業者は、本書に示す要求水準を満たした施設の運営・維持管理を実現するために、設計、建設及びそれらに関連する業務を行うこと。なお、建設業務については消防学校エリア、防災公園エリアのうち屋内運動施設（西側）及び公園管理事務所（東側）を対象とする。ただし、工事監理業務については計画地全体が対象である。

（1）設計業務

事業者は、本書に示す「設計及び建設業務に係る要求水準」、「運営業務に係る要求水準」、「維持管理業務に係る要求水準」等を満たす調査、設計並びに必要な調査、申請及び届出を行うこと。（申請・届出については、一部県が行うものもある。）

- ① 事前調査業務
- ② 設計業務及びその関連業務

（2）建設業務

事業者は、設計業務を踏まえ、本書に示す「設計及び建設業務に係る要求水準」、「運営業務に係る要求水準」、「維持管理業務に係る要求水準」等を満たす施設の建設を行うこと。建設業務には、工事監理、備品等の設置、必要な諸手続、工事に伴う近隣対策等が含まれる。

- ① 建設業務及びその関連業務
- ② 工事監理業務
- ③ 什器・備品調達・設置業務
- ④ 各種申請等
- ⑤ 完成後業務

図表 2-1 本事業の工事範囲



ア 本事業の工事範囲

本事業の工事範囲は、消防学校エリア、防災公園エリアの屋内運動施設、公園管理事務所及び屋内運動施設と公園管理事務所の周囲2mとする。なお、県工事範囲と本事業工事範囲との境界部分は、県と調整を行い一体的な整備を行うこと。本事業における事業者の設計及び建設業務の工事範囲を図表 2-2 に示す。

図表 2-2 設計及び建設業務における事業者の工事範囲

		設計業務		建設業務				
		①事前調査業務	②設計業務及びその関連業務	①建設及びその関連業務	②工事監理業務	③什器・備品調達・設置業務	④各種申請等	⑤完成後業務
消防学校	建築物	○	○	○	○	○	○	○
	訓練場・訓練施設	○	○	○	○	○	○	○
	外構	○	○	○	○	○	○	○
	自家給油施設	○	○	○	○	○	○	○
	駐車場	○	○	○	○	○	○	○
	管理用通路	○	○	○	○	○	○	○
	インフラ	○	○	○	○	○	○	○
防災公園 (西側)	屋内運動施設	○	○	○	○	○	○	○
	上記の周囲2m範囲	○	○	○	○	○	○	○
	インフラ	○	○	○	○	○	○	○
	平場 (園路含む)	○	○	○	○	○	○	○
防災公園 (東側)	インフラ (平場内)	○	○	○	○	○	○	○
	公園管理事務所	○	○	○	○	○	○	○
	上記の周囲2m範囲	○	○	○	○	○	○	○
	インフラ	○	○	○	○	○	○	○
神明公園	平場 (園路含む)	○	○	○	○	○	○	○
	インフラ (平場内)	○	○	○	○	○	○	○
	インフラ	○	○	○	○	○	○	○

3 開業準備業務

事業者は、防災拠点の開業までに、本書に示す要求水準を満たした開業準備を行うこと。開業準備業務は、以下の業務からなる。

- ① 利用規約案策定業務
- ② 運営・維持管理業務の準備業務
- ③ 予約方法整備・管理業務
- ④ 料金收受業務
- ⑤ 広報業務
- ⑥ 災害時等対応マニュアル作成業務
- ⑦ 開館式典及び内覧会等の実施業務
- ⑧ 開業準備中の維持管理業務
- ⑨ 行政等への協力業務

4 運営業務

事業者は、事業期間にわたって、本書に示す要求水準を満たした施設運営を行うこと。運営業務は、以下の業務からなる。

- ① 受付・予約管理・問い合わせ対応業務
- ② 利用料金の收受及び還付業務
- ③ 施設・区画・什器・備品の貸出・管理業務
- ④ 広報業務
- ⑤ 駐車場運営業務
- ⑥ 食堂運営業務
- ⑦ 防災啓発・人材育成関連運営業務
- ⑧ 防災ビジネス等運営業務
- ⑨ スポーツ等各種イベントやその他の運営業務
- ⑩ 拠点運用時及び緊急時の初動における避難誘導・安全管理対応業務
- ⑪ 拠点運用時の運営支援業務
- ⑫ 災害時等対応マニュアルに基づく従業員育成業務
- ⑬ 事業期間終了時の引継業務

5 維持管理業務

事業者は、事業期間にわたって、本書に示す要求水準を満たした施設の維持管理を行うこと。維持管理業務は、以下の業務からなる。

- ① 建築物保守管理業務

- ② 公園保守管理業務
- ③ 設備保守管理業務
- ④ 什器・備品保守管理業務
- ⑤ 衛生管理・清掃業務
- ⑥ 保安警備業務
- ⑦ 修繕・更新業務
- ⑧ 植栽維持管理業務
- ⑨ 外構施設保守管理業務
- ⑩ 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務

6 県が行う業務との調整・協力

事業者は、事業期間にわたって、下記に示す県が行う業務に調整及び協力を行うこと。

- ① 用地買収
- ② 埋蔵文化財調査（この調査に伴う不発弾調査）
- ③ 造成工事
- ④ 雨水調整池の建設工事
- ⑤ 大山川洪水調節池の建設工事
- ⑥ アクセス道路（県道）建設工事
- ⑦ 公園（平場）部分の建設工事（神明公園エリアの既存施設の解体工事含む）
- ⑧ 既存の愛知県及び名古屋市消防学校の什器・備品の移転
- ⑨ 次世代高度情報通信ネットワーク整備

なお、公園（平場）とは、防災公園エリア・神明公園エリアのうち、屋内運動施設と公園管理事務所を除いた部分を指す。

7 豊山町が行う業務との調整・協力

事業者は、事業期間にわたって、下記に示す豊山町が行う業務に調整及び協力を行うこと。

- ① アクセス道路（町道）建設工事
- ② 賑わい施設・避難所（アリーナ）等の設計・建設工事等

8 事業期間（予定）

（1）事業契約の締結

2024年7月

（2）事業期間

事業期間は、対象施設の設計・建設期間が2024年7月から2027年3月までの2

年9ヶ月間、運営・維持管理期間（運営権存続期間）が2027年4月から2047年3月の20年間とする。事業期間は、事業契約に定める事由に該当することで延長することができるものとする（以下、「事業期間延長」という。）。ただし、事業期間延長の場合を含め、運営権存続期間は25年を超えることはできないものとする。

（3）設計・建設期間

2024年7月から2027年3月までとする。2027年3月までに、什器・備品の移転を含めた開業準備業務も完了させること。

（4）運営・維持管理期間

運営開始日から運営開始日の20年後の応当日の前日までとする。

9 遵守すべき法令等

本事業を実施するにあたっては、関連する各種法令（施行令及び施行規則等を含む）、条例、規則、要綱等を遵守すること。また、各種基準・指針等についても本事業の要求水準に照らし準拠すること。

計画地内に周知の埋蔵文化財包蔵地が所在することなどから、広範囲で埋蔵文化財が所在する可能性があるため、開発にあたっては、埋蔵文化財について、文化財保護法に基づき適切な対応をすること。

なお、記載のない各種関連法令等についても、遵守、準拠すること。

（1）法令

- ・ 消防組織法・施行令
- ・ 都市計画法・施行令
- ・ 都市公園法・施行令
- ・ 航空法
- ・ 建築基準法・施行令
- ・ 消防法・施行令
- ・ 興行場法
- ・ 駐車場法・施行令
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）・施行令
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）・施行令
- ・ 景観法・施行令
- ・ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

- ・ 文化財保護法
- ・ その他関係法令等

(2) 条例等

- ・ 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例
- ・ 小牧市開発行為等の許可の基準を定める条例
- ・ 愛知県都市公園条例
- ・ 豊山町都市公園条例
- ・ 小牧市都市公園条例
- ・ 愛知県建築基準条例
- ・ 西春日井広域事務組合火災予防条例（豊山町対象）
- ・ 小牧市火災予防条例
- ・ 愛知県興行場法施行条例
- ・ 愛知県木材利用促進条例
- ・ 小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例
- ・ 愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例
- ・ 豊山町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- ・ 美しい愛知づくり条例
- ・ 小牧市都市景観条例
- ・ 愛知県プール条例
- ・ その他関係条例等

(3) 設計基準・指針等

- ・ 愛知県土地開発行為に関する指導要綱・指導基準
- ・ 豊山町開発行為等に関する指導要綱
- ・ 小牧市宅地開発等に関する指導要綱
- ・ 消防学校の施設、人員及び運営の基準（昭和46年消防庁告示第一号）
- ・ 愛知県建築基準法第二十二條の規定による建築物の屋根を不燃材料でふかなければならない区域
- ・ 土木工事標準仕様書（愛知県建設局）
- ・ 土木工事現場必携（愛知県建設局）
- ・ 測量及び設計業務共通仕様書（愛知県建設局）
- ・ 建築設計基準及び同資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 建築構造設計基準及び同資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 建築鉄骨設計基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）

- ・ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 構内舗装・排水設計基準及び同資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 官庁施設の防犯に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 日本建築学会諸基準
- ・ 昇降機耐震設計・施工指針（財団法人日本建築センター編集）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備環境課監修）
- ・ 建築工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 官庁施設の設計業務等積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築数量積算基準（建築積算研究会）
- ・ 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設計業務等電子納品要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室監修）

- ・ 建築工事設計図書作成基準及び同資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 敷地調査共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築改修工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 昇降機技術基準の解説
- ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 公共建築工事標準歩掛り
- ・ 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 都市公園技術標準解説書（国土交通省都市局公園緑地・景観課監修）
- ・ 造園施工管理技術編（国土交通省都市・地域整備局公園緑地課監修）
- ・ 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
- ・ ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり（国土交通省都市局公園緑地・景観課監修）
- ・ 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）
- ・ 遊具の安全に関する基準（一般社団法人日本公園施設業協会）
- ・ 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（国土交通省）
- ・ 植栽基盤整備技術マニュアル（国土交通省都市局公園緑地・景観課緑地環境室監修）
- ・ 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）の解説（国土交通省都市局公園緑地・景観課緑地環境室監修）
- ・ 屋外体育施設の建設指針（公益財団法人日本体育施設協会）

- ・ 防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（国土交通省国土技術政策総合研究所）
- ・ 観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン（観光庁）
- ・ 一定規模以上の土地の形質の変更に係る届出・報告の手引き
- ・ 道路、公園、自動車駐車場等に関する防犯上の指針（愛知県）
- ・ 愛知県地域強靱化計画（愛知県）
- ・ 愛知県帰宅困難者対策実施要領（愛知県）
- ・ 愛知県庁業務継続計画（愛知県）
- ・ 愛知県 SDGs 未来都市計画
- ・ 愛知県 SDGs 政策パッケージ
- ・ 愛知県プール条例施行規則
- ・ 愛知県プール条例運営要綱
- ・ 県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドライン（愛知県）
- ・ 愛知県環境物品等調達方針
- ・ 木材利用の促進に関する基本計画（愛知県）
- ・ 航空保安無線施設管理規定（航空保安施設実施要領）（愛知県）
- ・ その他関係基準等

10 資格の取得

業務の実施に当たり、法令等により資格を必要とする場合は、それぞれ有資格者を選任すること。

11 事業用地に関する事項

(1) 神明公園エリアにおける事業用地使用料

現神明公園は豊山町が公園管理者となっている。県は当エリアについて、「公園施設設置許可」を受けることを想定している。許可に関する詳細及び使用料の負担等については、事業者からの提案に基づき、豊山町と県との協議及び豊山町の条例によって定める。

(2) 事業用地の引渡し

事業契約締結後、県は事業用地引渡しに関する計画を、事業者は設計・建設に関する計画をそれぞれ定め、県による用地買収等の進捗に応じて、事業者は、あらかじめ事業契約に定めた計画の調整の枠組みに従って、2026年度末完成に向けて業務を遂行することとする。

各計画の調整の枠組み及び事業用地引渡しの遅延により当初完成予定日を超過した場合や事業者が増加費用が生じた場合における対応措置等については、入札説明

書等において示す。

1.2 要求水準の変更

県は、事業期間中に要求水準の見直しを行うことがある。以下に、要求水準の変更に係る手続を整理し、これに伴う事業者の対応を規定する。

(1) 要求水準の変更の手続き

県は、以下に該当する場合は、事前に事業者と協議のうえ、本書を見直すことがある。

- ① 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- ② 災害、事故等により、特別な業務内容が必要なとき、又は業務内容を著しく変更したとき。
- ③ 県の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- ④ その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更に伴う契約変更

県と事業者は、要求水準の変更に伴って、これに必要な契約変更を行うものとする。

1.3 損害賠償・保険への加入

事業者がその責に帰すべき理由により、県や利用者、その他の関係者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

当該事象に備え、事業者は、運営・維持管理期間開始日までに、保険契約を締結し、運営・維持管理期間中、当該保険に引き続き加入すること。

事業者が実施する追加投資に係る工事は、その責任の一切を事業者が負うこととし、必要に応じ、工事保険や請負業者賠償責任保険等に加入すること。

必要に応じ、その他の保険等に加入し、本事業の安定的な運営に努めること。

1.4 追加投資等の取扱い

(1) 運営権の対象となる施設・設備・備品等

事業者は、要求水準を充足する限り、県の事前の承認を得たうえで、自らの責任及び費用負担により、対象施設のサービス向上及び収益性の改善・確保に資する追加投資を行うことができる。追加投資の対象部分は、県の所有物となり、運営権の対象施設に含み、追加投資による収入の増加は事業者に帰属する。なお、事業期間終了時の引継ぎについては、他の施設・設備・備品等と同様の扱いとする。

(2) 事業者の保有資産等（備品等を含む）

事業者は、本事業の実施のために保有する資産等について、要求水準を充足する限り、県の事前の承認を得たうえで、自らの判断で新規投資、改修、追加投資を行うことができる。

(3) 大規模修繕及び県による追加投資

県は、事業期間中に大規模修繕（劣化した建築物及び設備等を所期の状態に回復させるための修繕をいう。）を実施しない想定であるが、事業者が提案時に作成した中長期修繕計画を参考に、対象施設について、県が使用状況等を踏まえ、妥当であると判断した場合に、事業者との協議のうえで大規模修繕を実施することがある。

大規模修繕では、日常のメンテナンスは事業者負担とし、大規模修繕に係るような更新等、及び日常のメンテナンスを超えるような事項は県と協議のうえ実施する。なお、対象物の更新は、事業者が適切に日常のメンテナンスを行っていることを前提に県が認めたものについて、大規模修繕に区分することとする。

また、県は、事業目的に照らし、社会情勢の変化を踏まえ、防災拠点の進化及び持続的発展の観点から必要と認めた場合には、事業者との協議のうえで県による追加投資を行うことがある。

15 個人情報の保護

業務上知り得た個人情報を他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。事業期間終了後もしくは事業者の取消し後又はその職を退いた後も同様とする。

前項に定める個人情報については、愛知県個人情報保護条例等に従って適正な管理を行い、漏えい、滅失及びき損等がないよう必要な措置を講じること。

16 守秘義務の遵守

事業者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。事業期間終了後もしくは事業者の取消し後又はその職を退いた後も同様とする。

前項に定める秘密に関する情報については、内部規程を定めて取り扱う等適正な管理を行い、必要な措置を講じること。

第3 統括マネジメント業務に係る要求水準

1 総則

(1) 基本方針

- ・ 本事業の事業目的を実現するための根幹を成し、事業全体を安定的かつ円滑に進捗させるために、事業者は統括マネジメント業務を実施すること。
- ・ 事業者は、事業の推進及び会社運営において必要となる業務として、2に示す業務内容のほか、自ら必要と判断した業務を実施すること。

(2) 実施体制

- ・ 本事業全体を統括する責任者として、統括管理責任者を配置する。なお、統括管理責任者には、本事業の目的や業務内容全般を十分に踏まえたうえで、本事業に係る個別業務を一元的に統括管理し、本事業全体を取りまとめることができる者を配置すること。
- ・ 業務の内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者を統括管理業務担当者として配置すること。
- ・ 統括管理責任者及び統括管理業務担当者については、業務の開始前に県に届け出ること。変更する場合も同様とする。

2 業務の要求水準

(1) 統括マネジメント業務

業務区分は以下のとおりとする。

ア 統括管理業務

(ア) 基本的な考え方

- ・ 業務全体を一元的に管理するために、統括管理責任者及び個別業務の責任者の役割・責任分担を明確にして実施体制を構築する。
- ・ 統括管理責任者は、必要に応じて個別業務の責任者を集めた会議を開催するなど、各個別業務間の情報共有や業務調整を適切に行う。

(イ) 業務の詳細

- ・ 統括管理責任者は、必要に応じて県や関係機関等の主催する会議に出席し、これらと調整を行い、県を含む関係者に対して適切に情報提供する。
- ・ 統括管理責任者は、事業年度ごとに、年度管理計画書を作成し、当該事業年度が開始する30日前までに県に提出し、承諾を得る。なお、内容を変更する場合は、事前に県に届け出て、県の承諾を得る。
- ・ 統括管理責任者は、年度管理報告書を事業年度終了後、毎年6月末日までに、県に提出する。

- ・ 統括管理責任者は、個別業務の責任者が作成する年度業務計画書及び年度業務報告書を確認し、県に提出する。

イ 総務・経理業務

(ア) 基本的な考え方

- ・ 予算作成、収入・経費の執行・管理及び決算管理を行うこと。

(イ) 業務の詳細

- ・ 施設の運営・維持管理にあたり、施設の運営業務及び維持管理業務と任意事業の間においては明確な会計区分を行う。
- ・ 事業年度ごとに事業報告、附属明細書、監査報告、会計監査報告及び財務諸表を県に提出する。
- ・ 受領及び作成した文書等の整理・保存・管理を行う。なお、文書等の管理規則又は管理要領を定め、破損・紛失等のないよう適切に文書等の整理・保存・管理を行う。
- ・ 施設、設備及び備品については、県と協議を行い、施設台帳・公園台帳・設備台帳・備品台帳を作成し、保管する。
- ・ 事業期間終了時には、適正かつ速やかに引き継げるよう管理し、記録を作成・保存する。

ウ コストマネジメント業務

(ア) 基本的な考え方

- ・ 防災拠点の設計・整備及び運営・維持管理にあたっては、施設運営におけるサービス提供等に係るサービス内容の充実や品質の向上を実施する一方、施設整備及び施設維持管理においては経費支出の適正化・効率化が図れるよう、事業期間全体にわたって適切なコストマネジメントの手法を導入し、それに基づいた管理を行うこと。

(イ) 業務の詳細

- ・ 具体的なコストマネジメント手法については事業者からの提案に基づき、県と協議のうえ定める。

エ ガバナンス業務

(ア) 基本的な考え方

- ・ 「第9 3 適切なガバナンス体制の構築と円滑な運用」に従いガバナンス業務を実施すること。

(イ) 業務の詳細

- ・ 本事業のガバナンスにおいては、県及び事業者の間の「信頼関係」の構築と

その維持・発展を基礎に、また、事業者のセルフモニタリングにより得られた客観的な業績情報の活用を基礎として、①県及び事業者の間で重層的に構成する会議体を通じた実績評価と改善協議による統制（内部統制）、及び②外部有識者等により構成する「第三者機関」を通じた評価・アドバイス・勧告等による統制（外部統制）により、ガバナンス機能を確保する。

- ・ 具体的なガバナンスの構築体制、手法については事業者からの提案に基づき、県と協議のうえ定める。

第4 設計及び建設業務に係る要求水準

1 総則

(1) 基本方針

ア 基幹的広域防災拠点としての機能

- ・ 南海トラフ地震やスーパー伊勢湾台風などの大規模災害時に、全国から人員・物資を受け入れ、県内全域に供給し、県内約130箇所をはじめとした防災活動拠点の後方支援機能を有し、さらに中部圏の被災地への応援にも貢献できる施設とすること。
- ・ 拠点運用時の拠点指揮運用機能として、24時間の危機管理体制、警察や消防、自衛隊などの支援要員のベースキャンプ機能、緊急支援物資の備蓄と中継・分配機能を確保すること。
- ・ また、広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置など、周辺地域における広域医療搬送の拠点となる施設とすること。
- ・ 大規模災害時にライフラインが途絶した場合でも電気・水・通信等を確保でき防災活動拠点としての機能を維持すること。

イ 消防職員等への消防教育、訓練の実施

- ・ 全県一貫した消防教育を実施するにあたり、実践的な訓練が可能な施設を計画すること。

ウ 防災・減災の普及・啓発及び防災・減災活動を実践する人材の育成

- ・ 防災イベントや訓練をはじめ、様々な分野のイベントが開催可能な施設とすること。
- ・ 普及・啓発、人材育成の実施にあたり、消防学校施設の活用を想定すること。

エ 防災ビジネス・スタートアップの促進

- ・ 県は、事業者と協力して企業等に向けて、防災ビジネスの実証実験、防災商品の実物展示や販売促進のイベント等を実施することを想定している。よって、防災拠点の整備・運営については、そうした観点を考慮して計画すること。

オ 公園施設としての魅力度向上

- ・ 県民等の利用者が憩えるような開かれた空間・機能を配置するとともに、訪れてみたくなる魅力的な空間デザインや快適性・利便性の高い動線を計画すること。
- ・ 防災意識・防災能力の向上・育成に資する公園施設となるよう計画すること。

カ 豊山町賑わい施設・避難所（アリーナ）等について

- ・ 防災拠点の南西側の隣接地に豊山町による賑わい施設・避難所（アリーナ）等の整備が計画されている。よって、防災拠点の整備・運営については、豊山町賑わい施設・避難所（アリーナ）等との連携を考慮して計画すること。

キ 防災意識の向上

- ・ 防災拠点の教育棟において、映像装置やVR等のデジタル技術の活用等により、県民の防災意識を向上させるような視覚的、体感的な仕掛けを考慮して計画すること。

ク 景観との調和

- ・ 県民共有の財産として親しみやすく便利でかつ安全に利用可能な公園や公共施設とするとともに、品格があり、周辺の景観と調和がとれる施設とすること。

ケ ユニバーサルデザインへの対応

- ・ 不特定多数が利用する施設の設計に当たっては、視認性及び誘導性の高いサイン表示を行い、誰もがわかりやすく利用しやすい施設とすること。また、あらゆる利用者が防災拠点を円滑に利用できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」、及び「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」等に基づき計画すること。

コ ライフサイクルコストの低減

- ・ 必要な機能及び性能を将来にわたって保持しつつ、維持管理のしやすい消防学校・公園とすること。さらに、ライフサイクルを通して、メンテナンス費用を低減可能な施設とすること。

サ カーボンニュートラルへの対応

- ・ カーボンニュートラルの実現に積極的に寄与する高い環境性能を有する施設として、施設の設計・建設及び運営・維持管理業務の計画及び実施においては、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に示されたエネルギー使用の効率に関する基準を積極的に参照することをはじめ、施設のライフサイクル全体での省エネルギー及び省資源化を実現すること。

シ SDGs（持続可能な開発目標）への対応

- ・ SDGsの達成期限である2030年の愛知県のあるべき姿（経済・社会・環境の三側面における調和のとれた、活力と持続力を兼ね備えた大都市圏「愛知県SDGs未来都市計画」）を先導する施設とすること。

ス 関係行政機関からの要望の対応

- ・ 事業者は各業務を行うに当たり、関係行政機関からの要請や意見に配慮し、その要望に応えられる施設整備を実現すること。

(2) 業務の前提条件

ア 位置図

- ・ 本事業の位置図を下記に示す。

図表 4-1 本事業の位置図



出典：地理院地図より作成

イ 敷地条件

- ・ 施設整備にあたっての敷地条件等は以下のとおりである。インフラの接続は、各管理者の定める規則に従い、事業者の負担にて整備すること。また、電気、

都市ガス、通信については、事業者にて接続箇所・方法等を決定すること。なお、事業者において実施する電気・ガス・水道等のインフラ整備工事のうち公園（平場）部分でのインフラ整備工事は、事業者の設計に基づき県が施工することから、業務分担及び施工方法等について、県と協議のうえ実施すること。

(ア) 計画地の条件

- ・ 計画地は、豊山町青山地区に位置する約 17.7ha の民地及び豊山町有地である。民有地は県が 2022 年度後半から買収に着手し、2023 年度内に買収を完了させる予定である。敷地については県が造成工事および完了検査を実施後、大山川洪水調節池に係る区域以外においては 2025 年 6 月末に、大山川洪水調節池に係る区域においては 2025 年 9 月末までに、それぞれ事業者に引き渡す。県は、計画地引き渡しまでの間、事業者に協力をする。

図表 4-2 計画地の条件

項目	概要
所在地	愛知県西春日井郡豊山町大字青山神明周辺
面積	約 17.7ha (約 177,400 m ²) 消防学校敷地面積：約 6.1ha (約 61,400 m ²) 愛知県防災公園敷地面積：約 8.9ha (約 89,000 m ²) 現神明公園の対象敷地面積：約 2.7ha (約 27,000 m ²)
用途地域	指定なし (市街化調整区域)
容積率/建蔽率	200%/60%
防災公園・神明公園の建蔽率等の上限	建蔽率 2% (都市公園法第 4 条) 運動施設の建蔽率 10% (都市公園法施行令第 6 条第 1 項第 1 号) 運動施設においては、10%を限度として上記の都市公園法で定める建蔽率を超えることができる。 建蔽率は、愛知県防災公園及び神明公園 (対象範囲外も含む) それぞれの公園単位で上限内におさめること。 運動施設の敷地面積 50% (都市公園法施行令第 8 条)
高圧線	整備地区内に中部電力の 77,000 ボルトの送電線が通っている。一般的に労働安全衛生規則等では、作業における電線との最小離隔距離が定められている。
VORTAC	名古屋空港北西部横に国土交通省航空局が管理する名古屋 VORTAC (無線標識設備) がある。VORTAC 周辺に建築物等を建てる場合には、工事や建築物の影響により VORTAC が発する電波の誤差が国際基準の限界値を超えないように計画しなければならない。
空港周辺におけ	航空機が安全に離着陸するため、隣接する県営名古屋空港周辺の一定

項目	概要
る建築物等設置の制限	の空間を障害物が無い状態にしておく必要がある。このため、制限表面を超える高さの物件（建築物・避雷針・アンテナ・看板・電柱等の恒常物件や、工事用クレーンやドローン・ラジコン等の仮設物件、樹木も含む）を設定することは航空法で禁止されている。
その他	北側（小牧市道 多気東町 11 号線、幅員 17.5m（拡幅予定）） 南側（豊山町道 52 号線、幅員 17.5m（拡幅予定）及び町道 117 号線、幅員 12m） 中央（豊山町道 1 号線、幅員 17.5m（拡幅予定）） ※町道 117 号線を除く愛知県が県道として拡幅する小牧市道及び豊山町道の全面供用開始は、本事業の整備に合わせ 2027 年 4 月の予定となっており、県は全面供用開始までの間、事業者に協力する。

(イ) インフラ条件

- ・ 事業用地周辺のインフラ整備状況は、以下のとおりである。詳細については、守秘義務資料を参照すること。
- ・ 各種インフラの引き込みは、計画地に新たに引き込むこととするが、引き込むインフラについては、整備内容により事業者の判断に委ねる。また、必要となる許可申請等にかかる手続き及び計画地内への引き込み費用は、事業者負担とする。

図表 4-3 インフラ条件

項目	整備状況	整備・管理	内容・スケジュール等
電気	未整備	事業者	電気引き込みは、計画地周辺において県道整備工事による無電柱化に伴う地下共同溝の整備計画が進められている。引き込みの詳細については、事業者が中部電力パワーグリッド株式会社と協議を行うこと。
都市ガス	未整備	事業者	ガスの引き込みは、計画地周辺において県道整備工事によるガス中圧導管敷設の整備計画が進められている。引き込みの詳細については、事業者が東邦ガス株式会社と協議を行うこと。
通信	未整備	事業者	通信の引き込みは、事業者が NTT 株式会社と協議を行うこと。
上水道	未整備	事業者	上水の引き込みは、上水道の耐震化工事の完了している小牧市からとする。引き込みの詳細については、事業者が小牧市と協議を行うこと。

項目	整備状況	整備・管理	内容・スケジュール等
下水道 (雨水)	未整備	事業者	雨水は、2026年4月の防災拠点供用開始時期において、豊山町は計画地周辺において排水区域とする計画がある。接続の詳細については、事業者が豊山町と協議を行うこと。
下水道 (污水)	未整備	事業者	污水は、2026年4月の防災拠点供用開始時期において、豊山町は計画地を公共下水道の供用開始区域とする計画がある。接続の詳細については、事業者が豊山町と協議を行うこと。
井水	未整備	提案のある場合は事業者	井水の利用は、事業者が県と協議を行うこと。

(ウ) 計画地及び周辺の現況

- ・ 計画地は、県が造成工事前に大山川の洪水調節池の整備工事を行う。なお、調節池の上部耐荷重は、10t/m²（土被りは50cm以上）にて設計を行っている。詳細は、守秘義務資料を参照のこと。
- ・ 事業者は埋蔵文化財調査及び不発弾調査に協力するものとする。
- ・ 計画地の一部は、周知の埋蔵文化財包蔵地である。今後、県が事業用地の引き渡しまでに、「愛知県基幹的広域防災拠点の整備について」において示した建築物配置に基づき、埋蔵文化財調査を行う予定である。埋蔵文化財調査の対象範囲は、守秘義務資料参照のこと。
- ・ また、埋蔵文化財調査の対象範囲内において、県は不発弾調査を実施する予定である。調査対象範囲外については、事業者が必要と認める場合は、県と協議のうえ事業者が不発弾調査を行うものとする。なお、不発弾が発見された場合は県の協力を求めることができる。

(3) 施設全体に関する事項

ア 配置・動線計画

(ア) 消防学校エリアの考え方

a ゾーニング

- ・ 防災拠点における各機能は相互に密接な関係があるとともに、「開かれた消防学校」というコンセプトを踏まえ、建築物・設備の配置計画においてそれらの機能性及び利便性の向上に配慮すること。
- ・ 各諸室等の配置を分かりやすいものとし、機能性、利便性の高い施設とすること。

- ・ 学校管理や教育に必要な諸室、寮生活に必要な諸室、防災啓発・人材育成に必要な諸室はそれぞれゾーニングし、出入口やトイレ等を別々に完結させること。
- ・ 消防学校の建築物配置については、県が 2021 年 11 月 17 日に公表した「愛知県基幹的広域防災拠点の整備について」（リンク：https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/368871_1574450_misc.pdf）において示した建築物配置を踏襲する。なお、提案に基づき建築物配置を変更する場合は、県と協議を行い県の承認を得ることとする。

b 動線

計画地内の動線について、平常運用時、拠点運用時それぞれの観点から以下のとおり整理する。

【平常運用時の動線】

- ・ 計画地内の動線計画は、駐車場や車庫への車両動線、消防職員等、従業員、来場者等の人の動線を把握のうえ、計画地内の動線が分かりやすい計画とし、可能な限り錯綜させないものとする。また、教育訓練の利便性・効率性を十分把握し、それらを考慮した動線計画とする。
- ・ 教育棟来場者が使用する諸室、男子トイレ、女子トイレ及び多目的トイレは動線に配慮して設置する。また、来場者が入校中の学生と極力接触しない動線とする。

【拠点運用時の動線】

- ・ 拠点運用時には、東側区画（消防学校エリア・防災公園（東側）エリア・神明公園エリア）は、警察、消防、自衛隊及び TEC-FORCE の各部隊のベースキャンプ、ならびに SCU の活動拠点として活用し、西側区画（防災公園（西側）エリア）は広域物資輸送拠点として活用する。
- ・ 警察、消防、自衛隊、SCU 及び TEC-FORCE の各部隊は、物資輸送車との混線を避けるため、国道 41 号青山江川交差点から豊山町道 52 号、豊山町道 1 号線を通過し消防学校エリア西面に進入する計画とする。
- ・ 計画地内の動線計画は、主園路や消防学校管理用通路を通行する車両動線とし、各部隊ベースキャンプ用地等までの動線が分かりやすい計画とすること。
- ・ 部隊退出については消防学校エリア南面から退出し国道 41 号青山江川交差点へ行くルートとする。SCU については、空港と連携するため防災公園エリア（東側）の北側から退出を行う。
- ・ 各部隊の進入退出動線は、エリア内での部隊の錯綜を防ぐため一筆書きの動線計画とすること。

(イ) 防災公園エリア・神明公園エリアの考え方

a ゾーニング

- ・ 拠点運用時には、東側区画（消防学校エリア・防災公園（東側）エリア・神明公園エリア）は各部隊のベースキャンプ、西側区画（防災公園（西側）エリア）は広域物資輸送拠点として活用する。ベースキャンプ、広域物資輸送拠点に必要な面積を確保しつつ、公園施設のレイアウトを行うこと。
- ・ 公園管理事務所及び屋内運動施設など、埋蔵文化財の発掘調査に影響を及ぼす公園施設の配置については、県が 2021 年 11 月 17 日に公表した「愛知県基幹的広域防災拠点の整備について」において示した建築物配置を踏襲する。ただし、提案に基づき建築物配置を変更する場合は、県と協議を行い県の承認を得ることとする。

b 動線

防災公園エリア、神明公園エリア内の動線について、平常運用時、拠点運用時それぞれの観点から以下のとおり整理する。

【平常運用時の動線】

- ・ 本公園へのアクセスはバス及び車が主要な手段となる。園内の動線は各エリアに配置した駐車場が始点となり、そこから計画地内を歩いて、目的とする施設に安全にアクセス可能なものとする。
- ・ 各駐車場から目的地となる施設までは、概ね 250m以内とすること。

【拠点運用時の動線】

- ・ 拠点運用時には、東側区画（消防学校エリア・防災公園（東側）エリア・神明公園エリア）は各部隊のベースキャンプ、西側区画（防災公園（西側）エリア）は広域物資輸送拠点として活用する。
- ・ 物資輸送車は、警察、消防、自衛隊、SCU 及び TEC-FORCE の部隊との混線を避けるため、国道 41 号多気中町東交差点から現小牧市道多気東町 11 号線、豊山町道 1 号線を通り西側区画に進入する計画とする。物資輸送車の動線計画は、主園路を通行する車両動線とし、人やフォークリフトとの錯綜を避けた分かりやすい計画とすること。
- ・ 物資輸送車の退出については、西側区画北側から退出し現小牧市道多気東町 11 号線を通過し、国道 41 号多気中町東交差点へ行くルートとする。
- ・ 物資輸送車の進入退出動線は、エリア内での部隊の錯綜を防ぐため一筆書きの動線とすること。
- ・ 警察、消防、自衛隊、SCU 及び TEC-FORCE の部隊の動線計画は、上述

「(ア) 消防学校エリアの考え方b 動線」のとおり。

(ウ) 園路及び消防学校管理用通路における計画の考え方

a 配置

【主園路】

- ・ 災害対応車両、物資輸送車など重車両が通行する園路を「主園路」とし、公園内を横断するように配置する。
- ・ 平常運用時には、歩行者利用が中心である。

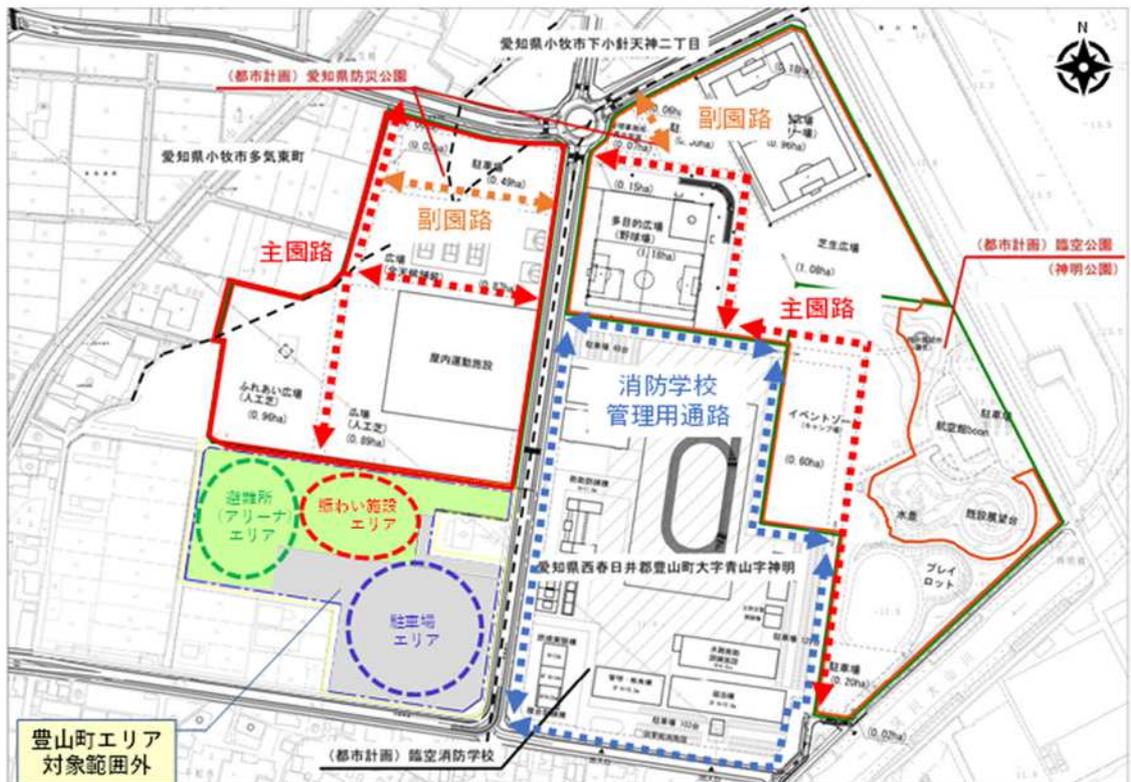
【副園路】

- ・ 駐車場から施設へのアクセスや東西区画の往来など歩行者利用が中心で、主園路を補足するように「副園路」を配置する。

【消防学校管理用通路】

- ・ 消防学校エリア内の消防学校外周に、災害対応車両、物資輸送車など重車両が通行する通路として「消防学校管理用通路」を配置する。
- ・ なお、「消防学校管理用通路」の建設業務は本事業の対象内とする。

図表 4-4 園路及び消防学校管理用通路の計画（参考）



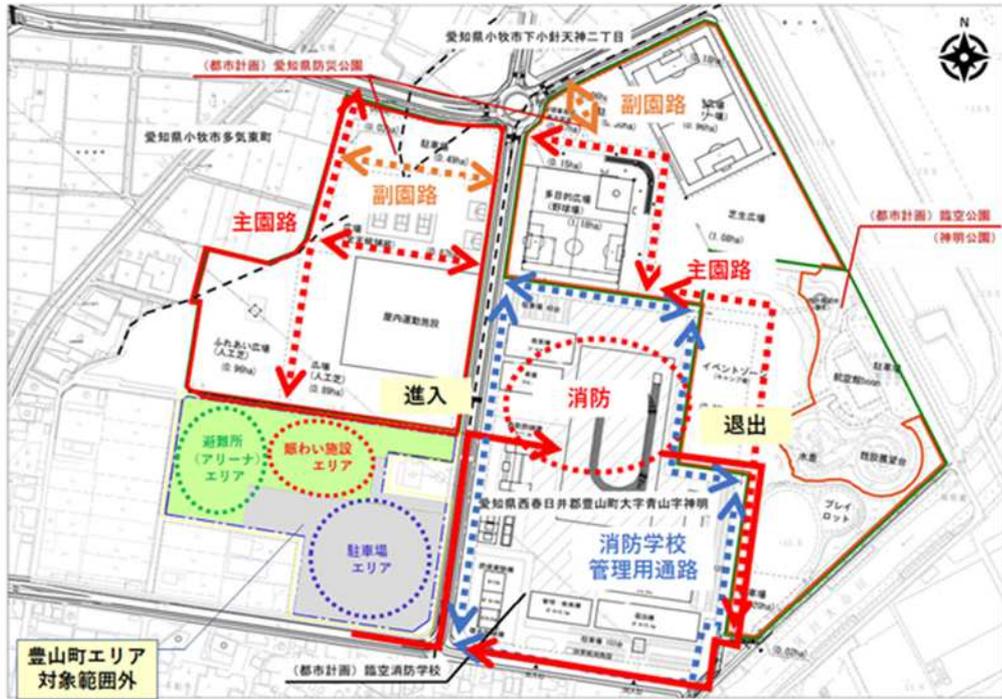
図表 4-5 自衛隊の進入退出ルート（参考）



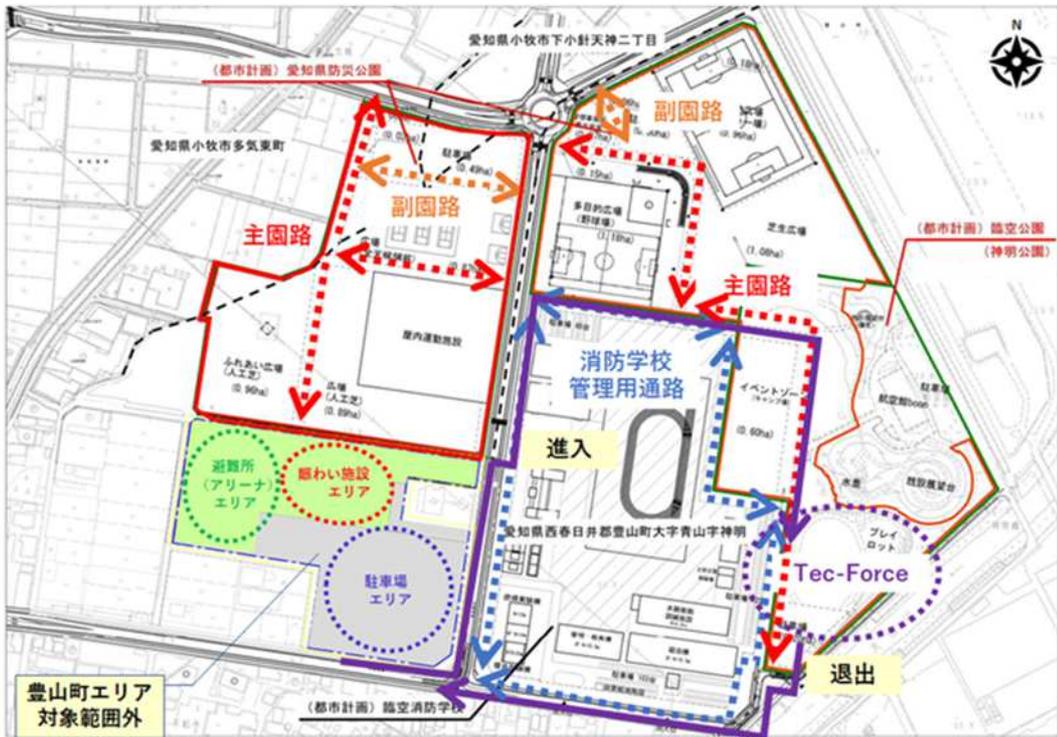
図表 4-6 警察の進入退出ルート（参考）



図表 4-7 消防の進入退出ルート（参考）



図表 4-8 TEC-FORCE の進入退出ルート（参考）



b 幅員

【主園路・消防学校管理用通路】

- ・ 大型車が対面ですれ違うことが可能な、7 m (3.5m対面) 以上の通路幅員を確保すること。

【副園路】

- ・ 歩行利用が中心であるが、管理用トラックなどの走行も想定されるため、利用者とトラック1台がすれ違える幅員として5 m程度とする。

c 舗装仕様

【主園路・消防学校管理用通路】

- ・ 拠点運用時に大型車両（災害対応車両、物資輸送車など）が、西側エリアでは日最大2,500台、東側エリアでは日最大900台走行可能な舗装構成を採用する。
- ・ 平常運用時は園内のメイン通路となり、利用者が多く利用する。
- ・ 計画地内の雨水浸透・流出抑制、園路での水溜り防止などを考慮して、透水性舗装を採用することができる。
- ・ 設計時においては、CBR試験を実施して、必要な舗装構成を設定する。

【副園路】

- ・ 拠点運用時も、歩行者や管理用車両程度が通行可能な舗装構成とする。
- ・ 主園路同様景観性に配慮した舗装とする。
- ・ 計画地内の雨水浸透・流出抑制、園路での水溜り防止などを考慮して、透水性舗装を採用することができる。
- ・ 管理用車両対応の舗装構成については、公益財団法人日本道路協会の舗装設計便覧、舗装施工便覧などの基準を基に舗装構成を設定する。

(エ) 空港ゲート新設に伴う対応

a 空港ゲート設置場所

- ・ 県は、大規模災害時における拠点－空港の最短経路となるよう、拠点と空港とが隣接する箇所において災害用空港ゲートを県が新設する予定である。

b 空港ゲート新設に伴う要求水準

- ・ SCUによる広域医療搬送車両（救急車）や空輸による物資搬送車両（自衛隊車両）が他機関の車両と混線しないよう考慮した動線とすること。また、拠点－空港間を迅速に通過し得る経路とすること。

イ 仕上げ計画

- ・ 建築物内外の仕上げについては、周辺の建築・自然環境との調和を積極的に図

るとともに、耐久性があり、施設運用開始後の維持管理においても、保全・清掃が容易な施設とすること。

- ・ 仕上げ材の選択においては、各諸室の用途及び使用頻度、並びに各部位の特性を把握した上で、最適な組合せを選ぶこと。また、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等、人体に害を及ぼす恐れのある化学物質の削減や、改修時・解体時における環境汚染防止を実施すること。
- ・ 救助訓練棟、複合訓練施設については、愛知県消防学校の改修を検討した際の基本設計図書に仕上げ材が記載されており、参考とすることができる。
- ・ 上記以外の施設については、事業者が提案すること。

ウ 設備・備品

- ・ 各諸室に設置する設備・備品等については、施設整備のサービス購入費の範囲内で、事業者が提案し、調達すること。
- ・ 県が調達する什器・備品については守秘義務資料にて示す。

エ 緑地・植栽計画

- ・ 本事業において、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年3月30日条例第三号）に基づく大規模行為の届出を尾張県民事務所環境保全課に提出する必要がある。
- ・ 消防学校エリア、防災公園・神明公園エリアを対象とし、愛知県自然環境保全地域の許可、届出等及び大規模な宅地の造成等の規制に関する事務取扱要領第54での緑地に関する基準は、上記対象範囲の30%以上を確保するものとされている。本制度の詳細については、「大規模行為届出の手引（愛知県 令和4年4月）」を参照すること。なお、上記の緑地は、1.5m幅以上の植栽（樹木又は芝生）でエリアを囲むことにより、囲われた面積（屋内運動施設の建築物や、多目的広場などの有料施設等の面積を除く。）を緑地面積として含むことができる。

（ア） 植栽計画の考え方

- ・ 防災拠点での植栽の目的は、公園内における緑環境とともに、新たに緑ある景観を創出することが挙げられる。また、公園内ではあらゆるレクリエーションが想定されており、その利用者のための緑陰の確保なども挙げられる。
- ・ 植栽には在来種を使用することができる。
- ・ 防災拠点は県内の防災活動拠点の後方支援を担う拠点であり、拠点運用時には物資拠点やベースキャンプ等として活用し、様々な活動が想定されていることから、植栽配置が拠点運用時の活動動線に干渉しないこと。

(イ) 配置

- ・ 計画地中央については、拠点運用時の活動動線と干渉するため、計画地境界の縁辺部や多目的広場(1)、多目的広場(2)などの施設際に配置すること。

オ その他

(ア) 愛知県産材の利用について

- ・ 愛知県産材の利用に積極的に努めること。なお、木材については、原則、県産木材を使用することとするが、やむを得ず使用できない場合は、県と協議すること。

(イ) VORTACに関する事項

- ・ 計画地に隣接する現名古屋 VORTAC は、既存周辺施設により既に「1.6°」程度の誤差が生じているため、本事業により整備する施設によって生じる誤差は、残り「1.4°」程度以内に収めなければならない。なお、守秘義務資料で示す配置図と立面図は、国土交通省大阪航空局が電波障害シミュレーションを行い、側面パネル(電波反射材料)の使用等により誤差の限界値「3°」以内に収まっていることを確認している。
- ・ 県が策定した防災拠点の基本計画の配置や建築物高さ等を踏襲する場合は、提案時における電波障害シミュレーションは必須としない。
- ・ 事業者の提案によって、配置や建築物高さ等を変更する場合は、事業者が電波障害シミュレーションを行い、誤差の限界値「3°」以内に収まっていることを確認したうえで提案する。
- ・ また、基本設計完了時・実施設計完了時及び仮設計画時の各時点において国土交通省大阪航空局が電波障害シミュレーションを行った結果、誤差の限界値「3°」を超えることが確認された場合、国土交通省大阪航空局より設計、計画の修正を求められる可能性がある。その場合の費用負担は、事業者にて負担するものとする。
- ・ なお、電波障害シミュレーションは、令和3・4年度国土交通省大臣官房会計課所掌機関一般競争(指名競争)参加有資格者のうち、業種区分「その他の業種」で認定を受けており、過去に国土交通省東京航空局又は国土交通省大阪航空局が発注した VOR/DME (TACAN) 施設の調査業務又は設計業務の入札に参加実績のある業者にて行うこと。また、建設業務においても仮設計画等について国土交通省大阪航空局と協議すること。

(ウ) ユニバーサルデザインに関する視点

- ・ 案内サインについては、各施設の位置関係が分かるよう、文字の大きさ、デザイン、色調、ピクトグラムの活用などユニバーサルデザインへの配慮とともに耐久性にも配慮し、計画地の適切な場所に配置すること。
- ・ 玄関は車椅子が通れるバリアフリー構造とし、雨に濡れても滑らない材質を使用し、冬季間の凍結防止対策を施すこと。
- ・ 転倒、転落、ガラスへの衝突等の事故防止に係る適切な措置を講ずること。また、通行に支障を及ぼす突出物を設けないよう配慮するとともに、各所コーナーの出隅部分には面取りやコーナーガードを設ける等の安全措置を講ずること。さらに、上階から物が落下する恐れがある箇所については、屋根もしくは庇を設け、通行者の安全を確保すること。
- ・ 施設内には、原則として床に段差を設けないこと。ただし、寮室にハイベッド（ベッド下に机・収納等）を設置する場合は認めるものとする。（2段ベッドは不可）
- ・ 各室等入口には、室名サインやピクトグラムを設けること。男女別に設ける室等は、男女別も明示すること。
- ・ 建具の可動部分は、無理な姿勢をとったり、強い力を加えたりすることなく、安全かつ容易に操作可能とすること。
- ・ 建具は、緊急時に容易に操作でき、かつ通常時に誤作動による事故が発生しない措置を講ずること。
- ・ あおり止め付き戸あたりを設けること。設けられない場合には開き止めを設置するものとする。
- ・ 引き戸は軽量化に努め、騒音発生及び振動伝播の少ない構造等とすること。
- ・ 工事完了時には、室内空气中化学物質の濃度調査を行うこと。その結果、室内空气中化学物質が厚生労働省の示す濃度指針値を超えた場合は、可能な対策をとるものとする。

(エ) 経済性への配慮に関する視点

- ・ 建築物の躯体や仕上げ材、設備等の更新周期の異なるものについて、更新作業が効率的に行えるものとする。
- ・ 消防学校特有の施設の使用方法を理解のうえ、使用材料の耐久性を高める等、長寿命の性能確保に努めライフサイクルコストの縮減に寄与するものとする。
- ・ 訓練施設については、特に排水、防カビ機能に配慮すること。
- ・ 設備シャフトの位置・大きさ等安全性に優れた計画とすること。
- ・ 床は掃除しやすく、滑りにくい床仕上げとすること。

- ・ コンセント、スイッチ等建築設備の位置は家具・調度品を考慮し、仕様上支障のない位置に設けるものとする。

(オ) 地役権に関する事項

- ・ 事業用地の一部には、高圧送電線が通っており、地役権の設定されている範囲があるため中部電力パワーグリッド株式会社に建築規制等を確認すること。

(カ) 人にやさしいまちづくりの推進に関する条例関係

- ・ 本事業では「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」での「特定施設の整備に関し最小限の措置を定めた基準（「整備基準」）」が適用されるが、さらに望ましい基準である「人にやさしい街づくり望ましい整備指針」については、施設の利用実態に応じて必要な措置等を選択する際の参考とすること。
- ・ 人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づき、ユニバーサルデザインに関して、設計初期の段階で意見聴取会を開催する等、高齢者、障がい者、子育てに関わる団体等からの意見を集約し、誰もが使いやすい施設となるように取り組むこと。

(キ) トイレ計画

- ・ 防災拠点において必要なトイレを適切に配置すること。
- ・ 洋式便器及び温水洗浄便座を基本とすること。
- ・ 各施設において男・女・多目的トイレの設置を適切に行うこと。
- ・ 多様な利用者に配慮すること。
- ・ 公園に必要なトイレ数を計画し、適切に整備すること。なお現神明公園既設トイレの代替機能を確保すること。
- ・ 消防学校の屋外訓練場など屋外訓練に際し、複合訓練施設のトイレを外部からも使用可能にすること。
- ・ 緊急時に多目的トイレからの通報監視を行うため、トイレ呼出表示設備を設置すること。
- ・ 拠点運用時のトイレ利用の方法について留意すること。災害トイレ 6,000 人分を 14 日間確保できるよう、設計・計画すること。なお、整備は県にて実施する。

(ク) 感染症対策

- ・ 新型インフルエンザ・コロナウイルス感染症等への対策を適切に施すこと。

(ケ) サイン計画

サイン計画の基本的な考え方を以下に示す。

- ・ 園内サインは、公園エントランスから園路を通り、目的施設に迷わず到着できるように整備すること。
- ・ 園内サインは、「案内サイン」、「誘導サイン」、「記名サイン」の大きく3種類に分けられる。
- ・ 「案内サイン」は、目的地の位置と現在地から目的地までの動線を確認するものであり、公園全体マップに施設配置、現在位置を示すこと。
- ・ 「誘導サイン」は、園路上で各施設までの動線案内を補うものであり、園路分岐に配置し、施設名と方向を示すこと。
- ・ 「記名サイン」は、目的となる施設名を示すものであり、各施設のエントランスや壁面等で施設名称を示すものである。
- ・ サイン形式、表記内容、色彩は周辺環境を確認したうえで、景観に配慮したものを選定すること。

(コ) 駐車場計画

駐車場の基本的な考え方を以下に示す。

- ・ 防災拠点においては、車でのアクセスがメインであると想定され、駐車場は平面のみとする。詳細の台数は県と協議のうえ決定する。
- ・ 防災公園（西側）、防災公園（東側）、消防学校の各エリアの台数については、需要を予測し、バスなど大型車両も含めた必要駐車台数を適切に設定すること。なお、消防学校の利用者用として、管理・教育棟の近場に50台、宿泊棟の近場に175台、教育棟の近場に50台以上を確保すること。
- ・ 防災公園（東側）エリアの駐車場は、拠点運用時には救出・救助部隊ベースキャンプ機能として利用する。
- ・ 防災公園（西側）エリアの駐車場は、拠点運用時には県内全域の物資をカバーする広域物資輸送拠点として運用する。
- ・ 神明公園エリアに現在ある駐車場は、現状を代替し、神明公園エリアで確保すること。なお拠点運用時には救出・救助部隊ベースキャンプ機能、TEC-FORCE ベースキャンプとして利用する。
- ・ 豊山町タウンバス停留所は現在神明公園北側に配置されており、代替となる豊山町タウンバス停留所の設置が想定されるため、タウンバスの駐車場乗入れを考慮した配置計画とする。
- ・ 駐車場には、EV用急速充電設備を防災公園（西側）エリアに1台以上、防災公園（東側）エリア及び神明公園エリアに1台以上の計2台以上を確保する

こと。なお、設備設置場所と設置台数については提案すること。

- ・ 拠点運用時には、駐車場をベースキャンプとして活用するため、駐車柵に車止め（タイヤ止め）を設置しない、園路と駐車場の段差を小さくするなど、車両が往来しやすいものとする。
- ・ 駐車場の夜間防犯対策について配慮すること。

(サ) 公園と消防学校との境界

- ・ 公園利用者が意図せず消防学校に侵入することを防ぐため、消防学校と公園の境界を明確に区分すること。
- ・ 区分の手法は提案によるが、公園の景観、公園との一体性及び公園利用者の消防学校への視認性に配慮すること。
- ・ 拠点運用時には、消防学校と公園車両間の通行が可能となるよう、車両通行可能箇所を複数設置すること。
- ・ 教育棟来場者エリアと消防職員等訓練エリアの区分について、教育棟来場者が容易に分かるようにすること。

(シ) 消防学校と道路との境界

- ・ 道路と消防学校の境界を明確に区分すること。

(4) 施設の機能及び性能に関する事項

ア 共通事項

(ア) 施設・諸室の考え方

- ・ 各施設の要求水準を以下に示す。本書で示した各施設・諸室のほかにも、利用ターゲットや需要動向を勘案した事業者から各施設・諸室の設置を提案することも可能とする。県は、事業者のノウハウや創意を生かした積極的な提案に期待している。

(イ) 施設・諸室の建築的条件

- ・ 事業者は、守秘義務資料に示す情報を参考に、事業者が提案した本事業実施の基本方針、利用者の利用ニーズ等を踏まえて、各機能の利用ターゲットや利用パターン等を適切に設定したうえで、各施設・諸室の建築的条件を合理的に設定し、それに基づいた施設整備を行うこと。

(ウ) 施設の基本性能

a 耐震性能

- ・ 耐震性能に関しては、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づくも

のとし、施設ごとに下記以上とする。

図表 4-11 耐震性能

施設名	構造体	非構造部材	設備
管理・教育棟	I 類	A 類	甲類
宿泊棟	I 類	A 類	甲類
教育棟	I 類	A 類	甲類
車庫	II 類	B 類	乙類
複合訓練施設	III 類	B 類	乙類
救助訓練棟(大屋根含む)	II 類	B 類	乙類
街区消火訓練場	—	B 類	乙類
水難救助訓練場	III 類	B 類	甲類
震災訓練場	—	B 類	乙類
土砂災害訓練場	—	B 類	乙類
屋外訓練場	—	B 類	乙類
屋内運動施設	I 類	A 類	甲類
公園管理事務所	II 類	B 類	乙類

- ・ 国土交通省の「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドラインに関連する既往指針等の概要」において記載のある大地震動に対して軽微な被害にとどまり、施設の主要な機能の確保や収容物の保全が可能な構造とすること。
- ・ 管理・教育棟及び教育棟は十分な変形能を有する免震構造とする。また、宿泊棟は、拠点運用時に拠点活動要員の休息・宿泊施設となるため、同程度の性能を有する免震構造とすることができる。

b 構造種別等

- ・ 構造種別は、受注者の提案によるものとする。
- ・ (ウ)a に示す施設については積雪時においても利用できること。ただし、水難救助訓練場は凍結を許容する。

c 下部構造

- ・ 下部構造については、耐震安全性を確保し、基礎構造の損傷や鉛直方向の耐力低下により、上部構造の機能確保に有害な影響を与えないものとする。
- ・ 建築物の基礎は、建築物の構造・規模・周辺の状態などを考慮のうえ、不同沈下などの障害を生じさせることなく安全に支持すること。

d 長期耐用性能の確保

- ・ 「官庁施設の基本的性能基準及び基本的性能に関する技術基準」に基づくものとし、耐久性に関しては、構造体について可能な限り 65 年間大規模な修繕を行わずに使用するものとする。
- ・ 長期的な耐久性はもとより、行政ニーズ、社会情勢の変化、情報通信機器の導入等に伴う建築空間の利用状況の変化等に対応すること。このため、事務室内の間仕切りの移動、設備機器・配管等の機能の劣化、更新等の様々な状況の変化・進展に対して柔軟に対応できるよう施設全体にわたり、集約的な改修・改善が容易なものとする。
- ・ 特に配管スペースについては、配管の周囲を改修することなく、配管の点検、更新が行えるようにすること。

e 環境負荷低減への寄与

- ・ 燃料電池や太陽光発電などの再利用可能エネルギーを導入することで、環境に配慮した計画を目指すものとする。
- ・ 環境負荷低減を目指し、温室効果ガスの削減など環境に配慮した施設計画とする。
- ・ 採用する設備については、省エネ機器を積極的に採用するなどの対策を実施する。
- ・ 空調エリアの設定など、効率的な空調及び空調負荷削減を図り、消費エネルギーの合理化を目指すものとする。
- ・ 壁の構造等に配慮し、室内に発生する表面結露及び内部結露を抑制する。
- ・ 人体の安全性、快適性に配慮した建設資材を採用するものとする。
- ・ 換気扇を設ける部屋には適切に給気スリーブ等を設けること。
- ・ 再生可能エネルギーの導入などによる地球温暖化対策をはじめとした環境負荷の低減やエネルギー利用の抑制等により、脱炭素社会の実現にも積極的に貢献可能な、高い環境性能を有し、環境負荷の少ない施設を整備するために、防災拠点の整備にあたっては、建築物環境配慮制度（CASBEE あいち）における A ランク以上を取得すること。

f 良好な景観形成と環境維持への対応

- ・ 施設の形態、色彩、素材等はオープンスペースや緑と調和させ、良好な景観が形成されるようにしつつ、隣接する空港や周辺景観などの地域特性を踏まえ、ここに長年立地する公共建築にふさわしいものとする。
- ・ 施設運用開始後の維持管理においても、保全・清掃が容易な施設とする。

と。

g 防犯性への対応

- ・ 利用者の安全を確保し、財産及び情報を守るため、侵入防止等の十分なセキュリティ対策を行う。
- ・ 防災拠点を利用する人、物を保護するため、施設の運営・維持管理方法と整合した防犯対策を行い、外部からの人、物の侵入を制御すること。
- ・ 制御の方法については、人的及び機械的なシステムにより構築すること。

h 地域との連携

- ・ 県民が気軽に便益施設やオープンスペース、トイレ、駐車場等を利用することが可能な、地域に開かれた施設とすること。

イ 各エリアにおいて平常運用時に求められる機能

(ア) 消防学校エリア

- ・ 消防組織法第 51 条に基づき、消防職員等を対象とした消防教育及び実践的な訓練を実施するため、複雑・多様化する火災・災害に対応した訓練が可能な施設とすること。
- ・ 消防学校とは独立分離した機能として、県民、自主防災組織、企業等を対象に、防災・減災の普及・啓発及び防災・減災活動を実践する人材の育成を実施する場として、教育棟を設置する。
- ・ 各種訓練施設等は、消防学校としての機能を十分に満たすことを前提に、県民等への防災啓発・人材育成に活用可能なものとする。
- ・ 拠点運用時には SCU を設置するため、コンテンツを移動可能な仕様とすること（利用者の安全利用にも配慮すること）。
- ・ 各種訓練施設等を活用した防災体験との組合せにより、実践型の防災教育を展開すること。
- ・ フロアはタイルカーペット等の滑らない材質を採用し、体験設備、パネル及び展示物等を効果的に配置することができる規模・構造とする。
- ・ 教育棟に、来場者配布用のパンフレットなどを収納できる倉庫を設置すること。
- ・ 各教室及び教育棟は、多種多様なカリキュラムを行うことのできる機能的な空間とすること。
- ・ 近接する空港の航空機による騒音対策として、事務室、教室、宿泊棟、会議室等の壁、窓等の防音対策を行うこと。

(イ) 防災公園（西側）エリア

- ・ 本エリアのエントランスの配置は、事業者の提案に委ねる。
- ・ 屋内運動施設は、天候を問わず運動や防災ビジネス等のイベントに活用可能なものとする。
- ・ 拠点運用時には、物資拠点として活用可能なものとする。トイレやサインなどは拠点運用時の動線に干渉しないように配置すること。
- ・ 防災イベント・防災ビジネス等での活用も想定すること。

(ウ) 防災公園（東側）エリア

- ・ 本エリアのエントランスの配置については、事業者の提案に委ねる。
- ・ 多目的広場（１）、多目的広場（２）、芝生広場を配置しており、団体での運動施設利用が見込まれるものとする。このうち、多目的広場（１）と多目的広場（２）は１面ずつ確保すること。
- ・ 公園管理事務所にはシャワー・更衣室があり、多目的広場（１）や多目的広場（２）の団体利用者が着替えやシャワーなどを利用可能とすること。
- ・ 公園トイレは、多目的広場（１）と多目的広場（２）のどちらからも利用しやすいよう配置すること。
- ・ 拠点運用時には、自衛隊のベースキャンプとして活用するため、トイレやサインなどは拠点運用時の動線に干渉しないように配置すること。
- ・ 現神明公園の植栽については、できるだけ既存の植栽を活かすことを考え、残置する植栽と整合を図りながら、植栽を配置すること。

(エ) 神明公園エリア

- ・ 本エリアのエントランスの配置については、事業者の提案に委ねる。
- ・ サバイバルキャンプなどが実施可能なイベントゾーンを設けること。
- ・ 現神明公園の機能の内、プレイロットについては代替機能を整備し、展望台、航空館、水景はそのまま機能を残すこと。
- ・ 拠点運用時には、警察・TEC-FORCEのベースキャンプとして活用するため、トイレやサインなどは拠点運用時の動線に干渉しないように配置すること。
- ・ 現神明公園の植栽については、できるだけ既存の植栽を活かすことを考え、残置する植栽と整合を図りながら、植栽を配置すること。
- ・ 現神明公園代替機能、同等規模に対する利用料金は無料とすること。代替を超える部分については提案に基づく。また、現神明公園における代替機能とは、現神明公園内に存在するプレイロット、健康器具、駐車場、トイレ等を指し、各施設の機能を従前同様発揮できれば良く、その数量に制限を設けない。

ウ 各エリアにおいて拠点運用時に求められる機能

拠点運用時において各区画をそれぞれ下記の機能として運用する。

(ア) 消防学校エリア

- ・ 拠点本部機能：管理・教育棟、宿泊棟
- ・ 広域医療搬送（SCU）機能：教育棟
- ・ 緊急消防援助隊ベースキャンプ機能：屋外訓練場

(イ) 防災公園（西側）エリア

- ・ 広域物資輸送拠点の機能を有すること。
- ・ 防災公園（西側）エリアの屋内運動施設、広場、駐車場の配置について、拠点運用時における広域物資輸送拠点の効率運用、機能発揮の観点から、適切なレイアウトとすること。
- ・ 国からの支援物資は、県で一時保管することなく到着次第極力市町村へ配送可能にすること。
- ・ 防災公園（西側）エリア面積約 4.7ha は固定とし、その空間内で物資の効率的な配送を実施可能にすること。屋内運動施設の他に、トラック一時待機所、トラックバース、物資積替えスペース、通路を確保すること。
- ・ 防災公園（西側）エリアでは、屋内運動施設（約 9,500 m²）の他に、トラック一時待機所、トラックバース、物資積替えスペース、通路を含め、約 3.7ha のスペースを確保。
- ・ 物資運用 PT を設置可能にすること。
- ・ 拠点運用時、広域物資輸送拠点は県の職員を中心に運用を行う。なお、運用支援は物流専門家にて行うものとする。
- ・ 屋内運動施設を、スポーツの試合や各種イベントの開催などマルチに活用できるよう整備するとともに、豊山町が整備を予定している賑わい施設・避難所（アリーナ）等との連携ができるように整備すること。

<屋外の広域物資輸送拠点として活用する際の共通要求事項>

- ・ 大規模災害時は遅滞なく、拠点運用時モードに移行すること。
- ・ 複数の 12mトラック（大型）が計画地内に進入・走行可能な通路を確保すること。
- ・ 搬入・搬出するトラックが一方通行で進入・退出可能なレイアウトとすること。
- ・ 屋外でもフォークリフトが円滑に走行できるよう、段差等の配慮を施すこと。

- ・ 広場及び駐車場については、トラックの駐車又は支援物資保管場所として活用することから、舗装構成の強度を十分なものとする。
- ・ レイアウト変更が可能なよう、縁石等の施設を可動式にするなどの工夫を施すこと。
- ・ トラック一時待機場所は、舗装構成の強度を十分なものとし、人工芝を提案した場合は容易に張替えられるものとする。
- ・ ブッシュ型支援物資（毛布等）の単品目を大量に受入・配送をする場合は、スペースを要することから屋内運動施設の活用に加え、物資テント（拠点運用時に駐車場等に仮設するテント）を設置使用する。加えて、駐車場にて入荷トラックから出荷トラックに直接積み替えする対応することも想定している。
- ・ 物資テント（仮設）については、訓練・イベント等で繰り返し使用することから、下記の条件を満たすものを選定すること。
 - 耐久性・耐候性を有し、強風に耐えうる構造であること。
 - 設置・撤去が容易で、保管スペースがコンパクトであること。
 - テント内をフォークリフトが作業可能な構造であること。
- ・ 広域物資輸送拠点の屋外の入荷トラックから出荷トラックへの積替え作業スペースは、トラックを円滑に出入りさせるため駐車場及び広場（全天候舗装）を活用するものとする。
- ・ 広域物資輸送拠点として活動するにあたり、フォークリフト等の各種資機材を整備すること。
- ・ 拠点運用時には、県の職員を中心に構成される緊急物資プロジェクトチーム等を設置する可能性があるため、当該チームの休息・活動スペースを確保すること。

(ウ) 防災公園（東側）エリア

- ・ 救出・救助部隊ベースキャンプ機能：オープンスペース（多目的広場等）

<救出・救助部隊ベースキャンプ機能に関する共通事項>

- ・ 車両の混線を防ぐため、救出・救助部隊の入退場動線と広域物資輸送拠点のトラック入退場動線を分けること。
- ・ ベースキャンプ用地内では、警察、消防、自衛隊等の機関が入退場することになるため、ベースキャンプ用地内での車両動線の混線を防ぐ施設配置とすること。
- ・ 大規模災害時は遅滞なく、拠点運用時モードに移行すること。
- ・ 園路等は大型車両（バス、トラック等）が円滑に入退場及び通行できること。

- ・ 大型車両の通行に耐えうること及びテント設営に係るペグ等の杭打ちが可能となるようにグラウンド内の配管計画に留意すること。また、杭打ちの可、不可のエリアが目視で確認できるよう明示すること。
- ・ ベースキャンプ用地となる消防学校屋外訓練場、多目的広場等の各施設は各救出・救助部隊の車両が活動できるよう考慮し、雨天時でも車両が施設内を移動可能な仕様とすること。
- ・ ベースキャンプ用地は、各救出・救助部隊の駐車スペース以外に各部隊のテント設営スペースにもなることから、テント設営を可能とする平面とし、睡眠時等における休息の質に配慮すること。
- ・ 照明設備は、救出・救助部隊の野営を想定した必要最低限の照度を保ち、かつ省エネに配慮した設備とすること。
- ・ 救出・救助部隊の活動資機材・衣類の洗浄を行うことができる水場を設置するとともに、拠点運用時でも活用できるよう電気、給湯、トイレ等の生活用設備を設けること。
- ・ 車両乗り入れ箇所は2か所以上確保すること

図表 4-12 防災公園（東側）エリア・消防学校エリアの平常運用時利用と拠点運用時利用の想定（拠点運用時の各部隊の必要面積）

災害時機能	諸元	参集人数	車両台数	宿営用天幕	その他	必要面積	平常時機能	諸元	対応面積
	消防	1,632	大型408					2.9ha	消防学校グラウンド
警察	2,000	大型100 小型100			装備資機材 等保管庫	1.0ha	イベントゾーン (キャンプ場)	1.0ha	
自衛隊	1,000	大型100 中型50 小型50	167張		指揮所 給油施設等	4.3ha	サッカー場	1.2ha	
							野球場	1.0ha	
							芝生広場・駐車場	2.1ha	
TEC-FORCE	230	中型79 小型10				0.5ha	駐車場	0.5ha	

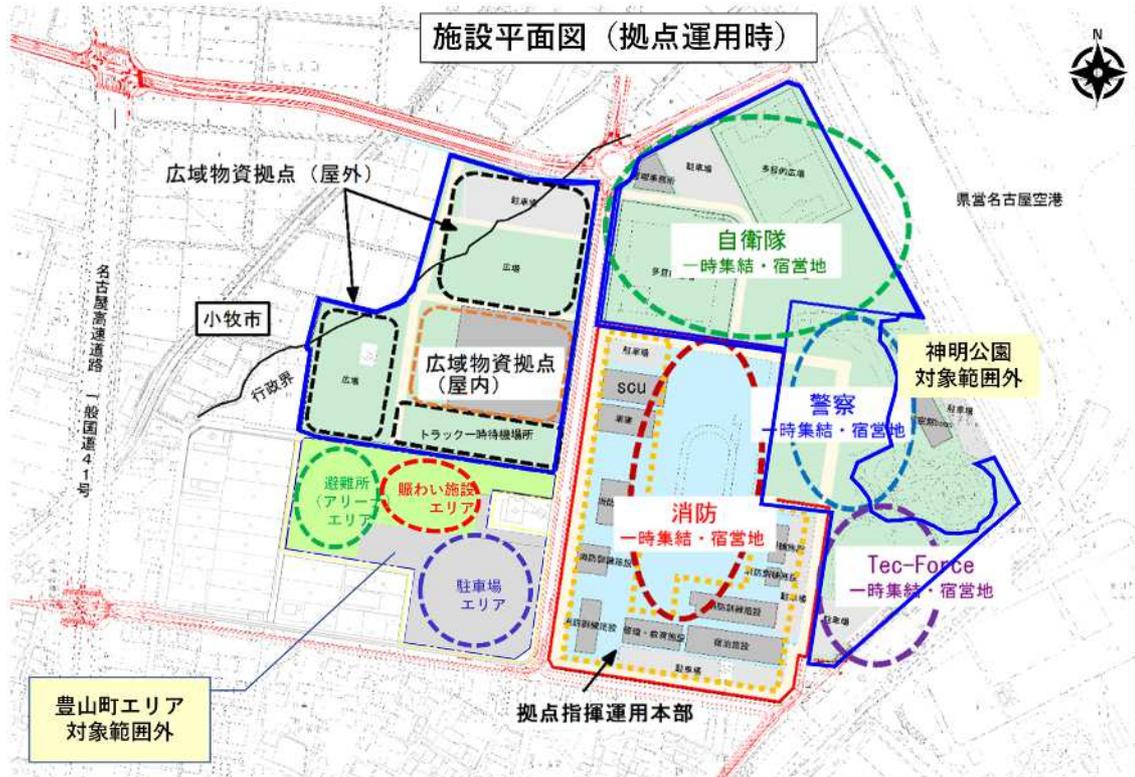
※警察「装備資機材等保管庫」は、多目的広場（1）又は多目的広場（2）で確保すること。

※TEC-FORCE ベースキャンプは神明公園エリアの駐車場を活用することを想定している。

(エ) 神明公園エリア

- ・ 救出・救助部隊ベースキャンプ機能：オープンスペース（イベントゾーン等）
- ・ 支援部隊ベースキャンプ機能：オープンスペース（駐車場等）
- ・ <救出・救助部隊ベースキャンプ機能に関する共通事項>を満たすこと。

図表 4-13 拠点運用時の機能配置案（参考）



エ 各施設において求められる機能及び性能

(ア) 消防学校エリア：管理・教育棟

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 平常運用時は、消防学校初任科用講義室として、350人収容可能な大教室や専科用講義・シミュレーション訓練で用いる中教室、小教室を配置すること。
- ・ 消防職員等の消防教育及び県内消防本部の消防部隊の教養訓練で使用しない場合に限り、消防学校と調整の上、教室を会議室として開放することができる。この場合、県は、防災・減災に関する研修教室での避難生活を想定した避難所体験に加え、企業の研修スペースや防災ビジネスに関するイベントスペース等の利用を想定している。
- ・ 消火器や消防車のポンプ構造カットモデル等を展示できるスペースを確保すること。
- ・ 全ての部屋を施錠可能とすること。
- ・ 管理・教育棟と宿泊棟の間は、雨に濡れず移動可能とすること。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 拠点指揮運用本部、救助部隊の調整等の基幹的広域防災本部機能を担うものとする。
- ・ 拠点運用時における後方支援拠点本部機能として、「拠点指揮運用本部」、「各救出・救助部隊の現地連絡調整」等の諸室として活用するものとする。
- ・ 基幹的広域防災拠点の中核施設として、大教室に「オペレーションルーム」、中教室に「応援職員受入れ施設等」を設置すること。
- ・ 「愛知県災害対策実施要綱」に基づき、愛知県自治センターに設置される愛知県災害情報センター室が万が一機能しなかった場合の代替施設としても想定し、拠点運用時の各教室・会議室レイアウト変更を踏まえて机・椅子などの什器は移動しやすくすること。また、地震動などの揺れに対応可能なものとし、多数の電話や電源を接続しやすくするため OA フロアとするとともに、拠点運用時に使用するホワイトボード、複合機、パソコン及び電話機などの資機材を保管するスペースを確保すること。
- ・ 自治センター代替機能として災害対策本部室、災害情報センター室、公共機関等連絡員スペース、自衛隊・消防指揮所等スペース約 1,660 m²程度確保すること。
- ・ 県自治センター 6 階に常設されている「災害情報センター室(約 150 名)」及び「災害対策本部室(約 90 名)」の代替施設として使用することから、守秘義務資料に示す同等の設備機能を有するよう整備すること。
- ・ 自衛隊をはじめとした防災関係機関の各活動スペース及び電源・通信を確保すること。また、約 500 名(※災害情報センター室及び災害対策本部室約 240 名を含む)が活動及び日常生活を最低 7 日間行える電源を確保すること。
- ・ 自衛隊や DMAT 等が持ち込む衛星通信設備の空中線(アンテナ)を設置するため、活動場所から外部(屋上等)までの電源を確保すること。
- ・ 防災拠点の主要施設となる管理・教育棟、宿泊棟、教育棟、屋内運動施設間で通信ネットワークを整備し、災害により電力が途絶しても自家発電システムと同期し映像・音声等により情報共有が可能な施設とすること。また、防災拠点と災害情報センター室とも通信を確保すること。なお、県が整備する次世代高度情報通信ネットワークのために、県が整備するための設備(空配管や電源等)を確保しておくこと。

<参考：災害情報センター室での主な実施事務>

- ・ 災害応急対策に関する基本的事項の実施又は処理方針の立案
- ・ 災害応急対策に関する、本部の各組織相互間並びに、本部、関係市町村及び関係機関相互間の連絡調整

- ・ 災害に関する情報の収集及び伝達
- ・ 災害広報
- ・ 自衛隊の災害派遣要請に関する、関係自衛隊並びに本部の各組織、関係市町村及び関係機関相互間の連絡調整

図表 4-14<参考：管理・教育棟の拠点運用時/平常運用時対応案>

消防学校	基幹的広域防災拠点機能	自治センター代替機能
大教室（約 350 人使用）	災害オペレーションルーム	災害情報センター室
会議室（約 100 人使用）		災害対策本部室
小教室×2（約 80 人使用）		公共機関連絡員詰所
中教室（約 100 人使用）	自衛隊スペース	自衛隊スペース
中教室（約 100 人使用）	消防スペース	消防スペース
中教室（約 100 人使用）	警察スペース	警察スペース
小教室×2（約 80 人使用）		
小教室（約 40 人使用）	TEC-FORCE スペース	国・県連絡員スペース

※消防学校を自治センターの代替として使用しない場合も、原則管理・教育棟の全ての部屋は拠点運用時で使用することを見込むこと。

c 諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項

管理・教育棟	
大教室	
平常運用時	・ 350 人が講義を受けられる大教室 1 室を設置すること。
拠点運用時	・ 指揮所（オペレーションルーム）として利用可能な性能とすること。 ・ 自治センター代替機能として：災害情報センター室として利用可能な性能とすること。
中教室	
平常運用時	・ 100 人が講義を受けられる中教室 3 室を設置すること。
拠点運用時	・ 救出・救助部隊（警察、消防、自衛隊スペース）の受入れ施設として活用可能な性能とすること。
小教室	
平常運用時	・ 50 人が講義を受けられる小教室 5 室を設置すること。
拠点運用時	・ 各本部室（中・小教室） TEC-FORCE スペース（約 40 人使用）、公共機関連絡員詰所（約 80 人使用×2）、国・県連絡員スペース（約 40 人使用）として利用可能な性能とすること。
会議室	
平常運用時	・ 100 人を収容可能な会議室を確保すること。
拠点運用時	・ 自治センター代替機能として災害対策本部室を設置可能な性能とすること。
校長室	
平常運用時	・ 1 人が利用可能な性能とすること。

管理・教育棟	
拠点運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点運用を支援可能な性能とすること。 ・ 拠点運用時においても平常運用時と変わらずに利用可能な性能とすること。
教職員室	
平常運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約 50 人が利用可能な性能とすること。
拠点運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点運用を支援可能な性能とすること。 ・ 拠点運用時においても平常運用時と変わらずに利用可能な性能とすること。
湯沸室	
平常運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給湯設備を利用可能な性能とすること。
拠点運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点運用を支援可能な性能とすること。 ・ 拠点運用時においても平常運用時と変わらずに利用可能な性能とすること。
教職員更衣室	
平常運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約 50 人（男子 40 人、女子 10 人）が利用可能な性能とすること。 ・ 男女別個室シャワー室及び洗濯乾燥室を教職員更衣室に併設すること。
拠点運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点運用を支援可能な性能とすること。 ・ 拠点運用時においても平常運用時と変わらずに利用可能な性能とすること。
講師控室	
平常運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 人用応接セットを設置可能な規模で 3 室用意し、隣接していること。
拠点運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点運用を支援可能な性能とすること。 ・ 拠点運用時においても平常運用時と変わらずに利用可能な性能とすること。
倉庫	
平常運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な収納が可能な構造とすること。
拠点運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点運用を支援可能な性能とすること。 ・ 拠点運用時においても平常運用時と変わらずに利用可能な性能とすること。

(イ) 消防学校エリア：宿泊棟

a 平常運用時の機能及び性能に関する事項

- ・ 管理・教育棟との一体的な運用に配慮すること。
- ・ 平常運用時は消防学校の全寮制の宿泊施設として機能し、350 人以上を受け入れ可能とすること。
- ・ 宿泊機能は、消防特有の高い規律と厳格さを保持した全寮制の施設とすることを踏まえ、男女別に明確にゾーニングするとともに、女子学生の増加

等に対応可能なよう、男子用エリアと女子用エリアとを区別する間仕切りは、男子用エリア側に移動可能な構造とすること。

- ・ 食堂は、スムーズに食事が提供可能なよう、学生の出入り及び移動の円滑性を確保すること。
- ・ 寮室、トイレ、洗面・洗濯・乾燥室、浴室・脱衣室、談話室等について、男女別の動線とすること。
- ・ トイレは洋式便器及び温水洗浄便座を基本とする。
- ・ 多様な利用者に配慮した個室シャワー室及び更衣室を設置すること。
- ・ 全ての部屋（湯沸室以外）を施錠可能とすること。
- ・ 管理・教育棟と宿泊棟間は、雨に濡れず移動可能とすること。
- ・ 消防職員等の消防教育及び県内消防本部の消防部隊等の教養訓練で使用しない場合に限り、消防学校と調整のうえ、一般利用者に開放することができるものとする。
- ・ 食堂の一般利用を見込む場合、学生と一般利用者との動線を完全に区別し、セキュリティを確保すること。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 拠点内で活動する県本部機能職員や DMAT 本部機能職員をはじめとした拠点活動要員の宿泊者数（340 人）をカバーした 350 人以上の休息・宿泊施設とすること。
- ・ 宿泊棟で最低限必要な電源を確保すること。

図表 4-15 <参考：拠点運用時の宿泊想定人数>

拠点要員	交代制	活動要員数 (人)	寮棟使用人数		根拠
			発災～7日目	発災8日目以降	
県本部機能職員	2交代	40	20	20	防災安全局要員（物資PT以外の要員を対象）
DMAT本部機能職員	3交代	20	7	7	保健医療局要員
災害救助用備蓄物資対応要員	3交代	142	48	0	東大手庁舎と同規模の要員を確保
広域物資拠点活動要員	3交代	600	200	100	広域物資拠点5か所分の要員を配置
緊急物資PT	2交代	40	20	10	物資PTの要員を配置
初動対応要員	3交代	70	24	0	消防学校学生の2割を帰宅困難者と想定
国・他県被災応援本部要員	2交代	40	20	20	国×5人、対口支援県3県×5人 緊援隊応援県4県×5人
合計		952	339	157	

c 諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項

宿泊棟	
寮室	
平常運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 350 名が宿泊可能であること。1室の定員を 5 名とし、70 室（34 m²程度/室）以上設置すること。 ・ 窓に網戸を設置すること。

宿泊棟	
	<ul style="list-style-type: none"> ・就寝や自習等の際にはプライバシーを確保可能な構造とすること。 ・1室5名の部屋として、パーティションによるプライバシーの確保、5名によるミーティングスペースを確保し、合理的で無駄のないスペースの使い方を計画すること。 ・各個人用の机、椅子、洋服等の収納スペースを効率的に設置可能な構造にすること。 ・個人の収納スペースは施錠可能にすること。 ・窓の結露防止措置をすること。 ・内10%は女子用とすること。
拠点運用時	・拠点運用時においても平常運用時と変わらずに利用可能であること。
個室	
平常運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・通常は罹患者隔離用として用いる個室（定員1名）を10室以上設置すること。 ・個室2.5m×4m（10㎡程度、トイレなし、ビジネスホテル程度） ・女子と男子の動線が完全に分かれていること。 ・内2室は女子用とすること。
拠点運用時	・拠点運用時においても平常運用時と変わらずに利用可能であること。
食堂・厨房	
平常運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・400名（学生350名＋職員等50名）が、交代ではなく全員が一斉に食事を摂れるよう、400人分の食堂、厨房施設及び配膳スペースを確保すること。 ・学生の心身の健全な発達と食生活の改善に寄与するため、常に「安全」かつ「安心」な給食を提供可能な施設とすること。 ・食材の安全性を確保するため、衛生管理が行き届き食中毒等を防ぐことができる施設とするとともに「大量調理施設衛生管理マニュアル」等関連する衛生基準を参考にし、HACCPの概念に基づいた施設とすること。
拠点運用時	・拠点運用時においても食事の提供が可能であること。
男子談話室	
平常運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・男子談話室は、寮室のある階ごとに1室以上設置することとし、テーブル及び椅子のほか、書棚を設置可能な構造とすること。 ・談話室は、テレビが視聴できる環境及びキッチンスペースを備えることとし、男子談話室のキッチンスペースには、大型冷蔵庫2台及び食器棚1台を設置可能な規模・構造とすること。 ・男子談話室に近接した場所に、飲料の自動販売機1台を設置可能なスペースを確保すること。
拠点運用時	・拠点運用時においても休憩空間として利用すること。
女子談話室	
平常運用時	・女子談話室は、寮室のある階に1室設置することとし、テーブル

宿泊棟	
	及び椅子のほか、書棚を設置可能な構造とすること。 ・談話室は、テレビが視聴できる環境及びキッチンスペースを備えることとし、女子談話室のキッチンスペースには大型冷蔵庫1台及び食器棚1台を設置可能な規模・構造とすること。
拠点運用時	・拠点運用時においても休憩空間として利用すること。
洗面室	
平常運用時	・男子用、女子用ともに、洗面・歯磨き等を行える規模の流し台、蛇口、鏡、コンセントを設置すること。 ・洗面数は利用人数に基づき適切に検討し、機能的なスペースとすること。なお、各階の平面の中心に近い配置とすること。 ・感染症対策に配慮すること。
拠点運用時	・拠点運用時においても同様の用途での利用が可能であること。ただし、水や電気等のインフラが使用不可能となった場合には、一部の機能及び性能が損なわれることを許容する。
男子洗濯室	
平常運用時	・洗濯機及び乾燥機の台数を利用人数に基づき適切に検討し、機能的なスペースとすること。
拠点運用時	・拠点運用時においても利用を想定すること。
女子洗濯室	
平常運用時	・洗濯機及び乾燥機の台数を検討し、機能的なスペースとすること。
拠点運用時	・拠点運用時においても利用を想定すること。
男子乾燥室	
平常運用時	・空調による乾燥室とすること。 ・宿泊棟における最大利用人数が、一日の活動服、ジャージ、Tシャツ等を夜洗濯し、翌日の夕方までに乾燥可能な能力を有するものとする。
拠点運用時	・拠点運用時においても利用を想定すること。
女子乾燥室	
平常運用時	・空調による乾燥室とすること。 ・宿泊棟における最大利用人数が、一日の活動服、ジャージ、Tシャツ等を夜洗濯し、翌日の夕方までに乾燥可能な能力を有するものとする。
拠点運用時	・拠点運用時においても利用を想定すること。
当直室	
平常運用時	・寮生活では、学生自らが寮内の生活秩序を守るため、その際の居室として、緊急時等の校内放送設備を設置した当直室を設置すること。
拠点運用時	・拠点運用時において寮室機能の支援をすること。
男子浴室	
平常運用時	・20分間1サイクルの9サイクルでの利用とし、35人(315人/9=35人)の同時使用が可能な性能とすること。 ・2基の浴槽を設置すること。(浴槽1基あたり10人以上が入浴可

宿泊棟	
	能で、シャワーは同時に 15 人以上、浴室 1 回の利用人数は 35 人以上が同時に利用可能な性能とすること。)
拠点運用時	・拠点運用時においても利用を想定すること。
男子更衣室	
平常運用時	・20 分間 1 サイクルの 9 サイクルでの使用を想定すること。 ・35 人の同時使用が可能な性能とすること。
拠点運用時	・拠点運用時においても利用を想定すること。
女子浴室	
平常運用時	・30 分間 1 サイクルの 6 サイクルでの利用とし、8 人以上の同時使用が可能な性能とすること。 ・1 基の浴槽を設置すること。(浴槽 1 基あたり 4 人以上が入浴可能で、シャワーは同時に 4 人、浴室 1 回の利用人数は 8 人が同時に利用可能な性能とすること。)
拠点運用時	・拠点運用時においても利用を想定すること。
女子更衣室	
平常運用時	・30 分間 1 サイクルの 6 サイクルでの使用を想定すること。 ・8 人の同時利用が可能な性能とすること。
拠点運用時	・拠点運用時においても利用を想定すること。
個室シャワー室及び更衣室	
平常運用時	・浴室とは別に、隔離罹病者、その他配慮が必要な消防職員等が利用可能な個室のシャワー室及び脱衣所を、男子使用部に 1 つ、女子使用部に 1 つ設置すること。
拠点運用時	・拠点運用時においても利用を想定すること。
トレーニングルーム	
平常運用時	・消防職員等がトレーニング可能な設備を設けること。
拠点運用時	・拠点運用時の利用を想定していない。
図書室	
平常運用時	・学生の学習に必要な本・教材などを置くことを想定している。
拠点運用時	・拠点運用時の利用を想定していない。
備蓄倉庫	
平常運用時	・効率的に収納可能であること。
拠点運用時	・県が 882 名分以上の食料を備蓄することが可能な広さを確保すること。(本部要員職員約 600 名 (7 日分) 及び支援物資活動要員 140 名 (7 日分) 及び 142 名 (3 日分))
廊下	
平常運用時	・廊下の幅員は、荷物運搬用台車が双方向ですれ違うことが可能な性能とすること。
拠点運用時	・拠点運用時においても利用を想定すること。
室外機置場	
平常運用時	・室外機を設置すること。
拠点運用時	・拠点運用時においても利用を想定すること。

(ウ) 消防学校エリア：教育棟

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 平常運用時は防災・減災の普及・啓発及び人材育成を実施する場として、一般開放する。
- ・ 近場で 50 台の駐車場を確保すること。
- ・ 研修・訓練スペース及び防災学習・多目的スペースを設置すること。
- ・ 県民、自主防災組織、企業等向けに防災啓発・人材育成プログラムを実施可能なものとする。
- ・ 1 階は、拠点運用時に広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）として運用するため、迅速な移行が可能となるよう、設備等は移動可能なものとする。
- ・ 部屋に設備・備品を置く場合は、大規模地震の振動による転倒事故等が起こらないよう対策を施すこと。
- ・ 部屋に設備・備品を据え付ける場合は、災害時に設備・備品が災害対策活動の支障とならないよう、取り外し又は移動が可能であること。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）及び DMAT 詰所等を設置可能とすること。
- ・ 教育棟 1 階は SCU として運用するため、拠点運用時モードに遅滞なく移行し、200 床分のスペース（860 m²程度、4.3 m²/名）を確保すること。また、ストレッチャーでの患者搬送等を想定し、スムーズな動線確保に配慮したレイアウトとすること。
- ・ 2 階は SCU 指揮所や DMAT 打合せ室等で使用可能なようにすること。
- ・ 拠点運用時モードに遅滞なく移行するため、教育棟 1 階に SCU 資機材倉庫（SCU 専用倉庫）を 200 m²程度常設すること。
- ・ DMAT 等が持ち込む衛星通信設備の空中線（アンテナ）を設置するため、活動場所から外部（屋上等）までの電源を確保すること。
- ・ DMAT 隊集結拠点を兼ねることから、教育棟付近の駐車スペースを DMAT 隊車両スペースとして確保すること。
- ・ 医療機器を使用するため、整流された電源を確保すること及び最低 7 日間の電力を確保すること。
- ・ 教育棟内で、DMAT 打合せ・医師休憩室・DMAT 等宿泊スペースを 74 名分以上確保すること。
- ・ 災害対策活動の支障とならないよう、平常運用時に使用する啓発に係る設備・備品の収納スペースを確保すること。

<参考>

- ・ DMAT 参集人数は、1 チーム 5 人とし、最大 40 チームが参集することを想定。最大 200 人。1 チームの編成は、医師 1 名、看護師 3 名、ロジ要員 1 名。
- ・ DMAT 隊は陸路及び空路で拠点に参集後、県内災害拠点病院に移動する班と SCU で活動する班とに分かれる。

c 諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項

教育棟	
防災・減災の普及・啓発及び人材育成スペース	
平常運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示物等により、防災・減災の普及・啓発及び人材育成を行う空間を設けること。 ・ 多種多様な展示物等を柔軟にレイアウト可能な空間とすること。 ・ 天井の高さは多様な展示物等を想定し計画すること。 ・ 展示物は、最新の防災情報等に随時対応できるよう、内容の更新が容易に可能な仕様とすること。 ・ 床面に配線、配管ピットを設けて、展示内容の変更やメンテナンスを考慮した各種ユーティリティを供給すること。 ・ ネット接続環境を用意すること。
拠点運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ SCU スペースとして利用可能であること。
SCU 資機材倉庫	
平常運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な収納が可能であること。
拠点運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点運用時モードに遅滞なく移行するため、教育棟 1 階には SCU 専用倉庫を常設すること。
研修・訓練スペース	
平常運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 250 名の利用を想定すること。 ・ 県民・自主防災組織・企業向け防災研修、HUG、DIG 等の図上訓練、企業・NPO・ボランティア団体主催の社員研修、訓練を行うものとする。 ・ 音響・マイク・スクリーン設備、プロジェクター装置、ネット環境を用意すること。 ・ オンラインでの研修に対応可能であること。 ・ 天井高を高めに設定すること。
拠点運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育棟内で、DMAT 打合せ・医師休憩室・DMAT 等宿泊スペースを 74 名分以上確保すること。
防災学習・多目的スペース	
平常運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 150 名の利用を想定すること。 ・ 最新の防災情報を提供、小学生の自由研究、防災人災交流の場であり、防災啓発・人材育成ツール・教材を活用し、企業によるオープンイノベーションの場や防災ビジネス、イベントの打合せとして利用するものとする。

教育棟	
	・可動式デジタルサイネージ、ネット環境、フリースペースを用意すること。
拠点運用時	・教育棟内で、DMAT 打合せ・医師休憩室・DMAT 等宿泊スペースを 74 名分以上確保すること。
事務室	
平常運用時	・常駐する県の総務、防災啓発及び拠点運用時の指揮等を担う職員の執務室として機能すること。 ・事務作業が可能なスペースを設けること。 ・ネット環境を用意すること。
拠点運用時	・教育棟内で、DMAT 打合せ・医師休憩室・DMAT 等宿泊スペースを 74 名分以上確保すること。
講師控室	
平常運用時	・4 人用応接セットを設置可能な規模とする。
拠点運用時	・教育棟内で、DMAT 打合せ・医師休憩室・DMAT 等宿泊スペースを 74 名分以上確保すること。
資機材倉庫	
平常運用時	・効率的に収納がこと。
拠点運用時	・教育棟内で、DMAT 打合せ・医師休憩室・DMAT 等宿泊スペースを 74 名分以上確保すること。

(エ) 消防学校エリア：車庫

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・各種訓練で使用する消防用車両を格納する車庫及び車両用資機材倉庫を設置すること。なお、車庫前には洗浄設備を整備すること。
- ・訓練車両を格納する車庫部分の床面は、大型車両等を格納しても床のひび割れを生じさせない耐荷重を持たせること。
- ・大型車の収容には、最低でも奥行 13m、高さ 4m が必要である。
- ・今後の車両数増への対応のため、最大 30 台駐車可能とすること。
- ・車庫内に、400 人分（学生 350 人、教官 50 人）の防火衣（上下）をかけるための機能を設け、開口部及び機械換気が可能であること及び脱臭機能を設けること。なお、教官と学生の防火衣掛けは区別できるような形とすること。
- ・平面駐車とし、縦列駐車も可能とする。
- ・車庫の前面には長さ 2 m 以上の軒（又は庇）を設置すること。
- ・車庫の屋根と、軒（又は庇）それぞれにおいて、同時に最大 100 名の消防職員等が安全に訓練を実施できる構造とすること。

- ・ 軒（又は庇）には強度補強のための柱を設置しない構造とすること。
- ・ 軒（又は庇）に、訓練のために使用する直径 15cm 程度の金属製の丸環を複数個所設置すること。
- ・ この施設は、次の車両を格納可能とすること。※寸法は mm（L×W×H）
 - ・ ポンプ車・タンク車：9 輛（6,720×2,300×2,770）
 - ・ 救助資機材搭載ポンプ車：2 輛（6,720×2,300×2,850）
 - ・ はしご車：2 輛（10,700×2,490×3,350）
 - ・ 救助工作車：1 輛（7,520×2,300×3,100）
 - ・ 救急車：2 輛（5,620×1,890×2,490）
 - ・ 化学車：1 輛（7,050×2,370×2,850）
 - ・ 燃料補給車：1 輛（4,680×1,750×2,210）
 - ・ 指揮車：1 輛（5,120×1,710×2,460）
 - ・ 貨物車：3 輛（5,200×1,690×2,890）
 - ・ バス：1 輛（8,100×2,400×3,100）
- ・ タイヤ交換、オイル交換に必要な整備用リフトを設置すること。
- ・ 訓練車両を整備するための以下のコンプレッサーを設置すること。
 - ・ 吐出し空気量は 390 ℓ /min 以上とし、同時 2 か所を利用可能とすること。
 - ・ コンプレッサーホースリールを 2 か所以上設置し、1 台のコンプレッサーホースリールではしご車（10,700×2,490×3,350）の整備を可能とすること。
- ・ 車庫前に散水栓及び消火栓 1 か所設置すること。
- ・ 電動シャッターをつけること。
- ・ 消防職員等の消防教育及び県内消防本部の消防部隊等の教養訓練で使用しない場合に限り、消防学校と調整のうえ、一般利用者に開放できる。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 拠点運用時にも車両の進入・退出がスムーズであること。

(オ) 消防学校エリア：複合訓練施設

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 複合訓練施設は、高層建築物での火災・事故を想定した消火や救出訓練を行うための施設として、梯子登はん訓練、降下訓練、はしご車の進入・消火・避難誘導訓練を安全に実施可能な構造とする。
- ・ 管理エリア（トイレ、廊下、倉庫を含む）と訓練エリアを分けること。
- ・ 見学者が安全に訓練を見学可能な構造・設備を整えること。

- ・ホースを乾燥させるためのホースタワーを設置し、近くに散水栓及び消火栓を設置すること。
- ・複合訓練施設1Fのトイレは複合訓練施設を施設として施設する際にも使用可能とし、屋外トイレとして使用可能なようにすること。
- ・消防職員等の消防教育及び県内消防本部の消防部隊等の教養訓練で使用しない場合に限り、消防学校と調整のうえ、一般利用者に開放できる。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・利用を想定していない。

c 諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項

複合訓練施設	
ボイラー室 地下1階	
平常運用時	・ボイラーを使用したスチームを各訓練室（訓練室7, 8, 9, 11, 12）に提供し、温度50°C、湿度60%程度の環境（火災現場において、火勢が強く消火で使用した水が蒸気となり居室に充満している状態）を作る。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
訓練室1 地下街災害訓練 地下1階	
平常運用時	・以下の地下街訓練を実施可能とすること。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 地下通路の側面にテナントを模した空間を設け次の事象に対応可能な技術・知識を身につける。 <ul style="list-style-type: none"> ・停電による暗室検索 ・火災活動における加温加湿 ・模擬消防用設備※（模擬スプリンクラー設備）を設置すること。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
ドライエリア 地下1階	
平常運用時	・ドライエリアを設置し、地上階から地下へ落下した要救助者を救出するための技術・知識を身に着ける訓練を実施可能とすること。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
廊下 地下1階	
平常運用時	・管理エリアに設けること ・模擬消防用設備※（屋内消火栓設備）を設置すること。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
便所 1階	
平常運用時	・管理エリアに設けること
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
燃焼実験室 1階	
平常運用時	・模擬家屋等を燃やすことにより屋内で火災調査や火災判定の訓練を実施可能とすること。 ・事務所、共同住宅の天井高は3階建て相当とすること。

複合訓練施設	
	・ 燃焼実験室上部に、室内で生じた煙を無害化して排煙する設備を設置すること。
拠点運用時	・ 拠点運用時の使用は想定しない。
実火災訓練室 1階	
平常運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実火災における輻射熱、濃煙熱気への対処及び活動姿勢等の習得のための訓練を実施可能とすること。 ・ 火災の性状や実際の火を用いた消火を学ぶことができること。 ・ 木材等の可燃物を用い、高気密における熱環境下（天井 700℃程度、活動域上部 300℃、下部 60℃）での火災性状等（フラッシュオーバー、煙の中世帯等）を確認し、戦術外放水の危険性を目視で確認可能なようにすること。多数のものが出入りする（緊急時は退出を容易にする）進入開口部は大きく開放し、煙を開口部から排出しないように防火カーテンを使用すること。 ・ 排煙除去可能とすること。
拠点運用時	・ 拠点運用時の使用は想定しない。
ボンベ充填室 1階	
平常運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボンベの充填及び保管が出来るようにすること。 ・ 車両を横付けでき、ボンベの積み下ろしが容易に可能なようにすること。
拠点運用時	・ 拠点運用時の使用は想定しない。
実火災訓練監視室 1階	
平常運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過酷な環境となる実火災訓練室をはじめ、各階の濃煙熱気検索室及び高温加湿検索室の温度等をモニターし、学生などの安全を確保すると共に、各訓練室に無線カメラを任意の場所に配置し、録画することにより、訓練効果を向上させること。 ・ 冷暖房を完備した救護室機能を設置すること。 ・ 教官控室及び教官打ち合わせ室としての利用も想定すること。 ・ 模擬消防設備※（自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備及び非常警報設備）を設置すること。
拠点運用時	・ 拠点運用時の使用は想定しない。
訓練室 2(迷路①) 2階	
平常運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 室内を迷路室（間仕切りレイアウト）とすることにより以下の訓練を実施可能とすること。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 屋外共有通路想定共同住宅（3部屋並列）における検索及び消火戦術訓練 ➢ 商用施設テナントにおける大空間での検索訓練 ・ 木材等の可燃物を使用し、黒煙及び消火活動前の居室の状況を作り、保護装備の完全着装の重要性や消火戦術の習得訓練を実施可能とすること。実火災訓練室より室内温度は低く設定(天井付近 300℃程度)すること。 ・ 排煙除去可能とすること。
拠点運用時	・ 拠点運用時の使用は想定しない。

複合訓練施設	
訓練室 3(検索室①) 2階	
平常運用時	・ 検索実施時に火勢が及んでいない居室として使用するほか、訓練指導(ブリーフィング)を実施可能とすること。
拠点運用時	・ 拠点運用時の使用は想定しない。
訓練室 4(縦・横坑①) 2階	
平常運用時	・ 縦坑 2種類および横坑を設置すること。縦坑は地下横坑点検用縦坑と井戸の 2種類とし、4階から 2階まで続き、これらを用いて訓練することができるものとする。横坑は地下ケーブル洞道や地下坑道における救助訓練を実施できるものとする。 ・ 4階から 2階まで続く縦坑は 2階からはアクセスできないようにすること。
拠点運用時	・ 拠点運用時の使用は想定しない。
訓練室 5(マンション①)、訓練室 6(マンション②) 3階	
平常運用時	・ マンションにおける救助訓練を実施可能とすること。 ・ 台所や風呂等の建具は、コンクリート等で取り付け、家具(机、いす、ベッド)等の通常移動するものについては、金属製で備え付けること。 ・ 排煙除去可能とすること。
拠点運用時	・ 拠点運用時の使用は想定しない。
訓練室 7(縦・横坑②) 3階	
平常運用時	・ 4階から 2階まで続く縦坑 2種類(地下横坑点検用縦坑・井戸)を使用し訓練でき、横坑にあつては、地下ケーブル洞道や地下坑道における救助訓練を実施可能とすること。 ・ 4階から 2階まで続く縦坑は 3階からもアクセス可能なようにすること。
拠点運用時	・ 拠点運用時の使用は想定しない。
訓練室 8(縦・横坑③) 4階	
平常運用時	・ 4階から 2階まで続く縦坑 2種類(地下横坑点検用縦坑・井戸)を使用し訓練でき、横坑にあつては、地下ケーブル洞道や地下坑道における救助訓練を実施可能とすること。 ・ 4階から 2階まで続く縦坑は 4階からもアクセス可能なようにすること。 ・ 立体的な検索が実施でき、5階までの屋内階段を使用するものとする。
拠点運用時	・ 拠点運用時の使用は想定しない。
訓練室 9(検索室②)、訓練室 10(検索室③) 4階	
平常運用時	・ 検索実施時に火勢が及んでいない居室として使用するほか、訓練指導(ブリーフィング)を実施可能とすること。
拠点運用時	・ 拠点運用時の使用は想定しない。
訓練室 11(迷路②) 5階	
平常運用時	・ 間仕切り箇所を変更可能なパーティションを設置することにより、様々な建築構造を再現した環境下での訓練実施を可能とする。

複合訓練施設	
	・立体的な検索が実施でき、4階までの屋内階段を使用するものとする。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
訓練室 12(迷路③) 5階	
平常運用時	・間仕切り箇所を変更可能なパーティションを設置することにより、様々な建築構造を再現した環境下での訓練実施可能とする。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
訓練室 13(検索室④) 5階	
平常運用時	・検索実施時に火勢が及んでいない居室として使用するほか、訓練指導(ブリーフィング)を実施可能とすること。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
模擬 EV 訓練室 2～5階	
平常運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急停止をした EV からの救出訓練が実施可能であること。 ・2階から5階までの堅坑となっていること。 ・「かご」については、5階部分(途中停止)、5階及び4階にまたがる(半落)、4階部分(閉込)に固定すること。 ・模擬 EV を非常用 EV と見立て、乗降ロビー(附室)を設け、屋内階段を特別避難階段と見立て、設置する附室と共有する。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
その他	
平常運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・バルコニー： 中層階における進入及び消火訓練を実施するため、2階～5階にバルコニーを設置する ・排水機能、照明、スイッチ、コンセント： 燃焼実験室、実火災訓練室、訓練室1～13及び模擬 EV 訓練室では放水訓練を行うため、十分な排水機能を持たせること。なお、燃焼実験室は、泡消火剤を使用するが、燃焼実験室から漏れ出ないように処理が出来るようにすること。泡消火剤は訓練用の消化剤の使用を想定しており、消泡後は下水に排水可能。また、照明、スイッチ、コンセントは防水性を有した埋め込み式とすること。 ・レールクレーン： 濃煙熱気を発生させる可燃物を上階へ搬入するための、レールクレーンを設置(5階部分)すること。また、外壁に消火用ホースを吊り上げて乾燥させるための機具を設置すること。なお、機具の操作は1階で可能なものとし、電動とすること。 ・屋内消火栓： 連結送水管送水口等を含めた複合型を設置し、実火災を想定した訓練に使用可能とすること。 ・屋外階段： 3階までは進入箇所を2か所設け、学生の動線を確保し、効率的な訓練実施を可能とすること。 ・屋内階段：

複合訓練施設	
	<p>屋内階段のうち、2階～5階は特別避難階段と見立て、附室を設置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難器具： 1階層分の効果が可能な模擬消防設備※（避難はしご）を設置すること。 ・屋上： 下層階における基礎的訓練を終了した学生が、要救助者の検索スキルを向上させることを目的とする。 排煙除去装置のメンテナンスを考慮し、床面をグレーチングとすること。 屋上から降下し、活動スペースとして活用可能であると共に、はしご車を用いた訓練では、多数の避難者の救出訓練（地震・津波等）を目的に使用すること。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
消防設備教養室1 2階	
平常運用時	・模擬消防用設備※(不活性ガス消防設備)を設置すること。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。
消防設備教養室2 3階	
平常運用時	・模擬消防用設備※(自動消火装置)を設置すること。
拠点運用時	・拠点運用時の使用は想定しない。

※ 模擬消防設備の詳細については、守秘義務資料「複合訓練施設に設置する模擬消防用設備について」のとおり。

(カ) 消防学校エリア：救助訓練棟（大屋根含む）（雨天訓練設備）

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 救助活動を行ううえで必要不可欠なロープ渡過、降下訓練、三連はしご架梯などの訓練を実施する。
- ・ 雨天時も晴天時と同様の訓練実施を可能とするため、救助訓練棟全体を覆う大屋根を設置する。
- ・ 外部より上部の訓練が見えるように、大屋根構造のブレースは上部に設置すること。
- ・ 各訓練棟は、全国消防救助技術大会及び東海地区支部消防救助技術指導会の各仕様を満たした各種救助訓練が実施可能な機能を有するとともに、当該各種訓練が実施可能なように配置すること。
- ・ なお、各訓練棟については正門からの車両の進入の妨げにならないよう配慮のうえ、屋外訓練場と段差や高低差のない水平な場所に、訓練棟の正面が屋外訓練場側を向くように配置する。
- ・ 2019年に行った基本設計における救助訓練棟プランと同様なボリューム、

プランにて建設すること。

- ・ 消防職員等の消防教育及び県内消防本部の消防部隊等の教養訓練で使用しない場合に限り、消防学校と調整のうえ、開放することができるものとする。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 利用を想定していない。

c 諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項

救助訓練棟（大屋根含む）（雨天訓練設備）	
A 棟	
平常運用時	・ 地上 5 階、7m×5m×17m(W・D・H)、鉄骨造
拠点運用時	・ 拠点運用時の使用は想定していない。
B 棟	
平常運用時	・ 地上 3 階、8m×25m×10.5m(W・D・H)、鉄骨造
拠点運用時	・ 拠点運用時の使用は想定していない。
C 棟	
平常運用時	・ 地上 3 階、8m×25m×10.5m(W・D・H)、鉄骨造
拠点運用時	・ 拠点運用時の使用は想定していない。
大屋根	
平常運用時	・ A・B・C 棟すべて及び訓練スペースを屋根で囲う。 ・ 52m×48m (W・D)
拠点運用時	・ 拠点運用時の使用は想定していない。
その他	
平常運用時	・ 障害突破訓練用煙道、高塀、倉庫、メンテナンスデッキ、安全ネット、登はん壁、渡河訓練スペース
拠点運用時	・ 拠点運用時の使用は想定していない。

(キ) 消防学校エリア：街区消火訓練場

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 街区での火災・事故を想定した消火や救出訓練を行うための施設として、可動式模擬家屋 9 棟(種別は以下)を設置することにより、組織的かつ実践的な放水などの消火訓練を実施可能とすること。
 - 2 階建て共同住宅 (2 種)
 - 店舗併用 2 階建て共同住宅 (2 種)
 - 平屋建て住宅 (2 種)
 - 2 階建て住宅 (3 種)
- ・ 屋内外での消防車両による放水訓練にも耐えうる防食性・耐衝撃性を備え、底部に車輪を設ける又は移動式ローラー等をはめ込むなどの方式により、

人力又は車両での牽引により容易に移動可能とすること。

- ・ 主な建築物構成は以下のとおり。
 - 屋根
 - 外壁（サンドイッチパネル又は金属製サイディング）
 - 間仕切り壁（耐水合板、サンドイッチパネル、金属製サイディング等）
 - 天井（耐水合板、金属製サイディング等）
 - 床（耐水合板、金属製縞鋼板等）
 - 屋外階段及び屋内階段（金属製）
 - 腰高窓（金属製）
 - 吐き出し窓（金属製）
 - 付随設置施設
 - 模擬家屋移動用器具（ジャッキ、移動用キャスター又はローラー等）
 - 模擬家屋移動用牽引フック
 - 模擬家屋設置場所の養生用敷板（ゴム製又は金属製等）
 - 玄関ポーチ（金属製縞鋼板等）
- ・ 防火水槽 1 基及び消火栓を 2 か所以上は設置すること。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 利用を想定していない。

(ク) 消防学校エリア：水難救助訓練場

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 50m×14m プール（6 コース）を設置し、これに 3 つの異なる水深（1.2m（10m×14m）、3m（30m×14m）、5m（10m×14m））の領域を設けること。
- ・ 安全管理のため観察窓、水中スピーカーを設置すること。
- ・ 集団で利用する学生用の更衣室を設置するとともに、個室シャワーを設置すること。
- ・ 河川や海岸等を想定した水難救助訓練を実施する。
- ・ 日常の教育訓練はもとより、全国消防救助技術大会及び東海地区支部消防救助指導会の各仕様を満たすこと。
- ・ プールを活用した無圧水利の給水訓練を可能とすること。
- ・ 平常運用時訓練で使用する水を再利用するための放水用水槽（300 kl）を水深が浅い箇所の下部に設置すること。
- ・ 訓練時以外には人が容易に立ち入りできない計画とすること。
- ・ ポンプ、浄化装置、排水設備、音響設備を設けること。
- ・ 消防職員等の消防教育及び県内消防本部の消防部隊等の教養訓練で使用し

ない場合に限り、消防学校と調整のうえ、一般利用者に開放することができる。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ プール及び放水用水槽の水は拠点運用時には生活用水として、利用可能とすること。

(ケ) 消防学校エリア：震災訓練場

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 地震により建築物等が倒壊した状況を想定した被災者救出訓練を実施可能な施設とすること。
- ・ 震災訓練場の機能及び規格については、守秘義務資料に示す可変式訓練ユニットを参考とすること。ただし、安全上支障がなければ既製品を組み合わせ利用することができる。
- ・ 消防職員等の消防教育及び県内消防本部の消防部隊等の教養訓練で使用しない場合に限り、消防学校と調整のうえ、一般利用者に開放することができる。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 利用を想定していない。

(コ) 消防学校エリア：土砂災害訓練場

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 土砂災害に対応するための実技訓練を実施可能であること。実施可能な訓練は、トレンチレスキュー実技訓練・土砂災害想定訓練・生き埋め検索訓練等である。
- ・ トンネルを設置し、土砂災害における様々な訓練に対応可能なように計画すること。
- ・ 消防職員等の消防教育及び県内消防本部の消防部隊等の教養訓練で使用しない場合に限り、消防学校と調整のうえ、一般利用者に開放することができる。
- ・ 消火栓を1か所設置すること。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 利用を想定していない。

(サ) 消防学校エリア：屋外訓練場

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 200mトラック（トラック部分のみゴムチップウレタン舗装）を設ける。各種訓練（消防活動、救急救助、ポンプ操作、訓練礼式、体力強化等）に使用するとともに、平常運用時は県消防操法大会に利用できるよう、最低限必要な146m×78mの空間を確保すること。
- ・ ゴムチップウレタン舗装は、弾力性及び衝撃吸収力があり、足腰への負担が少なく安全性の高いものとする。
- ・ 学生が消防活動訓練、救助活動訓練、礼式訓練、体育を実施可能な大きさとして、2.9haの面積を確保すること。
- ・ 大型自動車（12t以上）がスタックしないようにすること。
- ・ 消防職員等の消防教育及び県内消防本部の消防部隊等の教養訓練で使用しない場合に限り、消防学校と調整のうえ、一般利用者に開放することができる。
- ・ 屋外訓練場の舗装には訓練の為に大型車両等が進入しても支障のない耐荷重性をもたせるとともに、頻繁に行う放水訓練（放水量は100tを以上を想定）に対応可能な排水処理機能を有したアスファルト舗装とすること。なお、訓練においては水以外の消火薬剤等は使用しない。
- ・ 付帯設備として、放水訓練に利用する地下貯水槽（防火水槽として給水訓練可能とすること）、訓練消火栓及び訓練消火栓の有圧用ポンプを設置する。なお、地下貯水槽は、周囲から雨水が溜まるような構造とするなど、水道料金を低減させるような方策を盛り込むこと。
- ・ 大型消防車両（はしご車、救助工作車等）が、計画地内を支障なく通行できるような動線を確保すること。
- ・ 泥等で汚れた資機材、装備品等を手入れできる水場を西側と東側に1か所ずつ設置すること。（救助訓練棟、街区消火訓練場、複合訓練施設用と震災訓練場、土砂災害訓練場用）
- ・ 屋外訓練場北側に消火栓を1か所設置すること。
- ・ 訓練施設周辺は、消防車両が訓練で繰り返し使用しても支障とならないよう、耐久性を備えたコンクリート舗装とすること。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 拠点運用時は、トラックを中心とした緊急消防援助隊のスペースとして2.9ha以上の平場を確保すること。
- ・ 緊急援助隊の要員（約1,600人）、大型車両（約400台）の一時集結場所及びベースキャンプ機能を果たすこと。

(シ) 消防学校エリア：自家給油施設

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 平常運用時は消防学校用自家給油施設として利用するものとする。
- ・ 消防学校車両用として、20,000ℓ の燃料を確保できるタンクを用意すること。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 拠点運用時の災害応急車両が現場で直ちに救助活動を実施するため、後方支援機能として給油施設（タンク容量として、軽油：20,000ℓ）を利用可能であること。
- ・ 救出救助部隊の想定必要燃料（軽油約 98kℓ、レギュラー約 22kℓ）を、防災拠点と県内中核 SS とで分配。このうち防災拠点では、想定必要燃料の 1/5 となる軽油約 20,000ℓ を備蓄可能であること。
- ・ 災害時の移動式給油所等の活用が可能な施設配置とすること。
- ・ 整備にあっては、大山川洪水調節池と支障をきたさないこと。

(ス) 防災公園（西側）エリア：屋内運動施設

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 風雨に耐える構造とするため、四方を壁などで囲み、アーチ状屋根（高さ 7.66~11.50mを想定）を設けること。
- ・ 施設内では平常運用時から県民用の食料等を備蓄可能な倉庫を確保すること。
- ・ テニスコートとして利用する場合、公式室内テニスコートの仕様とする。面数は 1 面以上とし、照明装置は公式戦が開催可能な照度を確保すること。
- ・ 通気性を確保すること。
- ・ 施錠可能な構造とすること。
- ・ 空調の導入については、提案に委ねる。
- ・ 公園管理事務所と一体化させる提案も可能とする。
- ・ 壁の開閉は提案に委ねる。なお、扉及び壁（提案する場合）については、迅速な開閉が可能なものとする。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 大規模災害時に県内全域の物資をカバーする広域物資輸送拠点として運用するため、迅速な荷役・出荷が可能な構造とし、柱等の配置方法については

提案に委ねる。

- ・ 国の具体計画に示される物資量を拠点で受け入れるとともに、県内全域へ配送を実施可能な施設とする。
- ・ 国のプッシュ型支援物資は大規模災害発生後3日目までに全量到着することを想定する。

図表 4-16 支援物資量

品目	1㎡あたりの保管量		当初案		圧縮（25%被災地搬送）	
			物資量	面積（㎡）	物資量	面積（㎡）
飲料水	2,592	本	給水車等に対応		給水車等に対応	
食料（主食・副食）	4,200	個	11,399,800	2,714	8,549,850	2,036
乳児用製粉乳	326,500	g	9,148,000	28	6,861,000	21
おむつ（小児用）	1,998	枚	1,576,539	789	1,182,404	592
（大人用）	972	枚	280,000	288	210,000	216
非常用簡易トイレ	5,250	個	18,204,460	3,468	13,653,345	7,901
トイレトベーパー	405	ロール	1,260,001	3,111	945,001	2,333
生理用品	13,500	枚	1,839,441	136	1,379,581	102
毛布	60	枚	1,228,398	20,473	921,299	15,355
必要面積			31,007		23,256	

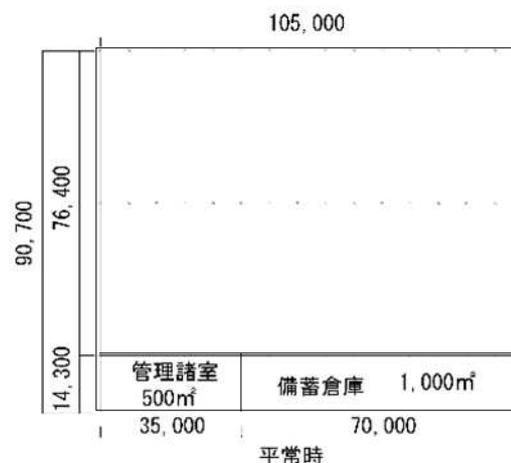
※圧縮：国からの支援物資を4日目から7日目までの4日間で配送し切ることを想定し、保管量を全体の75%としている。

- ・ 上記の品目（毛布をのぞく7,901㎡）の支援物資をゾーニング可能な施設となっていること。
- ・ 大規模災害時は遅滞なく、拠点運用時モードに移行すること。
- ・ パレットにより荷役作業を実施するため、フォークリフト（2.5tモデル相当）を利用できるよう屋内運動施設内の床の強度を十分なものとすること。また、訓練等でフォークリフトを使用する際、床が毀損しないような配慮をおこなうこと。なお、一時的にトラック（12tモデル相当）が施設内を通行可能なようにする場合、屋内運動施設内の床の強度を十分なもの（5t/㎡）とすること。
- ・ 拠点運用時、屋内運動施設（災害用備蓄倉庫含む）において、ライフラインが途絶しても夜間の作業が可能なよう最低7日間の電力を確保すること。
- ・ トラックバースは複数の車両が同時に行き来することから下記の条件を満たすものとすること。
 - 12mトラック（大型、両ウイング車（天井一体型））が混線なく、安全に荷役作業を行う空間を確保すること。
 - 施設整備・レイアウトを計画するにあたって悪天候時作業で支援物資が汚損しないよう、配慮を行うこと。

図表 4-17 <参考：広域物資輸送拠点（屋内運動施設）の面的算定の検討案>

屋内運動施設は、毛布以外の6品目（食料等）でゾーニングし、面積を算定した。

- ・ 県内への支援物資約 31,000 m²（パレット）を圧縮により、受入スペースを確保。
- ・ 毛布以外の6品目（食料等）の受入必要量は圧縮より約 7,900 m²必要。
- ・ 6品目の物資については、物資入荷後のゾーニング及び被災地へ配分調整を的確に実施するため、屋内運動施設で管理・保管する。
- ・ 屋内運動施設の面積は、物資受入スペース、物資管理諸室（500 m²程度）及び県民向け備蓄食料等を保管する備蓄倉庫（1,000 m²程度）を含め、9,500 m²程度とする。
- ・ 毛布は、仮設テントや入出荷トラック積替え対応等により受入・配送に最大限対応することとする。



c 諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項

屋内運動施設	
屋内運動スペース	
平常運用時	・ テニス公式戦が開催可能なテニスコートを1面以上設置すること。 なお、常設か仮設かは問わない。
拠点運用時	・ 拠点運用時において物資の受け入れが可能であること。
管理諸室（物資管理調整室）	
平常運用時	・ 管理諸室から屋内運動施設を直接又は映像により俯瞰可能な配置等を施すこと。 ・ 管理諸室から施設内及び支援物資エリアに伝達可能な拡声設備を設置すること。
拠点運用時	・ 物資管理調整室として利用可能であること。 ・ 県自治センター地下2階に設置される「緊急物資チーム（約50名）」の施設として使用できるよう、管理諸室内に下記の設備を満たすものとする。 ➤ 「緊急物資チーム」と同等の設備機能を有するよう整備すること。 ➤ 別に調達する複数の端末から、インターネットによるシステムを利用するため、無線による光回線を設置すること。

備蓄倉庫	
平常運用時	・ 備蓄物資倉庫は高温・高湿度とならない構造とすること。
拠点運用時	・ 拠点運用時において物資の受け入れが可能であること。 ・ 備蓄倉庫内に事業者が調達する2台以上のフォークリフトに加え、県が別途調達するフォークリフト（バッテリー式）の充電設備を（200V）適切に設置すること。

(セ) 防災公園（西側）エリア：広場（全天候型舗装）

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ テニス、バスケットなどに利用することを想定しているが、提案可能とする。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 大規模災害時に県内全域の物資をカバーする広域物資輸送拠点として運用する。
- ・ 拠点運用時には、物資拠点として、物資の仮置き場や輸送トラックの待機場所などとして活用する。
- ・ トラックの走行は1日最大2500台を想定している。車両の走行にも耐えられるとともに、上記に示す平常運用時の活動や景観性にも配慮し、全天候舗装を採用するものとする。
- ・ 「第4 1（4）ウ（イ）防災公園（西側）エリア」に記載されている〈屋外の広域物資輸送拠点として活用する際の共通要求事項〉を満たすこと。

(ソ) 防災公園（西側）エリア：広場（人工芝）

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 西側区画の屋内運動施設周りに配置しており、アウトドアフィットネスなどの「健康づくり・癒し」、防災イベントなど屋外でのイベント開催による「にぎわい」での利用を想定している。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 大規模災害時に県内全域の物資をカバーする広域物資輸送拠点として運用する。
- ・ 拠点運用時には、物資拠点として、物資の仮置き場や輸送トラックの待機場所などとして活用する。
- ・ トラックの走行は1日最大2500台を想定している。車両の走行にも耐えられるよう舗装構成の強度を十分なものとし、容易に張替可能な人工芝を設置すること。

- ・ 「第4 1 (4) ウ (イ) 防災公園 (西側) エリア」に記載されている<屋外の広域物資輸送拠点として活用する際の共通要求事項>を満たすこと。

(タ) 防災公園 (西側) エリア：ふれあい広場 (人工芝)

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 西側区画の屋内運動施設周りに配置しており、アウトドアフィットネスなどの「健康づくり・癒し」、防災イベントなど、屋外でのイベント開催による「にぎわい」での利用を想定している。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 大規模災害時に県内全域の物資をカバーする広域物資輸送拠点として運用する。
- ・ 拠点運用時には、物資拠点として、物資の仮置き場や輸送トラックの待機場所などとして活用する。
- ・ トラックの走行は1日最大2500台を想定している。車両の走行にも耐えられるよう舗装構成の強度を十分なものとし、容易に張替可能な人工芝を設置すること。
- ・ 「第4 1 (4) ウ (イ) 防災公園 (西側) エリア」に記載されている<屋外の広域物資輸送拠点として活用する際の共通要求事項>を満たすこと。

(チ) 防災公園 (東側) エリア：公園管理事務所

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 主に公園管理を行う要員が使用するための施設とする。
- ・ 建築物形状は現在の区画に対して、可能な限り整形すること。
- ・ 屋内運動施設と一体化させる提案も可能とする。
- ・ 想定では、エントランスホール、会議室、休憩室も設けるが、提案にゆだねる。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 下記に示す諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項を満たすこと。

c 諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項

公園管理事務所	
事務室	
平常運用時	・ 防災公園・神明公園の利用者の受付、利用状況の監視が行えること。
拠点運用時	・ 防災公園・神明公園の避難誘導が可能な放送設備を設けること。
倉庫	

平常運用時	・効率的に収納可能であること。
拠点運用時	・拠点運用時の利用を想定していない。
シャワースペース	
平常運用時	・防災公園・神明公園の利用者がシャワーを利用可能であること。
拠点運用時	・支援要員がシャワーを利用可能であること。
更衣室	
平常運用時	・防災公園・神明公園の利用者が着替えることが可能なスペースとロッカーを設置すること。
拠点運用時	・支援要員の利用を想定している。

(ツ) 防災公園（東側）エリア：多目的広場（１）

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・野球場とする場合は、整備水準は「豊山グラウンドと同等」とし、105m×105mの規模で、ベンチ、観客スタンド（バックネット裏：収容人数100人程度）、ナイター設備を用意すること。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・救出・救助部隊ベースキャンプ機能として利用可能であること。
- ・多目的広場（２）、芝生広場、駐車場と併せて、自衛隊のベースキャンプとして利用可能であること。
- ・観客スタンド等を設ける場合は、警察が管理するベースキャンプの一部とし、「装備資機材等保管庫」として利用する。なお、「装備資機材等保管庫」を確保するスペースを他に設けても構わない。
- ・「第４ １（４）ウ（ウ）防災公園（東側）エリア」に記載されている＜救出・救助部隊ベースキャンプ機能に関する共通事項＞を満たすこと。

(テ) 防災公園（東側）エリア：多目的広場（２）

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・サッカー場とする場合は、種別は「屋外体育施設の建設指針（体育施設出版）」における「C」以上とする。
- ・フィールドは、人工芝とすること。
- ・コートサイズ：規定値（105～110m×68～75m）の範囲内を想定。
- ・コート外側離隔：6.0m以上（規定値：5.0m）とすること。
- ・拠点運用時に支障がない範囲で照明（100～150Lx以上を想定）を設置する。
- ・観客席・収容人数は、提案することができる。

- b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項
 - ・ 救出・救助部隊ベースキャンプ機能として利用する。
 - ・ 多目的広場（１）、芝生広場、駐車場と併せて、自衛隊のベースキャンプとして利用する。
 - ・ 「第４ １（４）ウ（ウ）防災公園（東側）エリア」に記載されている＜救出・救助部隊ベースキャンプ機能に関する共通事項＞を満たすこと。

(ト) 防災公園（東側）エリア：芝生広場

- a 平常運用時における機能及び性能に関する事項
 - ・ 多目的広場周りに配置しており、サッカーや野球などと連携してアップフィールドとしての活用や、神明公園と連続した面積の大きな広場であり、神明公園に訪れたファミリー層の多様なレクリエーションの受け皿とすること。
- b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項
 - ・ 救出・救助部隊ベースキャンプ機能として利用する。
 - ・ 多目的広場（１）、多目的広場（２）及び駐車場と併せて、自衛隊のベースキャンプとして利用する。
 - ・ 「第４ １（４）ウ（ウ）防災公園（東側）エリア」に記載されている＜救出・救助部隊ベースキャンプ機能に関する共通事項＞を満たすこと。

(ナ) 神明公園エリア：イベントゾーン

- a 機能及び性能に関する事項
 - ・ 東側区画の中央で、神明公園と消防学校の間配置しており、消防学校施設を活用したサバイバルキャンプ等の防災イベントに活用し、平常運用時もデイキャンプなどに活用することができる。
 - ・ キャンプなどでの焚火を行うことが想定されるため、土舗装とすること。
 - ・ 現神明公園のキャンプ場機能を代替し、同等規模以上を整備すること。
- b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項
 - ・ 救出・救助部隊ベースキャンプ機能として利用する。
 - ・ 警察のベースキャンプとして利用する。
 - ・ 「第４ １（４）ウ（ウ）防災公園（東側）エリア」に記載されている＜救出・救助部隊ベースキャンプ機能に関する共通事項＞を満たすこと。

(二) 神明公園エリア：プレイロット

a 平常運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ 現状の機能を代替すること。

b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項

- ・ TEC-FORCE のベースキャンプとして利用する。
- ・ 「第4 1 (4) ウ (ウ) 防災公園 (東側) エリア」に記載されている<救出・救助部隊ベースキャンプ機能に関する共通事項>を満たすこと。

(5) 設備の性能に関する事項

ア 共通事項

- ・ 設備諸室は、運転管理保守点検修繕などが安全でかつ円滑に行えるような位置や面積とすること。
- ・ 諸設備の選定に際して、各要求水準で求めている配慮事項や検討事項を満足するための最適選択にいたる詳細な比較検討書を作成すること。
- ・ 外部から空調室外機、受変電設備等機器が見えないように配置すること。
- ・ 各エリア、各施設などの管理区分ごとに電気、ガス、通信料等の使用量が計測可能なようにすること。
- ・ 神明公園の既存施設の電気・ガス・水道等の供給を確保すること。
- ・ 今後整備が見込まれる豊山町の賑わい施設・避難所 (アリーナ) 等との連携が可能なよう、拡張性を考慮すること。
- ・ ライフラインの途絶に備え、系統の二重化など十分な対策を施すこと。
- ・ 各法令に準拠した適切な設備を設けること。

イ 訓練設備

- ・ 訓練設備 (濃煙熱気設備及び訓練用避難器具 (緩降器、上下操作式折りたたみ吊り下げはしご等)) については、事業者の責任で常時使用可能な状態を保つよう維持管理を行うものとする。
- ・ 複合訓練施設や各訓練棟の訓練機能各所に設ける手摺については、訓練に耐える堅牢なものとする。
- ・ 特に各所に設けるロープ設定用フックや支柱は、原則的に引っ張り強度 5t 以上とすること。
- ・ ただし、一部については 3t でも差し支えない。また、手摺については直接ロープの支点とはしないため、引っ張り強度 5t 以上を要求するものではないが、設定したロープの荷重がかかることが想定されるため、十分な強度を確保すること。

- ・ 消防学校における教育訓練には、高所におけるロープブリッジ渡過等の危険を伴うものが含まれることを認識し、訓練施設、設備等の計画に当たって訓練生の安全性確保に十分に配慮すること。
- ・ 災害時や訓練で使用する各種資機材を収納するための倉庫を設けること。
- ・ 水損が危惧される各室については、水損による漏電等に配慮した電灯コンセント設備とすること。
- ・ 施設周囲に、水槽付きポンプ自動車、救助工作車等の大型車両を乗り入れて訓練を行うため、大型車両の乗入れに耐えられるような耐荷重を有する構造とし、消防車の旋回のスペースを確保すること。
- ・ 消防職員等の学校教育で使用するため、管理・教育棟のエレベーターに非常用エレベーターの取扱い訓練が実施可能なようにすること。かご内には非常用エレベーター運転キースイッチと避難階のエレベーターホールに非常用エレベーター呼戻釦を設けること。また、運転は非常用エレベーター取扱いのシミュレーション訓練を行うため、一次、二次消防運転が可能な回路を設けること。
- ・ 非常用エレベーターの乗降ロビー（附室）に令第 28 条に基づく排煙設備、第 29 条に基づく連結送水管、第 29 条の 2 に基づく非常コンセント設備を設けること。なお、排煙設備については機械式排煙設備とし、排煙機の性能については、規則第 30 条第 1 項第 6 号イに定める消火活動拠点に必要なものとする。
- ・ 訓練設備に対して付加機能を事業者が提案した場合、県と協議のうえ、設置を認める。

ウ 電気設備

項目	要求水準
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の適合性、保守管理の容易性、拠点運用時の対応等を総合的に判断し、機器選定を行い、安定した電力供給システムを構築すること。 ・ 環境への対応と省エネルギー性を考慮したシステムとすること。 ・ 受変電設備や発電機その他機能継続を確保するうえで浸水を防ぐことが必要な設備機器は、浸水リスクが少ない場所へ配置すること。
受変電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負荷系統に適した変圧器構成とすること。 ・ 消防法、火災予防条例及び所轄消防署の指導に従って設置すること。 ・ 高調波対策及び保守停電時のバックアップ送電を行うこと。

項目	要求水準
	<ul style="list-style-type: none"> ・使用機器は、オイルレスタイプとすること。 ・防災拠点の性質から、2回線受電方式以上の安全性を確保する必要があるため、2回線受電方式とすること。 ・地中埋設にて、配管を行うものとする。
電力幹線設備	<ul style="list-style-type: none"> ・防災公園・神明公園エリア、消防学校エリアなどエリア別に幹線系統を明確化し、維持管理を容易に行えるようにすること。
停電対策	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点は停電時においても施設の継続利用は必須であり、消防学校及び屋内運動施設への電力供給が必要である。設計時にバックアップが必要な系統を整理した後、必要なバックアップ電力供給量を設定すること。 ・建築基準法上の非常照明用及び受変電設備等の監視制御用として蓄電池設備を設置すること。 ・中央監視設備、情報通信設備の主要機器に対しては瞬断対策用として無停電電源装置を設置すること。
自家発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時のライフライン（電気）途絶に備え、自家発電設備を設置すること。 ・防災拠点で求められる機能を果たすため、管理・教育棟、屋内運動施設、教育棟は1週間の連続運転が可能な発電能力を確保すること。ただし、屋内運動施設における空調設備は自家発電設備の給電対象としない。それ以外の施設に対する給電は3日間の供給能力を確保すること。 ・軽油及び都市ガスで稼働可能なガスタービンで発電すること。
その他発電・給電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・消防学校にソーラーパネルを設置する。必要定格容量は、事業者が供給電力に基づき算定し、県との協議のうえ決定する。 ・ソーラーパネルの供給電力については、平常運用時の想定消費電力から試算すること。設置場所については供給電力量を定めたいうえで検討すること。 ・自家発電設備以外のライフライン（電気）途絶対策として、7日で電気が復旧しない場合でも、防災拠点の最低限の運用が可能となるようにすることが望ましい。電力確保の手法は事業者の提案に委ねる。 ・駐車場にEV用急速充電設備を設置すること。
動力設備	<ul style="list-style-type: none"> ・各空調機、ポンプ類等動力機器の制御盤、配管配線等を適切に設置すること。
コンセント	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセントは各室の用途に適した形式・容量を確保し、それぞれ

項目	要求水準
設備	適切な位置に配置すること。
照明器具設備	<ul style="list-style-type: none"> ・照明器具は、装飾的照明と機能的照明に区分し、各室の用途と適性を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行うこと。
情報通信設備	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者に対して、防災拠点の催物情報、施設利用情報を提供する案内情報設備を管理・教育棟、教育棟、屋内運動施設に設置すること。 ・主要諸室（大教室、中教室、小教室）において、LAN等の通信設備が利用できるよう、幹線敷設用ケーブルラック等を敷設し、配線を行うこと。また、将来的な技術革新に伴う設備変更が可能となるようにすること。 ・県で別途整備する次世代高度情報通信ネットワークシステムのための空配管・電源等を用意し、県のイントラネットを整備しやすい環境を整備すること。なお、次世代高度情報通信ネットワークシステムで整備する設備は、県と協議のうえ、共用で使用することも可能とする。 ・公衆無線 LAN を整備すること。特に教育棟については、デジタルサイネージの活用を想定するため、安定的な電波環境を構築できない場合は、教育棟専用の公衆無線 LAN の整備等の対策を講じること。 ・ネットワーク構成を明確にすること。 ・通信履歴を確実かつ長期に保存可能なようにすること。
構内通話設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・管理・教育棟の大教室、中教室、小教室、宿泊棟の各フロアには、通話端末を設置すること。上記以外の施設については、提案に委ねる。 ・将来の人員増・諸室の用途変更等にも対応できるよう、フレキシビリティのある設備方式や配管・配線とすること。 ・計画地内にて国内主要キャリア（NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク）の携帯電話等が使用可能なように計画すること。 ・入居者が利用した通信費用を分離して徴収できるよう必要な設備を設けること。
放送設備	<ul style="list-style-type: none"> ・管理・教育棟職員室にメインの放送設備を設置し、非常時に備え大教室にサブの放送設備を設置すること。 ・消防学校の当直室からすべての施設及び屋外に対して呼出放送が可能であること。 ・公園管理者が滞在する施設・諸室でも放送可能とすること。

項目	要求水準
	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点全体に対する放送、エリアごと、施設ごとなど放送範囲をコントロール可能な設備とすること。 ・業務放送、呼出し、BGM、災害時及び緊急時の避難誘導放送が行えること。 ・スピーカーを設置する諸室には音量調整器を設け、個別の音量調整が可能とすること。
テレビ放送受信設備	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ放送を受信する必要がある施設については、地上デジタル、UHF、BS等の各種テレビアンテナを設置すること。また、CSアンテナに対しても対応可能な計画とすること。
監視カメラ設備	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の防犯及び防災拠点の運用状況を把握するために監視カメラを設置すること。 ・施設の防犯を把握するための監視カメラは録画機能を有するものとする。 ・防災拠点の運用状況を把握するための監視カメラは、各エリアの運用が確認できる位置に設置すること。なお、防災拠点の運用におけるカメラ機能に録画機能は求めないものとし、常設か仮設かは問わない。 ・詳細な位置情報は守秘義務資料にて示す。
誘導支援設備	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に多目的トイレからの通報監視を行うため、トイレ呼出表示設備を設置すること。
避雷設備	<ul style="list-style-type: none"> ・落雷による建築物の保護を目的とし、新JISに準じて雷保護設備を設置すること。
時計設備	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点内の正確な時間の統一を図ることを目的とし、電波時計設備を設置すること。
映像設備	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点の催物情報や利用情報を提供するために最新鋭の映像設備を設置すること。 ・事務室・会議室・職員室等の必要な諸室に対してプロジェクターなどAV設備を設置すること。
防犯・入退室管理設備	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物外周部からの侵入の早期発見を機械警備会社へ委託する場合は、必要な電源、配管設備を設けること。 ・一般利用者に供する場所を除き、職員等の出入り管理を行うために、入退室管理設備を設置すること。

(ア) 消防学校エリアに関する留意事項

a 基本的な考え方

- ・ 自家発電設備は、災害時に自動始動が可能な設備とすること。
- ・ 搬出入、メンテナンススペースを考慮した電気室とすること。また、引込ルート、負荷の集中、浸水の危険性等を考慮し、最適な位置に計画すること。
- ・ 照明は、省エネに配慮した計画とすること。
- ・ 照明器具は、使用場所を考慮した光源を採用し、容易に交換が可能な位置等に計画すること。

(イ) 防災公園・神明公園エリアに関する留意事項

a 基本的な考え方

- ・ 屋外照明設備、トイレ、園内放送設備、通信設備への電力供給等を行うこと。
- ・ 災害時に計画地内への電力供給が途絶えた場合にも、計画地内の自家発電から給電可能なよう、回路を設けること。

b 照明計画

- ・ 利用用途を踏まえたうえで、エリアを区分すること。
- ・ 各エリアの照度については JIS 照度基準と安全・安心まちづくり推進要綱（警察庁平成 26 年 8 月）をもとに、以下のように設定すること。
 - 主園路：歩行者交通/屋外/中程度 10lx 以上
 - 副園路：歩行者交通/屋外/少ない 5lx 以上
 - 広場：3lx 以上
 - 駐車場：車路 10lx 以上、駐車エリア 2lx 以上
- ・ なお、多目的広場（1）、多目的広場（2）については、各整備水準によって設定される。
- ・ 消防学校と神明公園エリアの境界部には県が整備する大山川洪水調節池、防災公園（西側）エリアには県が整備する雨水調整池が整備予定である。どちらも地下貯留層が整備され、上部の土被りが最小で 35cm になる箇所がある。可能な限り照明の配置を避け、配置する場合は基礎を浅くすること。

エ 機械設備

項目	要求水準
共通事項	<ul style="list-style-type: none">・ オゾン層破壊防止、地球温暖化防止等地球環境に配慮し、省エネルギー化を目指した熱源システムを選定すること。・ 安全性、将来性を考慮し、各室の用途・使用時間帯に適した空調システムを選定すること。

項目	要求水準
	<ul style="list-style-type: none"> ・熱源機器の集約化や自動制御設備、ファシリティマネジメントのシステム等を導入して維持管理が容易なシステムとすること。 ・主要な機器類は室内設置とし、将来の機器更新などに対応可能な余裕のある設備スペースとすること。 ・十分な静寂性と遮音性能を確保すること。 ・昇降機の設置については、教育棟、管理・教育棟、宿泊棟を必須とし、その他は提案に委ねる。
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・空調システムは、各機能・各施設の用途等に対応した空調ゾーンングと、適切な室内環境を確保すること。 ・各機能又は用途に応じたゾーン・室ごとに温度を制御可能なシステムとすること。
換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・諸室の用途、目的に応じた換気システムとすること。 ・自然通風による室内空気の入れ替えなど、感染症対策に対応した設備とすること。
排煙設備	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法に従って排煙設備を設置すること。 ・訓練に使用する施設・諸室は特に排煙設備に留意すること。
自動制御設備	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備全体の監視機能、表示機能、操作機能、制御機能、データ管理機能、保全業務支援機能を備え、中央監視盤は防災防犯総合盤との通信、情報受け渡し、連携機能を備えること。
自動体外除細動器 (AED)	<ul style="list-style-type: none"> ・エントランス等の人出の多い階を優先して、適宜設置すること。

オ 給排水設備等

項目	要求水準
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・人員の変動に対して追従性の優れたシステムとすること。 ・使用者の快適性、耐久性、保守管理の容易性に優れた機器及び器具とすること。
給水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・各所必要箇所に必要水量、水圧が定常的に確保可能なシステムとすること。
給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の各箇所の給湯量、使用頻度等を勘案し、使い勝手に応じた効率の良い方式を採用すること。
排水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内で発生する各種の排水を速やかに公共下水道に排出し、停電時や災害時を含め常に衛生的環境を維持可能なものとする

項目	要求水準
	<p>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水、雑排水等の排水は、法令に従い処理すること。なお、設計時に関係部署と十分協議し、合理的な方式を選定すること。 ・雑用水は、雨水の再利用等による水資源の効率的利用、省資源化を図ること。
衛生器具設備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共性の高い施設であることから、衛生的で、使いやすく快適性の高い器具を採用すること。 ・省エネルギー・省資源にも積極的に配慮した器具を採用すること。 ・容易に清掃しやすいこと。 ・洋式便器及び温水洗浄便座を基本とすること。 ・ ・洗面器、小便器にはセンサーによる自動水栓、自動洗浄設備を設置すること。 ・利用人数に応じ、適切な衛生器具数を設置すること。
消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法、火災予防条例、建築基準法及び所轄消防署の指導等に従って各種設備を設置すること。
消火栓	<ul style="list-style-type: none"> ・1基あたり3000L/分の放水量、6基同時使用可能時にも1基あたり0.5Mpa以上の圧力の確保すること。

(ア) 消防学校エリアに関する留意事項

a 基本的な考え方

- ・ 訓練に使用する水は可能な限り回収し、再利用することで、水道使用量の低減を図ること。
- ・ 水難救助訓練場で使用するプールは、提案があれば『愛知県プール条例』、『愛知県プール条例施行規則』及び『愛知県プール条例運営要綱』を適用するものとする。なお、水質管理は県において行う。

(イ) 防災公園・神明公園エリアに関する留意事項

a 基本的な考え方

- ・ 給水の引き込みは、防災公園（西側）エリア・防災公園（東側）エリアそれぞれで行う。
- ・ 給水にあたっては、上水の利用を基本とする。
- ・ 給水設備、雨水配水設備、汚水排水設備は景観に配慮すること。

b 給水設備

- ・ 給水施設は、次のことを目的とする。

- 便所への給水
- 園内の水飲み
- 植栽管理や広場・駐車場管理のための散水用の給水
- ・ 大面積に給水する芝生広場への給水にあたっては、循環型とする。

c 雨水排水設備

- ・ 防災公園（西側）エリアには県が整備する雨水調整池が存在する。大山川洪水調節池と同様、地下貯留層が整備され、上部の土被りが最小で 35cm になる箇所がある。人工芝等舗装下で排水する場合、可能な限り浅くなるように検討し、自然流下で流末に接続可能とすること。

d 汚水排水設備

- ・ 便所からの汚水・汚物、水飲み等からの排水を豊山町が整備する予定の公共下水道に接続すること。
- ・ 公園施設汚水の計画量は、最大で「77 m³/日」、最小で「42 m³/日」を想定している。

カ 防災設備

- ・ 公園管理事務所の事務室と管理・教育棟の職員室に主防災監視装置（総合操作盤）を設置し、拠点内の防災情報を統括するシステムを構築して、日常の防災監視と火災予防を行えるようにすること。

項目	要求水準
警報設備、避難誘導設備、消火設備	・ 消防法に準じて設置すること。
防火・排煙制御設備	・ 建築基準法に準じて設置すること。 ・ 自動火災報知設備の総合操作盤と統合したシステムとすること。

キ 厨房設備

- ・ 厨房設備、調理器具、備品等の食堂運営にかかる厨房設備については、県が引き渡しを受けた後、事業者へ無償で貸与する。

ク テレビ等電波障害対策

- ・ 事業者は、計画内容によりテレビや携帯電話等の受発信状況の机上検討と事前調査を実施する。防災拠点整備に伴い、近隣にテレビや携帯電話等の電波障害が発生した場合は、本事業により電波障害防除対策を行うこと。

ケ 水道（ライフライン）の途絶対策設備

- ・ 大規模災害時において、上水は約2週間途絶することが想定される。このライフライン途絶（水道）に備え、2週間分の後方支援活動要員用災害用飲料水等として2,670kℓを確保する。
- ・ 飲料水は「飲料水兼用耐震性貯水槽」を設け200kℓを確保する。設置場所・設置方法は事業者の提案とする。
- ・ 生活用水及びシャワー等の必要量約2,454kℓ以上のうち、消防学校水難救助訓練場のプールに貯留されている水で2,170kℓ程度を確保し、同施設のプール下部に別途消防学校放水用水槽(300kℓ)を設置し、残る必要量を確保する。
- ・ 不測の事態により自己調達が困難となることも想定し、小牧市から調達できるよう調整を進めていく。なお、水の調達にあたっては、消防学校タンク車(1台1.5kℓ・現在タンク車8台保有)を活用するものとする。

図表 4-18<（参考）拠点運用時を想定した水の必要量の算定値>

各部隊	人数	a:飲料(L)	b:生活用(L)	c:シャワー等(L)	合計(a+b+c)
① 自衛隊・警察・消防	4,632	152,544	432,320	1,250,640	1,835,504
② TEC-FORCE	230	9,660	32,200	96,600	138,460
③ DMAT	200	8,400	28,000	84,000	120,400
④ 広域物資拠点及び災害救助用物資活動要員	742	21,504	93,940	281,820	397,264
⑤ 拠点本部要員 国・他県応援要員	140	4,620	19,600	29,400	53,620
⑥ NPO・ボランティア団体	600	12,600	42,000	63,000	117,600
合計	6,544	209,328	648,060	1,805,460	2,662,848

※1人1日あたりの必要量 飲料：3ℓ 生活用：10ℓ シャワー等：30ℓ

2 業務の要求水準

(1) 設計業務及び建設業務

ア 設計業務

(ア) 事前調査業務

a 基本的な考え方

- ・ 各種関係法令及び法令適用基準等を遵守すること。
- ・ 業務の詳細及び当該調査の範囲について、県と連絡を取り、かつ十分に打ち合わせをして業務の目的を達成すること。
- ・ 各種関係機関と調整を行い、調査を行うこと。

b 業務内容

- ・ 事業者が提案する業務に必要な調査（地質調査、土壌調査、敷地測量、その他必要とする関連調査）を行い、関係法令に基づいて業務を遂行すること。

- ・ 必要な調査等の手続を実施スケジュールに支障がないよう、事業者の責任において実施すること。
- ・ 調査の着手時には、調査業務計画書を提出し、実施した事前調査結果は県に報告すること。

(イ) 設計業務及びその関連業務

a 基本的な考え方

- ・ 各種関係法令及び法令適用基準等を遵守すること。
- ・ 設計図書等の表記方法については、法令適用基準の設計基準等によること。
- ・ 建設副産物の発生抑制・再利用の促進・適正処理の計画を行うこと。
- ・ 業務の詳細及び当該設計の範囲について、県と連絡を取り、かつ十分に打合せをして業務の目的を達成すること。
- ・ 設計業務における業務責任者は、一級建築士の資格を有するものとし、構造設計に従事するものは、構造一級建築士の資格を有すること。

b 業務内容の詳細

- ・ 必要な各種申請等の手続を実施スケジュールに支障がないよう、事業者の責任において実施すること。
- ・ 週に1回以上、県との定例会議を開催し、設計内容について協議、確認及び連絡調整等を行うこと。
- ・ 県と外装デザイン、建築物内外の仕上げ等を含めて本書との整合性について協議を行うこと。
- ・ 設計の着手時には設計業務計画書を、完了時には設計図書等を県に提出し、確認を得ること。
- ・ 基本設計完了時に基本設計図書、実施設計完了時に実施設計図面を県に提出し、承認を得ること。
- ・ 各種申請手続に関する関係機関との協議内容を報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを提出すること。
- ・ 設計業務における提出物は守秘義務資料のとおりとする。
- ・ 本業務は電子納品の対象工事とする。
- ・ 県が別途発注する雨水調整池及び県道等の工事に係る設計協力を行うこと。
- ・ 県が行う近隣説明会、現場見学会、内覧会又はオープニングイベント等に係る資料作成又は事業説明等に協力すること。
- ・ 防災公園・神明公園エリアの設計業務は県で定める仕様に応じた設計図書一式（図面、設計書、数量計算書等）の作成を行うこと。設計書は県が定める積算基準に準じて作成すること。

(ウ) 設計業務に係る留意事項

- ・ 県は、事業者に設計内容について、随時確認することができるものとする。
- ・ 県は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲で、当該施設の設計変更を要求することができる。その場合、当該設計により、事業者に追加的な費用（設計費用及び直接工事費のほか、将来の維持管理費等）が発生したときは、県が当該費用を負担するものとする。一方、費用の減少が生じたときは、本事業の対価の支払い額を減額するものとする。
- ・ 設計内容が本書及び応募時の提案を下回る恐れがあると認められる場合、県は作業内容の速やかな改善を求めるものとする。
- ・ 事前協議に係る資料、許可申請書及び許可申請書に添付する図面及び建築審査会に提出する資料の一切は事業者が作成すること。また、許可申請手数料は事業者が負担するものとする。
- ・ 県が中間・完了検査を行うため、事業者は協力すること。
- ・ 計画地の一部は、計器着陸装置の建造物建設計画協議要請対象範囲に該当するため、範囲内に建造物を建設する場合は愛知県航空空港課との協議が必要となる。
- ・ 災害トイレ 6,000 人分を 14 日間確保できるよう、設計・計画すること。なお、整備は県にて実施する。
- ・ 県が別途発注する工事と重複する部分（防災公園エリアと神明公園エリア内を想定）については、事業者が整備する建築物の周囲 2m を事業者の工事範囲とする。なお、県範囲と事業者範囲との境界部分は、県と調整を行い一体的な整備を行うこと。
- ・ 建築物周囲 2m 部分は、不同沈下が発生しないように留意し、周囲の地盤面との段差が生じた場合を想定し、補修を容易に行えることとする。

イ 建設業務

(ア) 建設業務及びその関連業務

a 基本的な考え方

- ・ 各種関係法令及び法令適用基準等を遵守すること。
- ・ 近隣及び工事関係者の安全確保と環境保全に十分配慮すること。
- ・ 工事に伴い近隣地域に及ぼす影響を最小限とすること。
- ・ 無理のない工事工程を立てるとともに、工事予定の掲示など適宜近隣に周知すること。
- ・ 建設工事において環境に配慮した取組を実施すること。
- ・ 廃棄物の処理等は、各種関係法令及び法令適用基準等に定められた方法に

より処分を行うとともに、積極的に再利用を行うこと。

- ・ その他建設工事に必要な事項について、事業者の責任において実施すること。
- ・ 使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。
- ・ 暴力団等を工事から排除するため、警察と緊密に連携すること。
- ・ 建設工事の対象範囲は、消防学校エリア及び防災公園エリアの屋内運動施設、公園管理事務所とする。

b 業務内容

- ・ 業務責任者及び現場代理人を配置し、届出書を県に提出すること。
- ・ 設計図書に基づき工事を実施すること。
- ・ 工事範囲は、計画地内とし、対象施設の建築及び外構工事を本工事とする。
- ・ 事業者において実施する電気・ガス・水道等のインフラ整備工事のうち公園（平場）部分でのインフラ整備工事は、事業者の設計に基づき県が施工することから、業務分担及び施工方法等について、県と協議のうえ実施すること。工事の着手までに、建設工事の実施体制、工事工程等の内容を含んだ施工計画書を作成し、県の承諾を得ること。
- ・ 事業者が作成した施工計画書に従って工事を実施すること。
- ・ 必要な各種申請等の手続を実施スケジュールに支障がないよう、事業者の責任において実施すること。
- ・ 事業者は、週に1回以上、県との定例会議を開催し、建設工事について協議、確認及び連絡調整等を行うこと。
- ・ 事業者は、県に対し、定期的に工事施工管理状況を報告すること。
- ・ 事業者は、工事において行う主要な検査及び試験について、事前にその内容及び実施時期を県に通知すること。県は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。
- ・ また、県は必要に応じて工事現場の確認を行うことができる。
- ・ 事業者は、自ら中間検査を行うこと。事業者は、中間検査の実施内容及び日程を事前に県に報告し、調整を経て確認を受けること。
- ・ 工事完了時には、守秘義務資料に従い、施工記録及び竣工図書を整備し、自ら保管するほか県に提出すること。
- ・ 県が別途発注する関連工事に係る協力（打合せ同席等）を行うこと。
- ・ 県が別途発注する関連工事の施工については、作業ヤード等に配慮し、施工時期等について県と調整を行うこと。
- ・ 県が行う近隣説明会、現場見学会、内覧会又はオープニングイベント等に

係る資料作成又は事業説明等に協力すること。

- ・ 事業者は、県監督員が使用する 10～20 m²程度の仮設事務所を設置すること。仕上げは一般事務室程度とし、仮設事務所には、机、椅子、ロッカー、電話、パソコン等の備品や電灯、給排水及びその他の設備を設け、詳細は守秘義務資料による。これによる、光熱水料、電話使用料及び消耗品等は全て事業者の負担とする。

(イ) 工事監理業務

a 基本的な考え方

- ・ 各種関係法令及び法令適用基準等を遵守すること。

b 業務内容

- ・ 工事監理者を配置すること。なお、工事監理者が建設企業と同一法人に所属する場合には、工事監理部門は工事請負部門と独立した職務遂行系統であることを要する。
- ・ 工事監理者は業務報告書を作成し、工事監理の状況を毎月県に定期報告し、県の要請があったときには随時報告を行う。
- ・ 工事監理業務は、守秘義務資料に基づき行うこと。
- ・ 防災公園・神明公園エリアの工事監理業務は、前述の設計業務を基に県が発注する設計図書に基づき行うこと。

(ウ) 什器・備品調達・設置業務

a 基本的な考え方

- ・ 各種関係法令及び法令適用基準等を遵守すること。
- ・ 無理のない設置工程を立てること。
- ・ 本業務により発生する梱包材等の廃棄物の処理等は、各種関係法令及び法令適用基準等に定められた方法により処分を行うとともに、積極的に再利用を行うこと。
- ・ その他調達に必要な事項について、事業者の責任において実施すること。
- ・ 原則として、守秘義務資料「設備、什器・備品リスト」の設備、什器・備品については、リースは不可とする。
- ・ ただし、県との協議のうえ、県が認めたものについては、リースによる調達も可とする。なお、リースにより調達した設備、什器・備品については、リースによらない什器・備品と同様の維持管理を行うものとする。また、事業期間終了時には、リース契約の延長等について、県と協議のうえ決定する。

b 業務内容

- ・ 県が求める施設に必要となる備品等、その他施設の運営・維持管理に必要な備品等については、事業者による提案に基づき、県との調整のうえで備品の内容及び数量のリストを作成し、県の承認を受けて、備品の調達、設置及び設置に必要な据付調整を行うこと。
- ・ 選定については、県に内容を説明し、県と十分に協議したうえで、調達すること。
- ・ 設置した施設備品について県と調整のうえ、台帳を作成し県に提出すること。
- ・ 県が別途発注する工事に係る協力（工程の調整等）を行うこと。
- ・ 県が行う近隣説明会、現場見学会、内覧会又はオープニングイベント等に係る資料作成又は事業説明等に協力すること。

(エ) 建設業務に係る留意事項

a 申請及び手続等

- ・ 建設工事及び供用開始に必要な一切の申請及び手続等をスケジュールに支障がないよう行うこと。

b 事業用地の引渡し

- ・ 場合によっては、部分的に事業用地の引渡し時期が遅延する可能性があり、その際は工事計画の見直しを行うこと。

c 県工事等との調整

- ・ 県が別途実施する埋蔵文化財調査、不発弾調査、大山川洪水調節池、雨水調整池、道路整備の基盤整備工事、防災公園・神明公園エリア及び空港と隣接するエリアの建設工事に対して、必要に応じて調整を行うこと。

d 近隣への配慮

- ・ 建設工事にあたっては、粉じんの飛散、搬入搬出車両の交通問題等、周辺環境への影響に十分留意すること。特に建設機械等の使用にあたっては、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型機械を使用し、合理的に要求される範囲の近隣対策を講じること。また、近隣への対応について、県に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。

e 工事の記録

- ・ 環境配慮技術や再エネ・省エネ設備等の工事施工状況について、写真・映像等で記録し、保管すること。

f 保険

- ・ 事業者は、建設業務の期間中、自ら又は建設工事を請け負う企業の負担により次の保険に加入すること。

1) 建設工事保険

- ・ 工事中の施設等に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用の補償を行う。
- ①対象：本事業の建設工事の対象となる施設及び工事材料
- ②補償額：建設工事の請負金額
- ③その他：被保険者を県とすること。

2) その他の保険

- ・ 事業者は、自らの負担により、その他必要と考えられる保険に加入すること。

(オ) 完成後業務

a 事業者による完成検査

- ・ 事業者は、事業者の責任及び費用において、完成検査及び機器、器具、施設備品の点検、試運転を行い、施設の運営開始に支障がないことを確認すること。また、県は事業者が実施する完成検査及び機器、器具、施設備品の点検、試運転に立ち会うことができるものとする。

b 県による完工検査

- ・ 県は、事業者による上記の完成検査及び機器、器具、施設備品の点検、試運転の終了後、当該施設、施設備品について事業者の立会いのもとで完工確認等を実施する。事業者は、県が行う完工確認等の結果、不完全な部分があると認めるときは、速やかにその内容について修補すること。

c 完成図書の提出

- ・ 事業者は、県による完工確認等に必要な完成図書を提出すること。必要な提出図書は別途、県の指示するところによる。

d 引渡し

- ・ 工事完了検査の結果、合格した場合は、県は検査合格通知書を発行し、事業者は県へ施設の引渡しを行う。その際に、事業者は完成図書と施設の鍵をキープランと共に提出すること。
- ・ 施設の県への引渡しから供用開始までの間は供用開始に向けての準備を行うものとし、「維持管理業務に係る要求水準」に準じた維持管理を実施すること。
- ・ 事業者は県と協議したうえで、運営・維持管理業務期間開始から20年間の中長期修繕計画書を作成すること。20年間を通じて、運営・維持管理業務期間開始時の水準の確保が可能となるように計画すること。

(カ) その他

a 交付金申請関係書類の作成支援

- ・ 事業者は、県が実施する交付金申請に必要な関係書類の作成に関し、交付対象額及び交付額の算定根拠に係る各種資料等の作成を支援すること。

b 会計実地検査の支援

- ・ 事業者は、国の会計実地検査の対象となることから、事業者は、事業期間内に県が受検することになった場合、資料作成や会計検査院への説明補助、現地調整への立合等により、県を支援することとする。

第5 開業準備業務に係る要求水準

1 総則

(1) 業務の目的

事業者は、対象施設の整備後速やかに運営・維持管理業務に移行できるよう、開業準備業務を実施すること。

(2) 業務の区分

開業準備業務における業務の区分については、次のとおりとする。

- ① 利用規約案策定業務
- ② 運営・維持管理業務の準備業務
- ③ 予約方法整備・管理業務
- ④ 料金收受業務
- ⑤ 広報業務
- ⑥ 災害時等対応マニュアル作成業務
- ⑦ 開館式典及び内覧会等の実施業務
- ⑧ 開業準備中の維持管理業務
- ⑨ 行政等への協力業務

(3) 業務の対象範囲

業務の対象範囲は、消防学校エリア及び防災公園・神明公園エリアとする。

(4) 業務の期間

開業準備業務の実施期間は、設計・建設期間の終了(2027年3月)までとする。

2 業務の要求水準

(1) 利用規約案策定業務

ア 基本的な考え方

- ・ 事業者は、県と協議のうえ、特定事業契約締結後速やかに防災拠点の管理に必要な事項を定めた規約の案(以下、「利用規約案」という。)を作成すること。
- ・ 利用規約案においては、イに示す項目を記載すること。なお、内容は、条例の規定及び条例の委任を受けて今後愛知県知事が定める予定である施設管理規則の規定に基づくものであるため、条例及び規則の施行により効力を有するものであることに留意すること。

- ・ 利用規約案の作成にあたっては、防災拠点に関わる所管課と必要な協議・調整を行うこと。

イ 業務の詳細

(ア) 利用料金制度案の内容

- ・ 屋内運動施設、公園管理事務所、多目的広場、イベントゾーン、消防学校教育棟、宿泊棟の食堂等に係る利用料金は、事業者の提案に基づき、県と協議のうえ事業者が設定すること。また、利用料金を変更する場合も同様とする。
- ・ 神明公園エリアにおける施設・設備・備品等の利用料金については、事業者からの提案に基づき、豊山町の条例（改正予定）において利用料金の範囲を定めることとし、事業者はこの範囲内において、利用料金を定め、県と協議のうえ県に届け出ること。
- ・ 備品・設備等に係る利用料金の設定・変更については、事業者の提案に基づき、県と協議のうえ事業者が設定すること。

(イ) 利用料金等の徴収方法等

- ・ 利用者にとって利便性の高い、利用料金等の徴収方法を設定すること。
- ・ 利用料金等の納付期限及び還付等に関する手続方法を設定すること。
- ・ 施設利用の確実性の確保等（安易なキャンセルの予防等）のために、予約金、延滞金等の仕組みを設定することができる。運営・維持管理期間開始前に収受した予約金は、事業者の収入として計上してはならず、前受金としての特性を反映した適切な会計処理を行うこと。なお、利用日が運営・維持管理期間終了日以降の予約については、予約金を収受してはならない。

(ウ) 休館日及び各施設の利用時間

- ・ 事業者からの提案に基づき、県との協議のうえ休館日及び各施設の利用時間を定める。利用者の利便性や需要動向により、休館日及び各施設の利用時間を変更する場合は、利用者等の要望に基づき、県と協議のうえ変更すること。

(エ) 利用の条件（利用対象、利用区分等）

- ・ 事業者の提案に基づき、県と協議のうえで事業者が設定すること。また変更する場合も同様とする。

(オ) 利用許可申請、利用許可等の利用に関する手続き

- ・ 事業者の提案に基づき、県と協議のうえで事業者が設定すること。また変更する場合も同様とする。

(カ) 利用に関する禁止事項、制限事項等

- ・ 事業者の提案に基づき、県と協議のうえで事業者が設定すること。また変更する場合も同様とする。

(キ) その他防災拠点の管理に関し必要な事項

- ・ 事業者の提案に基づき、県と協議のうえで事業者が設定すること。また変更する場合も同様とする。

(2) 運営・維持管理業務の準備業務

ア 基本的な考え方

- ・ 運営業務及び維持管理業務に必要な業務担当者を配置し、各業務担当者に対して研修等を行うとともに、設備等の試運転を行うことで、供用開始後の円滑な運営・維持管理を実施できる体制を確立すること。

イ 業務の詳細

(ア) 公園管理事務所、屋内運動施設の管理諸室及び消防学校教育棟の事務室の開設及び従業員研修

- ・ 事業者は、防災拠点の開業以降、直ちに円滑な運営・維持管理業務を実施できるよう、業務の担当者を配置し、開業に先立って防災拠点内に公園管理事務所、屋内運動施設の管理諸室及び消防学校教育棟の事務室を開設すること。
- ・ 各業務担当者に対し、機械操作、危機管理対応、障害者・高齢者・外国人対応を含む接客対応、BCP 等、業務上必要な事項について教育研修を行うこと。

(イ) 設備等の試運転及び開業前の各種保守点検等

- ・ 事業者は、防災拠点の引き渡しから開業までの間に、設備等の試運転の実施、及び開業前の各種保守点検等を行うこと。
- ・ 事業者は、開業前であることを踏まえて、「第7 維持管理業務に係る要求水準」に準じて、必要となる建築物や設備等の保守管理、清掃、警備等を行うこと。

(3) 予約方法整備・管理業務

ア 基本的な考え方

- ・ 利用予約が可能な施設は、屋内運動施設、公園管理事務所、多目的広場、イベントゾーン、消防学校教育棟を基本とする。事業者の提案によって、その他の対象施設についても利用予約を可能とする場合は、県と協議すること。
- ・ 県の各種施策との連携や公平性を確保し、適切な利用予約受付体制のもとで、利用予約受付を行うこと。

イ 業務の詳細

- ・ 施設の予約については、県の施設予約システム（ネットあいち施設予約システム）を利用することも可能である。利用する場合は、前年度に県と協議するこ

と。

- ・ 独自の予約・受付ツール、システム等を導入することを妨げるものではないが、県側と予約情報等について連携・共有するものとする。なお、詳細な連携方法については県と協議すること。
- ・ 県と協議して、一般利用日を設定すること。
- ・ 利用方法（申込手続、申込受付開始日、予約の変更・取消手続等）については、県と協議して定めること。予約の確定、予約内容の変更、予約の取消しについては、記録を残すこと。
- ・ 県の施設として、公平性を確保しつつ必要な調整を行うこと。事業者が独占的かつ安価に利用するなど、著しく公正さを欠く利用とならないよう留意すること。
- ・ 公序良俗に反するおそれのあるものや、防災拠点の構造上又は管理上支障があるものについては、防災拠点を利用させないこと。

（４）料金收受業務

ア 基本的な考え方

- ・ 事業者は、県と協議のうえで設定した料金を徴収すること。

イ 業務の詳細

- ・ 利用規約案に基づき、利用料金を徴収すること。

（５）広報業務

ア 基本的な考え方

- ・ 防災拠点のプロモーション等の情報提供に必要な資料の作成、配布、管理等を行うこと。ただし、消防職員等の募集は除く。
- ・ 防災拠点のマーク、ロゴ及び商標その他記章等を作成する場合は、県に事前に承認を得ること。防災拠点の写真データ等を第三者に使用させることができるものとするが、写真データに著作権が存在する場合には、権利者と協議のうえ、適切に対応すること。なお、防災拠点の図面を使用する場合は、事前に県の承認を得ること。

イ 業務の詳細

- ・ 必要な情報を整理し、施設ウェブサイトを開設、更新等すること。
- ・ 施設パンフレット等を作成し、県内外の関連施設へ提供すること。
- ・ 防災拠点について STP 分析などのマーケティングを実施し、多様な媒体（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、パンフレット、ポスター、インターネット、SNS

等)を活用した積極的なプロモーションを実施すること。

- ・ 各種問い合わせ等に対して、対応すること。

(6) 災害時等対応マニュアル作成業務

ア 基本的な考え方

- ・ 事業者は、災害等の発生により、県が防災拠点を基幹的広域防災拠点として開設することを決定した場合には、県の指示に従い、初動対応及び県の行う災害対応業務への協力を行うこと。
- ・ 事業者は、利用時間内に大規模災害等が発生した場合は、速やかに利用者の身の安全を守るための避難誘導を適切に行うこと。
- ・ 利用時間外に大規模災害等が発生した場合は、防災拠点を拠点運営時モードとして県に引渡せるよう、従業員は可能な限り速やかに参集し、計画地内の建築物・公園・設備・外構施設の被害確認及び安全点検を行うこと。なお、実施が困難な場合は県が代替対応するなど協力することとし、その場合の意思伝達方法について事前にマニュアル内で調整しておくこと。
- ・ 事業者は、運営業務開始前に、事業者の災害時等対応体制を定め、災害時等対応マニュアルとして整備すること。災害時等対応マニュアルには、防災拠点の運営に関する県との役割分担、初動対応に係る協力体制、運営・支援方法及びその他必要な事項を記載することとし、内容は県と協議し、承認を受けること。

イ 業務の詳細

- ・ 事業者は、災害時等対応体制を定め、災害時等対応マニュアルを作成するにあたり、県と下記に示す事項について事前協議を行う。
 - 利用時間内及び時間外別の災害時の初動対応実施体制（緊急連絡方法、参集体制、参集に時間を要する場合の対策等）
 - 平常運用時の鍵の管理、利用時間外の開錠方法
 - 初動期段階の作業内容、県と事業者の役割分担
 - 初動期の従業員及び施設利用者の安全確保、避難誘導対策方法
 - 建築物・公園・設備・外構施設の点検・安全確認（危険個所の有無、建物被害等の確認）
 - 初期消火活動等の応急対策
 - 拠点運用時の運営業務内容、維持管理業務内容
 - 防災拠点を拠点運用時モードとして活用するための環境確保（可動物の移動対応等）
 - 拠点運用時を想定した訓練計画作成と実施

- ・ 事前協議の結果を踏まえ、災害時等対応マニュアルを作成し、県の承認を得ること。
- ・ 災害時等対応マニュアルは、防災訓練の実施や同種の他事例での取り組みを踏まえ、実態にあうように更新を行うこと。

(7) 開館式典及び内覧会等の実施業務

ア 開館式典及び内覧会の実施

- ・ 事業者は、開業準備業務期間中に、県民や県関係者等を対象とした開館式典及び関連行事(テープカットやくすだま割り等を含む。)を企画し、実施すること。具体的な内容は事業者の提案とするが、事前に企画案を県に提出し、県の承認を得たうえで実施すること。
- ・ 招待者の選定については、県と協議すること。
- ・ 内覧会を実施すること。開館式典に併せて実施してもよい。
- ・ 内覧会では、施設内の各所に従業員を配置し、施設の説明や誘導を行うこと。また、利用体験やデモンストレーション等を実施することができる。

イ 開館記念イベントの実施

- ・ 開館式典実施後、広く県民が参加可能な開館記念イベントを実施すること。具体的な内容は事業者の提案とするが、事前に企画案を県に提出し、県の承認を得たうえで実施すること。実施時期は、事業者の提案とする。
- ・ 実施にあたっては、「第7 維持管理業務に係る要求水準」に準じて、必要となる清掃、警備等を行うこと。

(8) 開業準備中の維持管理業務

ア 基本的な考え方

- ・ 防災拠点の引渡しから供用開始までの間の防災拠点の維持管理を行うこと。
- ・ 供用開始前であることを踏まえて、「第7 維持管理業務に係る要求水準」に準じて、必要となる建築物保守管理、設備保守管理、清掃、警備等を行うこと。

(9) 行政等への協力業務

ア 基本的な考え方

- ・ 県と事業者は、運営・維持管理期間において対象施設を管理運営するパートナーとして、第9 3 (2)で示すガバナンスの「基本的な考え方」を基に日常から、迅速な情報伝達と連絡調整に努め、各業務を円滑に遂行すること。
- ・ 県または地方公共団体が地域連携組織を組成する場合、これに参画し、協力すること。また、その他の団体が組成する場合においても同様とする。

- ・ 事業者は、県による公的利用等優先予約に協力すること。県内地方公共団体による公的利用等による優先予約についても協力を努めること。

イ 業務の詳細

- ・ 県が求める防災訓練や地域共同事業の実施、県と連携したイベント誘致等、県内地方公共団体が求める主催事業に協力すること。
- ・ 県民や関係者等を対象とした記念式典及びオープニングイベント等を実施すること。オープニングイベント等については、広く県民が参加でき、また、施設の利用体験等を予定するが、詳細は県と協議したうえで決定する。

第6 運營業務に係る要求水準

1 総則

(1) 業務の目的

本事業の基本方針を踏まえ、拠点運用時には基幹的広域防災拠点として、平常運用時には県民の健康づくりや文化交流等、誰もが安全、快適に利用可能なサービスを提供する他、競技スポーツ環境の充実やイベントの実施等により、憩いと賑わいの場として、安定的な運営を実施すること。

(2) 業務の区分

上記に基づき、以下の業務を実施すること。

- ① 受付・予約管理・問い合わせ対応業務
- ② 利用料金の収受及び還付業務
- ③ 施設・区画・什器・備品の貸出・管理業務
- ④ 広報業務
- ⑤ 駐車場運營業務
- ⑥ 食堂運營業務
- ⑦ 防災啓発・人材育成関連運營業務
- ⑧ 防災ビジネス等運營業務
- ⑨ スポーツ等各種イベントやその他の運營業務
- ⑩ 拠点運用時及び緊急時の初動における避難誘導・安全管理対応業務
- ⑪ 拠点運用時の運営支援業務
- ⑫ 災害時等対応マニュアルに基づく従業員育成業務
- ⑬ 事業期間終了時の引継業務

※地方自治法第244条の2第3項に基づく、公の施設の指定管理者制度に伴う業務を含む。

(3) 業務の対象範囲

業務の対象範囲は、消防学校エリア宿泊棟・教育棟及び防災公園・神明公園エリアとする。運營業務の構成と対象施設の関係を図表6-1に示す。

図表 6-1 運営業務の構成と対象施設の関係

			運営業務													
			業務 受付・予約管理・問い合わせ対応	利用料金の 收受及び還付業務	施設・区画・ 管理業務 什器・備品の貸出・	広報業務	駐 車 場 運 営 業 務	食 堂 運 営 業 務	防 災 啓 発 ・ 人 材 育 成 関 連 運 営 業 務	防 災 ビ ジ ネ ス 等 運 営 業 務	ス ポ ー ツ 等 各 種 イ ベ ン ト や そ の 他 の 運 営 業 務	拠 点 運 用 時 及 び 緊 急 時 の 初 動 に お け る 避 難 誘 導 ・ 安 全 管 理 対 応 業 務	拠 点 運 用 時 の 運 営 支 援 業 務	従 業 員 育 成 業 務	災 害 時 等 対 応 マ ニ ユ ア ル に 基 づ く	事 業 期 間 終 了 時 の 引 継 業 務
消防学校 エリア	消防教育・ 訓練施設	管理・教育棟	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	
		宿泊棟							●	○	○	○	●	●	●	●
		教育棟	●	●	●	●			●	●	○	●	●	●	●	●
		車庫	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
		複合訓練施設	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
		救助訓練棟	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
		街区消火訓練場	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
		水難救助訓練場	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
		震災訓練場	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
		土砂災害訓練場	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
		屋外訓練場	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
		自家給油施設														
駐車場					○			○	○	○	○	○	○	○		
防災公園 エリア	西側	屋内運動施設	●	●	●	●			○	●	●	●	●	●	●	
		広場（人工芝）	●	●	●	●			○	●	●	●	●	●	●	
		ふれあい広場 （人工芝）	●	●	●	●			○	●	●	●	●	●	●	
		広場（全天候型 舗装）	●	●	●	●			○	●	●	●	●	●	●	
		駐車場		○			●		○	○	○	●	●	●	●	
	東側	公園管理事務所	●	●	●	●			○	○	●	●	●	●	●	
		多目的広場 （1）	●	●	●	●			○	○	●	●	●	●	●	
		多目的広場 （2）	●	●	●	●			○	○	●	●	●	●	●	
		芝生広場	●	●	●	●			○	○	●	●	●	●	●	
		駐車場		○			●		○	○	○	●	●	●	●	
神明公 園エリ ア	イベントゾーン	●	●	●	●			○	○	○	●	●	●	●		
	プレイロット	●	●	●	●			○	○	○	●	●	●	●		
	駐車場		○			●		○	○	○	●	●	●	●		

●：特定事業の対象範囲を示す。

○：特定事業の範囲として提案可とする。ただし、消防学校エリアの教育棟以外の施設について、消防職員等の学校教育及び県内消防本部の消防部隊の教養訓練で使用しない場合に限り、消防学校と調整のうえ、利用することができる。消防学校エリアの使用状況等については、守秘義務資料（カリキュラム、消防学校の一日）に示す。

空欄：特定事業の対象範囲外を示す。

(4) 業務の対象期間

運營業務の対象期間は、供用開始から事業期間終了までとする。

(5) 運営の基本要件（共通事項）

ア 防災拠点の開館時間及び休館日等

- ・ 防災拠点の開館時間、休館日については、事業者からの提案に基づき、県と協議のうえ定めること。事業者による任意事業の提案がある場合は、提案内容に基づき、県と協議のうえ定めること。
- ・ 機能配置や空間構成等を踏まえ、適切な開館時間等の設定を行うとともに、適切なセキュリティラインの設定及び警備対策等を行うこと。

イ 利用形態及び予約の考え方

- ・ 県の各種施策との連携や公平性を確保し、適切な利用予約受付体制のもとで、利用予約受付を行うこと。
- ・ 利用者の利便性や安全性の高い施設、設備、備品等の貸出を行うこと。
- ・ 施設の予約の調整にあたって、県及び県内地方公共団体の年間行事や要望等を考慮すること。教育棟は、防災関連事業・イベントの予約を優先すること。なお、教育棟における研修・訓練スペースの貸し出しにおいては、原則、県が主体となる防災啓発・人材育成に係るものを優先し、次点を防災ビジネスの貸し出しとすること。
- ・ 施設の予約管理が行える、予約・受付ツール、システム等を導入し、運営を開始すること。
- ・ 利用方法（申込手続、申込受付開始日、予約の変更・取消手続等）については、県と協議して定めること。予約の確定、予約内容の変更、予約の取消しについては、記録を残すこと。
- ・ 県の施設として、公平性を確保しつつ必要な調整を行うこと。事業者が独占的かつ安価に利用するなど、著しく公正さを欠く利用とならないよう留意すること。
- ・ 公序良俗に反する恐れのあるものや、防災拠点の構造上又は管理上支障があるものについては、防災拠点を利用させないこと。
- ・ 利用者に対して、施設の利用方法や注意事項を説明すること。利用後には、施設や設備、備品に故障や破損がないか確認を行うこと。
- ・ 利用者の入館や退館、鍵の収受等を含めた施設、設備、備品の貸出方法は、事業者の提案とするが、利用者の利便性や安全性を高めること。なお、一般利用日においては、床の設置等、利用者が設置することが難しいと想定される設備や備品は事業者が行うこと。

ウ 利用料金設定の考え方

- ・ 消防学校エリア宿泊棟の食堂におけるサービス等に係る利用料金の設定・変更については、県と事業者の協議により定める。
- ・ 防災公園エリアにおける施設・設備・備品等の利用料金については、事業者からの提案に基づき、県の条例において利用料金の範囲を定めることとし、事業者はこの範囲内において、利用料金を定め、県に届け出ること。
- ・ 神明公園エリアにおける施設・設備・備品等の利用料金については、事業者からの提案に基づき、豊山町の条例において利用料金の範囲を定めることとし、事業者はこの範囲内において、利用料金を定め、県と協議のうえ県に届け出ること。
- ・ なお、事業者が購入・整備する備品・設備等については、県が整備又は貸与する備品・設備等の利用料金と齟齬のない範囲で、事業者が利用料金を定め、県に届け出ること。
- ・ 県主催事業においては、県は施設・設備・備品等を無料で使用する。

エ 県及び県内地方公共団体への協力業務

- ・ 事業者は、県及び県内地方公共団体からの意見を聞く場を年1回以上設け、業務への協力依頼があった場合には、依頼元団体と協議のうえ、拠点運営業務に支障の出ない範囲で協力すること。
なお、意見聴取にあたっては県の協力を求めることができる。

オ 受付・問い合わせ対応等

- ・ 窓口や電話、メール、HP 等での各種問い合わせに対し、適切かつ丁寧な対応を迅速に行うこと。
- ・ 問い合わせ対応等については、手法として事務室で一括、各施設の受付カウンターごとに対応等の方法が考えられるが、その手法について事業者の提案に委ねる。なお、内容については各業務担当者間で確実に共有すること。
- ・ 利用者からの苦情や要望等に対し、事実関係を確認のうえ、速やかに対応し、改善等の処置を講ずること。また、事業者において判断が困難な場合は県と協議すること。

カ 連絡調整対応

- ・ 運営業務計画の策定や運営業務の実施にあたり、運営業務責任者が中心となって、各業務担当者間で連携をとり、業務や事業内容を調整し、サービスの向上

を図ること。

- ・ 県が主催する関連会議等に、統括管理責任者または運營業務責任者等が参加すること。

キ 拠点運用時の支援の考え方

- ・ 防災拠点は、平常運用時は消防学校と防災公園として県民や防災関係機関にスペースを提供しているが、拠点運用時は拠点運用時モードとして運用を行うため、災害発生直後は、県が防災拠点（拠点運用時モード）として使用できるよう、事業者は、「第5 2（6）災害時等対応マニュアル作成業務」で作成したマニュアルの手順及び防災拠点に配置された県職員の指示に従い、遅滞なく拠点運用時モードへの切り替えを行えるよう支援すること。
- ・ 災害発生直後は、速やかに利用者の避難誘導を行うと共に、計画地内の建築物・設備の被害確認及び安全確認を行うこと。
- ・ 宿泊棟・公園広場・屋内運動施設等においては、防災活動拠点の後方支援業務として県の指示に基づく運營業務を実施すること。
- ・ 防災拠点を拠点運用時モードとして活用するための環境確保（可動物の移動対応等）を行うこと。

2 業務の要求水準

（1）受付・予約管理・問い合わせ対応業務

ア 基本的な考え方

- ・ 運営の基本要件を踏まえ、適切に総合案内、受付、利用予約の管理、問い合わせ対応を行うこと。
- ・ 県の各種施策との連携や公平性を確保し、適切な利用予約受付体制のもとで、利用予約受付を行うこと。

イ 業務の詳細

- ・ 施設の予約については、県の施設予約システム（ネットあいち施設予約システム）を利用することも可能である。利用する場合は、前年度までに県と協議すること。
- ・ 独自の予約・受付ツール、システム等を導入することを妨げるものではないが、県側と予約情報等について連携・共有するものとする。なお、県の施設予約システムを利用する場合は、情報の連携・共有はシステムの画面確認を通して行う。
- ・ 県と協議して、一般利用日を設定すること。
- ・ 利用方法（申込手続、申込受付開始日、予約の変更・取消手続等）については、

県と協議して定めること。予約の確定、予約内容の変更、予約の取消しについては、記録を残すこと。

- ・ 県の施設として、公平性を確保しつつ必要な調整を行うこと。事業者が独占的かつ安価に利用するなど、著しく公正さを欠く利用とならないよう留意すること。
- ・ 公序良俗に反するおそれのあるものや、防災拠点の構造上又は管理上支障があるものについては、防災拠点を利用させないこと。
- ・ 窓口や電話、メール、HP 等での各種問い合わせに対し、適切かつ丁寧な対応を迅速に行うこと。
- ・ 問い合わせ対応等については、手法として事務室で一括、各施設の受付カウンターごとに対応等の方法が考えられるが、その手法について事業者の提案に委ねる。なお、内容については各業務担当者間で確実に共有すること。
- ・ 利用者からの苦情や要望等に対し、事実関係を確認のうえ、速やかに対応し、改善等の処置を講ずること。また、事業者において判断が困難な場合は県と協議すること。

(2) 利用料金の収受及び還付業務

ア 基本的な考え方

- ・ 運営の基本要件を踏まえ、適切に利用料金の収受・還付等の管理を行うこと。

イ 業務の詳細

- ・ 運営の基本要件及び利用規約案に基づき、利用料金を徴収・還付すること。

(3) 施設・区画・設備・什器・備品の貸出・管理業務

ア 基本的な考え方

- ・ 運営の基本要件を踏まえ、適切に施設、区画、設備、備品等の貸出・管理を行うこと。
- ・ 利用者の利便性や安全性の高い施設、区画、設備、備品等の貸出・管理を行うこと。

イ 業務の詳細

- ・ 運営に関する施設、区画、設備、備品等の点検・確認等を行い、利用者が常に安全に利用可能なようにするとともに、備品が紛失・破損等の際には、速やかに補充等適切な措置をとること。
- ・ 必要な備品を用意すること。
- ・ 「貸出規則・規定」等を作成して区画、備品等の適切な貸出方法を設定し、貸

- し出し状況を常に把握すること。
- ・ 備品や用具の保管庫からの出し入れ・組み立て等を利用者が行う際、組み立てやセット方法の説明及び補助を行うこと。
- ・ 利用者に対し用具保管庫への備品の収納について指導を行い、常に整理整頓された状態を保つこと。
- ・ イベントゾーンにおける火気の取り扱いに注意し、利用者に指導を行うこと。

(4) 広報業務

ア 基本的な考え方

- ・ 運営の基本要件を踏まえ、適切に広報を行うこと。
- ・ 防災拠点のプロモーション等の情報提供に必要な資料の作成、配布、管理等を行うこと。ただし、消防学校の学生募集は除く。
- ・ 防災拠点のマーク、ロゴ及び商標その他記章等を作成する場合は、県に事前に承認を得ること。防災拠点の写真データ等を第三者に使用させることができるものとするが、写真データに著作権が存在する場合には、権利者と協議のうえ、適切に対応すること。なお、防災拠点の図面を使用する場合は、事前に県の承認を得ること。

イ 業務の詳細

- ・ 必要な情報を整理し、施設ウェブサイトを開設、更新等すること。
- ・ 施設パンフレット等を作成し、県内外の関連施設へ提供すること。
- ・ 防災拠点について STP 分析などのマーケティングを実施し、多様な媒体（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、パンフレット、ポスター、インターネット、SNS 等）を活用した積極的なプロモーションを実施すること。
- ・ 各種問い合わせ等に対して、対応すること。

(5) 駐車場運營業務

ア 基本的な考え方

- ・ 運営の基本要件を踏まえ、適切に駐車場の管理を行うこと。

イ 業務の詳細

- ・ 自動車の電動化に対応し、EV 用急速充電設備を防災公園（西側）エリアに 1 台以上、防災公園（東側）エリア及び神明公園エリアに 1 台以上の計 2 台以上を確保すること。なお、設備設置場所と設置台数については提案すること。
- ・ 充電器に対する利用料金を徴収することができる。
- ・ イベント等の開催により利用者の安全が損なわれないよう、必要に応じて人員

を配置し、駐車場の車両誘導等を行うこと。

(6) 食堂運営業務

ア 基本的な考え方

- ・ 食堂・厨房における献立作成、調理、食材調達を対象とする。

イ 業務の詳細

(ア) 基本条件

a 厨房設備、什器・備品

- ・ 厨房設備、調理器具、備品等の食堂運営にかかる厨房設備については、県が引き渡しを受けた後、事業者へ無償で貸与する。

b 食堂利用者

- ・ 食堂運営業務は、原則、学生及び消防学校職員（以下、「消防職員等」という）を対象としたものであるが、以下の場合に行う独立採算事業を行う場合はこの限りではない。
 - i. 消防職員等の利用時間外
 - ii. 消防職員等の利用者数が少なく、県と協議のうえ、消防職員等と動線の隔離が可能だと認められた場合

c 消耗品等

- ・ 事業者は、食堂運営に必要な消耗品等を事業者の負担で用意する。この消耗品は、衛生関連用品、ラップ、アルミホイル、ゴミ袋、スポンジ、割り箸、食器洗剤、洗浄機洗剤、卓上カスター、献立等の印刷掲示物、清掃道具等を想定している。

d 収入等

- ・ 食堂運営により喫食者が支払う喫食代、独立採算事業の収入は事業者の収入とする。

e 光熱水費

- ・ 食堂運営にかかる光熱水費、通信費は事業者が負担する。

(イ) 業務仕様書など

a 業務仕様書の作成、提出

- ・ 事業者は本書及び入札参加提案に基づき、食堂運営業務仕様書を作成し、県と協議のうえ、業務開始予定日の 60 日前までに県に提出する。

b 業務計画書の作成、提出

- ・ 事業者は、食堂運営業務仕様書に基づき、事業年度ごとに、食堂運営事業を適正に実施するために必要な事項を記載した食堂運営業務計画書を作成し、県と協議のうえ決定し、当該事業年度が開始する 14 日前までに県に提出す

る。

- ・ 業務計画書に、当該年度の販売献立、販売単価、業務日程、食事提供時間帯、業務実施体制、利用者の要望・苦情等の受付方法、緊急連絡体制等を記載すること。
- c 業務実施報告書の作成、提出
- ・ 事業者は、業務の全般的な経過等を記載した業務実施報告書を作成し、翌月の10日までに県に提出し、確認を受けること。当該業務実施報告書は5年間保存すること。

(ウ) 運営条件

a 営業日・営業時間

- ・ 食堂の営業時間は原則下記のとおりとする。ただし、教育訓練の都合により営業時間に変更が生じる場合には、協議により柔軟に対応すること。

・ 図表 6-2 食堂の営業時間

	朝食 (7:20～8:20)	昼食 (12:00～13:10)	夕食 (17:40～18:40)
(月)～(木)	○	○	○
(金)	○	○	—
(土)、(日)、祝日	—	—	—

- ・ 全喫食者が同時に喫食するものとし、朝食、夕食は最大350食、昼食は最大400食提供とする。
- b 提供方法、調理方法
- ・ 提供方法は、喫食者が窓口で食事を受け取り、喫食後所定の窓口へ返却するセルフ式とする。
 - ・ 調理方法は、本食堂の厨房にて新鮮な食材を用いて調理を行う方法とし、食事提供時間の遅延により教育訓練に支障が生じないように十分配慮すること。
 - ・ 「大量調理マニュアル」に則って調理を行うとともに、調理完了から喫食までの時間を2時間以内とする。熱いものは熱く、冷たいものは冷たい状態で提供すること。
- c 献立及び価格
- ・ 提供献立は定食とし、朝食は2種類から、昼食及び夕食は3種類から1種類選択するものとし、事業者の効率的な食材調達等に資するよう、県は2週間前までに学生の希望を聴取し、事業者に献立を伝達する。
 - ・ 喫食者の健康状態に応じた味付け、献立等の簡単な変更（夏季の塩分調整等）には適宜柔軟に対応すること。

- ・ 販売価格は、「別添食堂利用等について」に記載の販売価格とし、運営開始時点においては開業前年度の現消防学校の価格程度とすること。また、良質なサービスの提供を心がけるものとする。県及び事業者が必要と判断した場合には、適宜協議を行うこと。
- ・ 栄養条件等については、「別添食堂利用等について」に記載の献立条件を満足すること。なお、各週の献立は3週間前には提示すること。
- ・ 季節感等を考慮した献立を作成し、消防職員等に満足される食事を提供すること。

d 食数変動

- ・ 食数が一定の基準を超えた場合は、食堂等の運営条件について、年度ごとに協議を行う。一定の基準とは、上限を年間200,000食、下限を100,000食とし、(当初設定年間喫食数を150,000食とし、増加分を50,000食、減少分は50,000食を基準とする。)当該年度の年間喫食数が上限値を上回った場合、又は下限値を下回った場合に協議を行うものとする。

e 料金徴収

- ・ 消防職員等が支払う喫食代は県が徴収し、事業者に一括して支払う。独立採算事業については、事業者が自ら徴収することとし、その方法は事業者に一任する。

f 衛生管理

- ・ 事業者は、食中毒等が発生しないよう衛生管理を徹底し、定期的な清掃、防鼠、防虫作業等を行うこと。なお、食堂の清掃についても、事業者の業務とする。

g 廃棄物処理

- ・ 食堂運営業務に伴い発生する廃棄物は、事業者の負担にて、適切に処理すること。

h その他

- ・ 事業者の提案により、消防学校の利用時間帯以外の食堂を消防職員等以外の利用に供する独立採算事業を行うことを可能とする。ただし、セキュリティも考慮した施設計画を行うものとする。なお、消防学校宿泊棟において、一般開放による有料の宿泊事業を行うことは認めない。
- ・ 事業者の提案により、消防職員等の生活スタイルを勘案し、利便施設・設備(売店、自動販売機等)の設置・運営を独立採算事業で行うことを可能とする。ただし、設置位置、販売商品は県と協議のうえ決定し、事業期間中に中止する場合は、事前に県と協議を行うこと。なお、消防職員等、県・名古屋市の職員等以外の利用者による利用は想定しない。
- ・ 本施設の一部を占有して使用する場合には、必要な範囲については有償に

て貸し付けるものとし、使用料は「愛知県公有財産規則（昭和 48 年 3 月 30 日愛知県規則第 23 号）」に基づいて算定する。

- ・ 業務にあたっては、関係法令を遵守するとともに、法令等により届出等が必要な場合は、事業者の負担により滞りなく行うこと。
- ・ 法令等により資格を必要とする業務については、各有資格者を選任すること。なお、業務中はその資格を示す証票を携帯し、関係者から請求があった場合は提示すること。

（７）防災啓発・人材育成関連運營業務

ア 基本的な考え方

- ・ 防災・減災の普及・啓発及び防災・減災活動を実践する人材の育成を目的とした、防災啓発・人材育成プログラムを、県が主体となりコーディネーターとして関係者の意見を聞き取り、事業を進めることとしている。具体的には、県職員が教育棟に常駐し、防災啓発・人材育成プログラムの企画・運営を行う。また、県が主体となって事業を進める防災啓発・人材育成プログラムの企画・運営費は、県が予算確保し、県が負担するものとする。
- ・ 事業者は、県が進める当事業に協力することとし、防災啓発・人材育成プログラムの企画提案をするとともに、通常業務の範囲内で運営支援（県のプログラムの運営補助、教育棟庁舎管理者としての対応等）を行う。
- ・ 防災啓発・人材育成プログラムの対象は、県民、自主防災組織、企業等向けとする。
- ・ 消防学校の教育棟を防災啓発・人材育成の入口とし、防災拠点の資源を幅広く、積極的に活用した防災啓発・人材育成プログラムとする。
- ・ 防災啓発・人材育成プログラムの企画、実施にあたり、県の他、関係行政機関、企業、NPO、防災ボランティア団体、教育・研究機関、防災啓発施設等の様々な主体から広く意見を聞き提案するものとし、事業実施において県の取組みに協力すること。なお、意見聴取にあたっては県の協力を求めることができる。
- ・ 原則、防災・減災の普及・啓発等の防災啓発・人材育成は教育棟で実施することとする。ただし、消防学校エリアの教育棟以外の施設について、消防職員等の学校教育及び県内消防本部の消防部隊の教養訓練で使用しない場合に限り、消防学校と調整のうえ、利用することができるものとする。
- ・ なお、教育棟における研修・訓練スペース等の貸し出しにおいては原則、県が主体となる防災啓発・人材育成に係るものを優先すること。
- ・ 防災公園エリア及び神明公園エリアの各施設についても、スポーツ及びイベント等について主催者側と調整のうえ、利用できる。
- ・ 拠点運用時を踏まえ、イベント等の実施前に県と調整を図ること。

- ・ 消防学校施設(教育棟を除く)を利用する場合は、必ず現状復帰しておくこと。

イ 業務の詳細

(ア) 県が行う防災啓発・人材育成事業への協力

- ・ 県では、防災・減災の普及・啓発及び防災・減災活動を実践する人材の育成を目的として、防災イベントの開催や防災人材の育成研修等を実施しており、防災イベント等の開催場所として防災拠点を活用するため、その事業協力を行うこと。
- ・ 事業協力の要請は県により行い、対象施設の提供(貸し出し)や運営協力等の支援を行う。
- ・ 県が行う防災啓発・人材育成事業での光熱水費は、事業者が負担するものとする。ただし、特別に経費が掛かる場合は、県と協議のうえ県の負担とすることもできる。

(イ) 事業者が行う防災啓発・人材育成プログラムの企画、運営

- ・ 事業者は、守秘義務資料「防災啓発・人材育成の考え方」に基づき、防災啓発・人材育成プログラムを企画運営する。また、企画運営にあたっては、守秘義務資料「【参考例】消防学校教育棟における防災啓発・人材育成のコンテンツ」を参考としても良い。
- ・ 事業者は、消防学校の教育棟で常設展示を行う他、県と協力のうえ、防災拠点の資源を活用したイベントを年に1回以上開催する。なお、事業者が主催する場合、例えば、防災啓発・人材育成の目的に沿った防災グッズ販売等の物販を実施すること、及び参加費を利用者から徴収することができる。
- ・ 防災啓発・人材育成プログラムの内容は、年に1回以上、県と協議のうえ見直しを行う。
- ・ 事業者が主催者となり防災啓発・人材育成プログラムを実施する場合の企画・運営費及び光熱水費は、事業者が負担するものとする。なお、事業内容によっては、県の共催(共同開催・一部経費負担)を求めることができる。協力内容については別途協議による。主催事業を実施する場合は、以下の配慮事項について配慮し、事前に「主催事業計画書」を作成して、県の許可を得ること。

a 配慮事項

- ・ 公の施設であることを念頭に置いた良識あるものとし、公序良俗に反する恐れのある利用や県民の批判を招くような利用は認めない。
- ・ 防災拠点の性質に著しく反する事業は認めない。
- ・ 拠点運用時に防災拠点として使用する諸室・場所を用いる場合には、拠点

運用時の防災活動の妨げにならないよう対策を施すこと。主催事業計画書に災害時対応を明記すること。

b 主催事業計画書で記載を求める事項

- ・ 事業目的、実施者（緊急連絡先）、事業内容、実施日時、実施場所、利用対象者、料金設定、使用設備（搬入設備含む）、拠点運用時対応のための注意喚起内容と方法、災害時及び拠点運用時の初動対応方法（初動体制・避難誘導・点検・可動物移動等）

(ウ) 第三者が主催する防災啓発・人材育成事業等の協力支援

- ・ NPO、防災ボランティア団体、教育・研究機関等、防災関連団体において様々な防災啓発・人材育成事業が行われている。事業者は、関係団体等が主催者となり行われる防災啓発・人材育成事業において、防災啓発・人材育成プログラムの企画提案により取りまとめた関係行政機関、企業、NPO、防災ボランティア団体、教育・研究機関、防災啓発施設等の意見を基に、県と連携し、積極的に誘致する。なお、誘致にあたっては、県を窓口とすることを求めることができる。
- ・ 事業者は、これら防災啓発・人材育成事業等が円滑に行われるよう運営協力を行うこと。
なお、事業者が第三者に対し、運営協力費や施設使用料（会場・備品借料、光熱水費）を徴収することができる。
- ・ 第三者が主催事業を実施する場合は、以下の配慮事項について対応するため、事前に第三者に対して「第三者主催事業計画書」の作成を求め、県の許可を求めること。

a 配慮事項

- ・ 事業者は第三者主催事業計画書をもとに、配慮事項に抵触しない事業であることを確認し、県に対して事業実施の許可を求めること。
- ・ 行政、関係団体等が主催する事業に影響があるものは認めない。
- ・ 公の施設であることを念頭に置いた良識あるものとし、公序良俗に反する恐れのある利用や県民の批判を招くような利用は認めない。
- ・ 防災拠点の性質に著しく反する事業は認めない。
- ・ 拠点運用時に防災拠点として使用する諸室・場所を用いる場合には、拠点運用時の防災活動の妨げにならないよう対策を施すこと。
- ・ 第三者主催事業計画書に災害時対応を明記すること。

b 第三者主催事業計画書で記載を求める事項

- ・ 事業目的、実施者（緊急連絡先）、事業内容、実施日時、実施場所、利用対象者、料金設定、使用設備（搬入設備含む）、災害対応のための注意喚起内

容と方法、災害発生時の主催者による初動対応方法（初動体制・避難誘導・点検・可動物移動等）、事業者と主催者の役割分担・連絡調整方法

（８）防災ビジネス等運営業務

ア 基本的な考え方

- ・ 企業等（スタートアップを含む）がビジネスの拡大や新事業展開を検討する場として、普及技術の防災分野での活用等を持続的に促進することを目的とし、防災ビジネスを県が主体となり事業を進めることとしている。具体的には、県職員が教育棟に常駐し、防災ビジネスの企画・運営を行う。また、県が主体となって事業を進める防災ビジネスの企画・運営費は、県が予算確保し、県が負担するものとする。
- ・ 事業者は、県が進める当事業に協力することとし、防災ビジネスに関するイベントの企画提案をするとともに、運営支援（県の事業の運営補助、教育棟庁舎管理としての照明・空調調整等）を行う。また、主に企業を対象に、実証実験フィールドとしての対象施設の提供（貸し出し）を行うこと。
- ・ 業務の実施にあたり、県の他、関係行政機関、企業、NPO、防災ボランティア団体、教育・研究機関、防災啓発施設等の様々な主体から広く意見を聞き提案するとともに、事業実施において県の取組みに協力すること。
なお、意見聴取にあたっては県の協力を求めることができる。
- ・ 事業者は、ものづくり王国である県の特性を十分理解して、防災ビジネス等運営業務を実施すること。
- ・ 事業者は、県が展開する産業振興、新産業創出等に資する防災ビジネスの推進に協力すること。
- ・ 消防学校エリアの教育棟以外の施設について、消防職員等の学校教育及び県内消防本部の消防部隊の教養訓練で使用しない場合に限り、消防学校と調整のうえ、利用することができるものとする。
- ・ 防災公園エリア及び神明公園エリアの各施設についても、スポーツ及びイベント等について主催者側と調整のうえ、利用できるものとする。
- ・ 拠点運用時を踏まえ、イベント等の実施前に県と調整を図ること。
- ・ 消防学校施設（教育棟を除く）を利用する場合は、必ず現状復帰しておくこと。

イ 業務の詳細

（ア）県が行う産業振興事業等への協力

- ・ 県では、産業振興や新産業創出等を目的として、企業等（スタートアップを含む）の支援（STATION Ai が実施する取組を含む）を行っており、企業等がビジネスの拡大や、新事業展開を検討するにあたり、防災拠点を実証実験

のフィールドとして活用するため、その事業協力を行うこと。

事業協力の要請は県等により行い、対象施設の提供（貸し出し）による実証実験の支援を行うこと。なお、対象施設の提供は、防災に資する事業については無償とするとともに、光熱水費は事業者負担とする。ただし特別に経費が掛かる場合は、県と協議のうえ県の負担とすることができる。また、防災以外の事業については県に対し、施設使用料（会場・備品借料、光熱水費）を徴収することができる。

(イ) 事業者が主催する防災ビジネスイベントの企画・運営

- ・ 事業者は、防災拠点を活用して、自らを主催者として「防災ビジネスに関するイベント」の自主事業の企画・運営を年に1回以上実施すること。
「防災ビジネスに関するイベント」とは、防災に関連した技術を集めた展示会、関係者相互の情報交換・マッチングを目的としたセミナー、新ビジネス展開に向けたハッカソンやアイデアソンなどが考えられる。事業者は、防災ビジネスに関する最新の動向をウォッチし、防災拠点に相応しい「防災ビジネスに関するイベント」の企画・運営を行うこと。
なお、公共側における防災関連のニーズ調査にあたっては、県の協力を求めることができる。
- ・ 愛知県が防災の先進地となることを目指し、広く県民及び企業の防災力の向上に資することを目的に、事業者は防災啓発・人材育成事業と防災ビジネスとの合同イベントを企画・運営することができる。この場合、事業者が実施する防災啓発・人材育成イベント及び防災ビジネスイベント双方で1回の実績としてカウントするものとする。
- ・ 事業者が主催者となり防災ビジネスを実施する場合の企画・運営費及び光熱水費は、事業者が負担するものとするが、事業者が防災ビジネスイベントの参画者に対し、運営協力費や施設使用料（会場・備品借料、光熱水費）を徴収することができる。
- ・ 事業内容によっては、県の共催（共同開催・一部経費負担）を求めることができる。協力内容については別途協議による。
- ・ 主催事業を実施する場合は、「第6 2(7)イ(イ) a 配慮事項及び b 主催事業計画書で記載を求める事項」で示す規定に準ずるものとし、事前に「主催事業計画書」を作成して、県の許可を得ること。

(ウ) 第三者が主催する防災ビジネス事業の推進支援

- ・ 防災ビジネス事業については、県が支援する企業等及び事業者が自ら主催する事業以外にも、第三者が主催するイベント開催や施設・設備を活用した実

証実験などの事業展開が考えられる。

- ・ 事業者は、第三者が主催者となり行われる防災ビジネス事業を積極的に誘致すること。
- ・ 第三者が主催者となり防災ビジネス事業を実施する場合の企画・運営費は第三者が負担するものとする。
- ・ 事業者は、これら防災ビジネス事業が円滑に行われるよう運営協力や施設の提供（貸し出し）をはじめとした実証実験の支援等を行うこと。
なお、事業者は運営協力費や施設使用料を主催者から徴収することができる。
- ・ 関係団体等第三者が主催事業を実施する場合は、「第6 2（7）イ（ウ）a 配慮事項及びb 第三者主催事業計画書で記載を求める事項」で示す規定に準ずるものとし、事前に第三者に対して「第三者主催事業計画書」の作成を求め、県の許可を得ること。

（9）スポーツ等各種イベントやその他の運営業務

ア 基本的な考え方

- ・ 事業者は、防災拠点の貴重な資源を有効活用し、防災拠点の稼働率を高めるため、スポーツイベント等の各種イベント、その他事業を積極的に実施すること。
- ・ 消防学校エリアの教育棟以外の施設について、消防職員等の学校教育及び県内消防本部の消防部隊の教養訓練で使用しない場合に限り、消防学校と調整のうえ、利用することができる。
- ・ 拠点運用時を踏まえ、イベント等の実施前に県と調整を図ること。
- ・ 消防学校施設（教育棟を除く）を利用する場合は、必ず現状復帰しておくこと。

イ 業務の詳細

（ア）県及び県内地方公共団体が主催する各種イベントへの協力

- ・ 県は、各種イベント（総合防災訓練、消防操法大会、防災フェスタ）の開催場所として活用することが十分考えられるため、対象施設の提供（貸し出し）による事業支援を行うこと。なお、ここで言う事業支援とは、事業者が通常維持管理運営するうえで必要な人員内で対応できる程度の業務（駐車場誘導や休日での教育棟解放等）を想定している。事業支援の内容については、通常業務の範囲内を前提とし、県と別途協議すること。
- ・ 対象施設の提供は、県が主催する事業については無償とする。
- ・ また、県以外県内地方公共団体が主催する事業については、運営支援を行い、その主催者に対し施設使用料（会場・備品借料、光熱水費）を徴収することができる。
- ・ 県が主催するイベントの企画・運営費は、県が予算確保し、県が負担するも

のとする。なお、負担の範囲にはイベントに係る光熱水費を含む。

- ・ 県以外の行政から事業協力を依頼された場合は、県と協議の上、「第6 2 (7)イ(ウ) a 配慮事項及び b 第三者主催事業計画書で記載を求める事項」で示す規定に準ずるものとし、事前に第三者に対して「第三者主催事業計画書」の作成を求め、県の許可を得ること。

(イ) 第三者が主催する事業の支援

- ・ 一般団体等の第三者が主催する大会・イベントの運営については、原則的に第三者が主催者として行うものとする。
- ・ 大会・イベント時においては、参加者と一般利用者等との混乱が生じないように、適宜臨時の案内サインを配置し、ポール、ロープ等で動線のコントロールを行う等の対応を行うこと。また、ロッカーや更衣室に関して、混乱が生じないように、利用区分を設ける等の措置を講じること。
- ・ 第三者が主催者となり大会・イベントを実施する場合の企画・運営費は第三者が負担するものとする。
- ・ 事業者は、主催者による大会運営が円滑に行われるよう、会場設営や大会利用以外の部分の運営との調整、事前の打ち合わせ等、施設の通常時の運営業務を行う者として、支援を行うこと。
なお、事業者は運営協力費や施設使用料を主催者から徴収することができる。
- ・ 事業者は、施設の使用方法により特別に官公庁等に届出が必要な場合は、関係法令に従って手続を行うよう主催者等に対し指導を行うこと。
- ・ 関係団体等第三者が主催事業を実施する場合は、「第6 2 (7)イ(ウ) a 配慮事項」及び「b 第三者主催事業計画書で記載を求める事項」で示す規定に準ずるものとし、事前に第三者に対して「第三者主催事業計画書」の作成を求め、県の事業実施に対する許可を得ること。

(ウ) 事業者が主催するスポーツ等の各種イベントの企画・運営

- ・ 事業者は、地域の活性化に資するよう、屋内運動施設及び各種広場を利用して、自らを主催者としたイベントを実施することができる。事業者は、防災拠点を活用して、自らを主催者として「スポーツ等の各種イベント」等の自主事業の企画・運営を積極的に実施すること。
- ・ 主催事業を実施する場合は、以下の事項について配慮し、事前に「主催事業計画書」を作成して、県の承認を得ること。
- ・ 事業内容によっては、県の共催（共同開催・一部経費負担）を求めることができる。協力内容については別途協議による。
- ・ 主催事業を実施する場合は、「第6 2 (7)イ(イ) a 配慮事項」及び「b

主催事業計画書で記載を求める事項」で示す規定に準ずるものとし、事前に「主催事業計画書」を作成して、県の許可を得ること。

(エ) 事業者が主催するその他事業の企画・運営

事業者は、防災拠点を活用して、自らを主催者として、県民のサービス向上に資する自主事業を企画し、実施することができる。なお、事業者は運営協力費や施設使用料を利用者から徴収することができる。

- ・ 事業内容は、下記配慮事項の要件を満たせば、「防災啓発・人材育成、防災ビジネス」と関係のないテーマであっても構わない。施設・公園の稼働率を上げ、県民の利用を促す事業を実施すること。
- ・ 主催事業を実施する場合は、「第6 2 (7) イ (イ) a 配慮事項」及び「b 主催事業計画書で記載を求める事項」で示す規定に準ずるものとし、事前に「主催事業計画書」を作成して、県の許可を得ること。

(10) 拠点運用時及び緊急時の初動における避難誘導・安全管理対応業務

ア 災害等対応マニュアルに基づく避難誘導・安全管理（点検）対応

- ・ 事業者は、「第5 2 (6) 災害時等対応マニュアル作成業務」で事前に作成した「災害時等対応マニュアル」に基づき、利用時間内に大規模災害や事故、テロなどが発生した緊急時は、速やかに従業員及び利用者の安全確認・避難誘導を適切に行うこと。また、建物被害の発生状況を確認するための点検を速やかに実施すること。
- ・ 点検により、火災等の発生が確認できた場合は、県への報告を行いつつ、県と協力し可能な範囲で初期消火活動を実施すると共に、消防へ通報し、被災を最小限に食い止めるよう対処すること。
- ・ 点検により、建物被害の発生が確認できた場合は、速やかに県への報告を行い、県の指示により事業再開に向けた応急復旧対応を行うこと。
- ・ 県が防災拠点を拠点運用時モードとして使用すると意思決定し事業者に伝達した際には、可能な限り速やかに避難誘導・安全管理（点検）等を実施し、県に施設管理を引き渡すこと。
- ・ なお、利用時間外に大規模災害等が発生した場合は、防災拠点を拠点運用時モードとして県に引渡せるよう、従業員は可能な限り速やかに参集し、計画地内の建築物・公園・設備・外構施設の被害確認及び安全点検を行うこと。なお、実施が困難な場合は県が代替対応するなど協力することとし、その場合の意思伝達方法について事前にマニュアル内で調整しておくこと。
- ・ 県が防災拠点として使用すると意思決定した後は、県の指示に基づき、建築物・公園・設備・外構施設の運営について協力すること。

- ・ 拠点運用時及び緊急時に事業者が行う業務は後述の「a 拠点運用時及び緊急時における事業者が行う業務」とし、事業者は県の指示に従い防災拠点で活動する応急復旧活動を担う一員として最大限の支援すること。
- ・ 当該避難誘導・安全管理（点検）対応は、事業者が自ら主催者として実施する運営業務に限定せず、県・各種団体等その他第三者が運営業務を主催する場合についても県・各種団体等その他第三者と協力し、避難誘導・安全管理（点検）の対応を行うこと。

a 拠点運用時及び緊急時における事業者が行う業務

- ・ 従業員の安全確保
- ・ 施設利用者の避難誘導
- ・ 対象建築物・公園・設備・外構施設の点検・安全確認（危険個所の有無、建物被害等の確認）
- ・ 初期消火活動等の応急対策
- ・ 防災拠点を拠点運用時モードとして活用するための環境確保（可動物の移動対応等）
- ・ 建築物・公園・設備・外構施設の応急復旧作業（がれき撤去等含む）
- ・ その他施設管理者としての復旧対策

b 拠点運用時及び緊急時における安全管理（点検）の実施分担の基本方針

安全管理（点検）対象施設等		県	事業者
消防学校	官利用時	◎	○
	事業者利用時	○	◎
多目的広場（1,2）		代替可	◎
屋内運動施設		代替可	◎
芝生広場・イベントゾーン等		代替可	◎
駐車場		代替可	◎

- ・ 対象施設を使用・管理する者が、初動時の安全管理（点検）を実施する。
- ・ ◎印が初動時の安全管理（点検）主体者。○印は主体者の支援を行う。
- ・ 事業者が直ちに参集できない場合、事業者は県へその旨を報告し、可能な限り速やかに参集し被害の確認及び安全管理（点検）を実施する。なお、実施が困難な場合、初動対応を県が代替する等協力する。（上記の代替可）

イ 県が防災拠点として使用すると意思決定した後の対応（環境確保と引き渡し）

- ・ 県にて防災拠点を拠点運用時モードとして使用すると意思決定した場合、県は事業者にその旨速やかに連絡を行う。
- ・ 事業者は、あらかじめ策定した災害時等対応マニュアルに基づき、拠点運用時

- モードとして使用するための環境確保を行い、県に防災拠点の引き渡しを行う。
- ・ 事業者は、利用時間外（機械警備による警備時間を含む）に災害が発生し、環境確保のための従業員の参集が難しいと判断される場合は、速やかにその旨、県に報告すること。
 - ・ 事業者と県との両方で、現場確認を行い、防災拠点として使用するための引渡しを行う。災害の状況により、事業者が参集できず、両者での現場確認が行えない場合は、電話等による確認や拠点開設後の事後確認などによる方法も可とする。
 - ・ 施錠している施設の引き渡しについて、事業者が管理する施設の開錠は基本的に事業者が行い、県が施設管理を引き継ぐものとする。ただし、夜間等運営業務時間外（機械警備による警備時間を含む）など、事業者が速やかに開錠できない場合を想定し、県にてマスターキーを事前共有するなどの方法により、県側でも開錠可能とすること。

（１１）拠点運用時の運営業務

ア 拠点運用時の食堂運営業務

- ・ 消防学校の研修者等が利用する宿泊棟は、県が防災拠点を拠点運用時モードとして使用すると意思決定した後は、災害活動従事者の休息・宿泊施設として利用する。
- ・ 事業者は、県の指示のもと、拠点運用時における食材調達状況に応じて災害活動従事者向けの食堂の業務を実施すること。なお、拠点運用時の食事の提供は、食堂のみに限定する。
- ・ 拠点運用時における食堂の運営に係る諸経費については、実績報告を行い、県に請求することができる。

イ 拠点運用時の公園広場・屋内運動施設等での運営支援業務

- ・ 事業者は、県が防災拠点を拠点運用時モードとして使用すると意思決定し、施設管理を県に引き渡した後は、可能な範囲で県の指示のもと、公園広場・屋内運動施設等の運営に対して支援を行うこと。
- ・ 想定される事業者の拠点運用協力内容を下記に示す。
 - 活動拠点場所確保のための障害物撤去
 - 駐車場における放置車両の所有者に対する移動要請 など

（１２）災害時等対応マニュアルに基づく従業員育成業務

- ・ 事業者は、「災害時等対応マニュアル」に定めた体制を災害時に円滑に遂行できるよう、災害が発生した後の安全確認から県が防災拠点を拠点運用時モードと

して使用するまでの事業者の役割、活動について平時から確認し、従業員の育成を行うこと。

- ・ 前項の従業員育成にあたり、事業者は、年1回以上の研修もしくは訓練を実施し、県に実施報告を行うこと。なお、研修もしくは訓練実施にあたり、県が防災拠点で実施する総合防災訓練の機会を活用することができる。

(13) 事業期間終了時の引継業務

ア 基本的な考え方

- ・ 事業者は、公共施設等運営権の事業期間終了前において、自らの責任と費用負担により、本事業に係る業務が円滑に県又は県が指定する者に引き継がれるよう十分な引継準備期間を確保のうえ、適切な業務引継を行うこと。
- ・ 事業期間終了後の運営体制等は未定であることから、存続期間終了後の施設利用に係る予約の引継ぎ等の詳細については、存続期間終了前に県と事業者との協議により決定することとする。

イ 業務の詳細

- ・ 事業期間終了前までに建物劣化調査等を実施のうえ、建物劣化調査報告書を県に提出し確認を受けること。また、建物劣化調査後から運営期間終了時まで要求水準を充足するよう必要な修繕を実施するものとし、実施にあたっては修繕計画書を県に提出し確認を受けること。
- ・ 本事業の実施のために事業者が所有する資産については、事業期間終了時に事業者の責任及び費用負担により処分することとする。ただし、県又は県の指定する者は、当該資産のうち、必要と認めたものを引き継ぐことができ、特定事業契約書(案)「契約終了による事業者所有資産の取扱い」において示す。なお、引継ぎの詳細については、県又は県の指定する者と事業者の協議により定めるものとする。
- ・ 事業期間終了時には、県の求めに応じ現地説明、資料の提供、防災拠点の運営に係る関係者への紹介等、必要な協力を行うこと。
- ・ 調達した消耗品の引継ぎに関して、県又は県の指定する者と協議すること。
- ・ 防災拠点各所の鍵を、鍵リストを添えて、県又は県の指定する者に引き継ぐこと。
- ・ 利用者に貸し付ける備品や防災拠点内に保管する県の財産等について、県又は県の指定する者と引継書を取り交わすこと。

第7 維持管理業務に係る要求水準

1 総則

(1) 業務の目的

維持管理業務は、防災拠点の供用開始から事業期間終了までの間、防災拠点の所期の機能及び性能等を常に発揮可能な最適な状態を保ち、利用者の安全かつ快適な施設利用に資することを目的とする。

(2) 業務実施の考え方

事業者は、実施体制、実施工程及び次のことを充足した維持管理業務計画書を作成し、県の承諾を得て業務を実施すること。また、法令等により資格を必要とする業務の場合には、各有資格者を選任する。本書に記載のない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書（最新版）」を参考とし、業務を実施すること。

- ・ 関係法令・技術基準等を遵守すること。
- ・ 予防保全を基本とすること。
- ・ 防災拠点が有する機能及び性能等を保つこと。
- ・ 創意工夫やノウハウを活用し、合理的かつ効率的な業務を実施すること。
- ・ 防災拠点の環境を安全、快適かつ衛生的に保ち、利用者の健康被害を未然に防止すること。
- ・ 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- ・ 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生を防止するとともに、省資源、省エネルギー化を図ること。
- ・ ライフサイクルコストを削減すること。
- ・ 植栽・清掃については、計画地外の神明公園と連携して管理を行うこと。

(3) 業務の区分

維持管理業務は、各業務区分の要求水準に特に記載のない限り、計画地を対象範囲とする。

また、維持管理業務の区分については、次のとおりとする。

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 公園保守管理業務
- ・ 設備保守管理業務
- ・ 什器・備品保守管理業務
- ・ 衛生管理・清掃業務
- ・ 保安警備業務

- ・ 修繕・更新業務
- ・ 植栽維持管理業務
- ・ 外構施設保守管理業務
- ・ 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務

(4) 点検及び故障等への対応

点検及び故障等への対応は、維持管理業務計画書に従って速やかに実施すること。

(5) 拠点運用時及び緊急時の維持管理業務の扱い

拠点運用時及び緊急時の維持管理業務の扱いについては、事業者は、原則維持管理業務を継続すること。ただし、維持管理業務の内容、頻度等について県と協議・調整を行い、適切に実施すること。これに伴う経費変動分については、県と協議のうえ決定する。

(6) 事業期間終了時の水準

「第7 維持管理業務に係る要求水準」で求める要求水準が、事業期間終了時においても維持可能な状態であること。

2 業務の要求水準

(1) 建築物保守管理業務

ア 基本的な考え方

- ・ 防災拠点における建築物の機能及び性能を維持し、サービスの提供を円滑に行い、利用者が安全、安心かつ快適に利用できるよう、建築物の点検、保守、修繕、更新（以下、「修繕等」という。）を実施すること。
- ・ 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生を防止するとともに、省資源・省エネルギー化を図ること。
- ・ 劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」に示すとおり。

イ 業務対象範囲

- ・ 建築物保守管理業務の対象範囲は、計画地の建築物の屋根、外壁、建具（内部・外部）、天井、内壁、床及び階段等各部位とする。

ウ 業務の詳細

- ・ 建築物保守管理業務のための管理要員を配置すること。

- ・ 日常（巡視）保守点検、定期保守点検を適切に行い、部材の劣化、破損、腐食及び変形等（以下、「劣化等」という。）について調査・診断・判定を行い、性能及び機能の低下がある場合は迅速に修繕等を行い、部材の劣化等がない状態に保つこと。
- ・ 開閉・施錠装置、自動扉等が正常に作動する状態を保つこと。
- ・ 建築物において重大な破損、火災、事故等が発生し、緊急に対処する必要がある場合の被害拡大防止に備えること。
- ・ 建築物台帳を整備し、適切な建築物管理を行うこと。台帳は情報等を検索・抽出可能なデータベースとして整備すること。データベースは、建築物・公園・設備・備品に関する情報が一体的に管理されていること。
- ・ 関係法令の定めるところにより、点検を実施し、関係機関に対し定期報告を行うこと。

（２）公園保守管理業務

ア 基本的な考え方

- ・ 防災拠点における防災公園・神明公園エリアの機能及び性能を維持し、サービスの提供を円滑に行い、利用者が安全、安心かつ快適に利用できるよう、修繕等を実施すること。
- ・ 環境負荷を抑制し、環境汚染の防止や災害被害の低減を図るとともに、省資源・省エネルギー化を図ること。
- ・ 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」に示すとおり。

イ 業務対象範囲

- ・ 公園保守管理業務の対象範囲は、防災公園・神明公園エリアにおける各種広場、イベントゾーン、プレイロット・健康器具等である。

ウ 業務の詳細

- ・ 公園保守管理業務のための管理要員を配置すること。
- ・ 日常（巡視）保守点検、定期保守点検を適切に行い、部材の劣化等について調査・診断・判定を行い、性能及び機能の低下がある場合は迅速に修繕等を行い、部材の劣化等がない状態に保つこと。
- ・ 日常（巡視）保守点検は毎日行うこと。
- ・ プレイロット・健康器具等については、点検により遊具の安全を確保するとともに、安全管理、衛生管理、水質管理等について特に留意すること。

- ・ 開閉・施錠装置、自動扉等が正常に作動する状態を保つこと。
- ・ 重大な破損、火災、事故等が発生し、緊急に対処する必要がある場合の被害拡大防止に備えること。
- ・ 公園管理台帳を整備し、適切な公園管理を行うこと。台帳は情報等を検索・抽出可能なデータベースとして整備すること。データベースは、建築物・公園・設備・備品に関する情報が一体的に管理されていること。
- ・ 関係法令の定めるところにより、点検を実施し、関係機関に対し定期報告を行うこと。

(3) 設備保守管理業務

ア 基本的な考え方

- ・ 防災拠点における設備の機能及び性能を維持し、サービスの提供を円滑に行い、利用者が安全、安心かつ快適に利用できるよう、設備の運転・監視及び修繕等を実施すること。
- ・ 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生を防止するとともに、省資源・省エネルギー化を図ること。
- ・ 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」に示すとおり。

イ 業務対象範囲

- ・ 設備保守管理業務の対象範囲は、計画地内の全ての設備（外部の設備を含む）とする。

ウ 業務の詳細

(ア) 運転・監視

- ・ 安全に留意し、各設備の能力を十分に発揮させ、効率の良い運転を行うこと。
- ・ 防災拠点内を定期的に巡視し、諸室の環境状態を確認し、最適な環境の維持に努めること。なお、設備の遠隔監視により諸室の環境状態の確認を行うこともできる。
- ・ 各設備の電流、電圧、圧力、温度等は、あらかじめ定められた時間に確認し、たえず電源負荷状態及び各設備の稼動状態の監視を行い、運転状態の良否の判定及び改善に寄与するよう努めること。
- ・ 運転中は、異常発見に留意し、事故の発生を未然に防止するとともに、不測の事故発生時には、その拡大を防止し、二次災害の発生を抑えるよう、日常作業基準等を作成し、運転・監視の習熟訓練を行うこと。

- ・ 各機能・諸室の用途、気候の変化、利用者の快適性等に対応し、各設備を適正な操作によって効率良く運転・監視すること。
- ・ 各設備の運転中、操作・使用上の障害となるものの有無を点検し、障害となるものを発見した場合は、除去もしくは適切な対応を採ること。

(イ) 法定点検

- ・ 関係法令の定めるところにより、点検を実施すること。
- ・ 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法（保守、修繕、更新等。以下、同様とする。）により対応すること。

(ウ) 劣化等への対応

- ・ 劣化等について調査・診断・判定を行い、適切な方法により対応すること。

(エ) 故障・苦情対応

- ・ 申告やアラーム等により発見された軽微な故障については、速やかに修理を行うこと。
- ・ 利用者からの苦情、要望及び情報提供等に対し迅速な判断により対処すること。
- ・ 故障、苦情発生時には現場調査・初期対応・処置を行い、必要に応じ速やかに県に報告すること。

(オ) 設備台帳の整備

- ・ 設備台帳を整備し、適切に設備管理を行うこと。台帳は情報等を検索・抽出可能なデータベースとして整備すること。データベースは、建築物・公園・設備・備品に関する情報が一体的に管理されていること。

(カ) 業務改善

- ・ 設備の利用状況や利用者の意向等を踏まえ、保有・管理する設備の種類や数量等については、常に見直しを行うこと。
- ・ 設備に関する調査・研究を行い、設備の保有や保守管理に係る業務の改善に努めること。
- ・ 事業者がリースにより調達する設備についても、上記に準ずる管理を行うこと。

(4) 什器・備品保守管理業務

ア 基本的な考え方

- ・ 施設運営上必要となる備品等について、適宜、修繕等を行い、性能及び機能を維持すること。
- ・ 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」に示すとおり。

イ 業務対象範囲

- ・ 什器・備品保守管理業務の対象範囲は、本事業において設置した什器・備品全てとし、事業期間中に購入した什器・備品に関しても対象とする。

ウ 業務の詳細

(ア) 修繕等

- ・ 施設運営に支障をきたさないよう、施設運営上必要な備品等について、適宜、点検、保守、修繕を行い、性能及び機能を維持するとともに、修繕不能な程度まで性能及び機能の低下した備品等については、随時更新を行うこと。

(イ) 備品台帳の整備

- ・ 備品台帳を整備し、適切に備品管理を行うこと。台帳は情報等を検索・抽出可能なデータベースとして整備すること。データベースは、建築物・公園・設備・備品に関する情報が一体的に管理されていること。

(ウ) 業務改善

- ・ 備品等の利用状況や利用者の意向等を踏まえ、保有・管理する備品等の種類や数量等については、常に見直しを行うこと。
- ・ 備品等に関する調査・研究を行い、備品等の保有や保守管理に係る業務の改善に努めること。
- ・ 事業者がリースにより調達する備品等についても、上記に準ずる管理を行うこと。

(5) 衛生管理・清掃業務

ア 基本的な考え方

- ・ 施設及び計画地を美しく衛生的に保ち、サービスの提供を円滑に行い、施設の利用者が安全、安心かつ快適に利用できるよう、衛生管理・清掃業務を実施する。
- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」に示すとおり。

イ 業務対象範囲

- ・ 衛生管理・清掃業務の対象範囲は、計画地全体とする。
- ・ 計画地周辺の清掃にも協力することとし、特に大規模な催事の際は、県と協議のうえ、周辺道路や計画地外の神明公園についても可能な範囲で衛生管理等を行うこと。

ウ 業務の詳細

(ア) 清掃業務

- ・ 建築物内外の仕上げ面（空調吹き出し口等の設備含む）及び家具・什器等を適切な頻度・方法で清掃すること。
- ・ 消防学校エリア宿泊棟（食堂・厨房を除く）については、日常清掃の対象外とする。また、管理・教育棟内の教室についても、日常清掃を行う。頻度等の詳細については守秘義務資料において示す。
- ・ 仕上げ材の性質等に対応した日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組合せた作業計画を立案・実施し、施設の利用者及び事業者が快適に施設を利用美観と衛生性を保つこと。
- ・ 美観を保ち、利用者及び通行者の安全を確保するための草刈り、芝刈り、除草、落ち葉掃きなどを適切に行うとともにガラスの破片・くぎ等の危険物を除去すること。
- ・ 屋外トイレは日常的に清掃を行うこと。

(イ) 一般廃棄物処理業務

- ・ 防災拠点で発生する塵芥、生ごみ、不燃物、危険物等を分別・回収し、施設内の廃棄物集積場に一時保管し、適切に搬出・処分すること。
- ・ ごみ置き場は常に清掃し、周辺的美化に努めること。

(ウ) 害虫駆除業務

- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）に基づき、ゴキブリ、ダニ、その他の害虫・ネズミ等を駆除すること。

(6) 保安警備業務

ア 基本的な考え方

- ・ 防災拠点を円滑に運営するため、不審者の侵入、火災、盗難等の防止及び出入り者のチェック、管理並びに各種不正、不法行為等（以下、「犯罪等」という。）の警戒を実施する。
- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」に示すとおり。

イ 業務対象範囲

- ・ 保安警備業務の対象範囲は、対象施設、計画地及び計画地外周とする。

ウ 業務の詳細

(ア) 業務の基本方針

- ・ 計画地、施設、諸室の用途、規模、利用時間及び利用状況等を勘案し、県と協

議のうえ、適切な警備計画を立て、犯罪等の防止に努めること。

- ・ 警備員への適切な指導・研修を行う体制を整えること。
- ・ 警備業法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令及び関係機関の指示等を遵守すること。
- ・ 消防学校休館日となる金曜日夕方から日曜日夕方までの 48 時間の有人警備とし、それ以外の期間は機械警備とすることができる。なお、土・日曜日以外の休日については別途協議による。

(イ) 有人警備

- ・ 警備員については、導入する機能や施設の構成等に対応して、必要となる十分な人員を確保すること。
- ・ 警備業務の内容は、以下のとおりとする。
 - 入退館者の監視・管理
 - 不審者、不審車両の侵入防止
 - 不審物、放置物の発見・処置
 - 施錠管理
 - 文書・物品等の收受及び引継ぎ
 - 拾得物・遺失物の管理及び記録（県警本部（管轄警察署）と協議し、落し物の一時保管、遺失物の申出等受付を行うなど遺失者の利便性に配慮）
 - 急病、事故、犯罪、災害等発生時及びその他の異常発見時の初期対応
 - 火の元及び消火器・火災報知器等の点検
 - 諸室の戸締り・消灯の確認

(ウ) 機械警備

- ・ 屋内及び屋外の必要な箇所（出入口等）に監視カメラを設置し、中央監視室・警備室等のモニターで監視及び安全確認が行えるようにすること。録画を行い、データを最低 3 日間保持すること。
- ・ 防災拠点内の事務室等からもモニターで確認可能とすること。
- ・ 機械警備業者への通報装置等機器を設置し、外部からの不審者等の早期発見や早期対応が可能となるような体制を整えること。

(7) 修繕・更新業務

ア 基本的な考え方

- ・ 施設の機能及び性能を維持し、サービスの提供を円滑に行い、施設の利用者が安全、安心かつ快適に利用できるよう、県と事業者の協議によって定める中長期修繕計画書に基づいて、施設全体の修繕等を実施する。
- ・ 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生を防止するとともに、省資源・省エネルギー

ギー化を図ること。

- ・ 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」に示すとおり。

イ 業務対象範囲

- ・ 対象範囲は、計画地全体とし、各種保守管理業務と一体的に実施すること。

ウ 業務の詳細

- ・ 事業期間終了時において、施設の全てが当初の本書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で県へ引き継げるようにすること。なお、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容する。
- ・ 防災拠点の機能及び性能を適切に維持するとともにライフサイクルコストの低減を図るため、県と協議を行ったうえで中長期修繕計画書を毎年確認し、必要であれば変更を行い、修繕の実施を行うこと。
- ・ 日常のメンテナンスは事業者負担とし、1件あたり250万円を超過するような更新等、及び日常のメンテナンスを超えるような事項は県と協議によって定める。
- ・ 要求水準を満たすよう、運営・維持管理期間中に、協議の結果を反映した中長期修繕計画書に基づき修繕等を行うほか、必要となる資料を整備すること。
- ・ 修繕更新状況は、建築物、公園等のデータベースに記録し、適切に中長期修繕計画の更新に活用すること。

(8) 植栽維持管理業務

ア 基本的な考え方

- ・ 施設の機能と環境を維持し、サービスの提供が円滑かつ快適に行われるよう、植栽について、点検・維持・保守・修繕・交換処理を行う。
- ・ 落枝、枯れ枝、倒木等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」に示すとおり。

イ 業務対象範囲

- ・ 植栽維持管理業務の対象は、計画地全体の植栽とする。

ウ 業務の詳細

- ・ 植栽等の植物を保護・育成・処理して豊かで美しい環境を維持すること。

- ・ 状況と植物の種類に応じて適切な方法により、施肥、散水及び病害虫の駆除などを行い、植栽を良好な状態に保つこと。
- ・ 樹木が折れたり倒れたりすることのないよう管理し、必要な剪定等を行うこと。
- ・ 「県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドライン」に基づき、業務を行うこと。
- ・ 計画地外の植栽を管理する神明公園の施設管理者と連携し、維持管理を行うこと。

(9) 外構施設保守管理業務

ア 基本的な考え方

- ・ 施設の機能と環境を維持し、サービスの提供が円滑かつ快適に行われるよう、外構施設について、修繕等を行う。
- ・ 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応は、「(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務」に示すとおり。

イ 業務対象範囲

- ・ 外構施設保守管理業務の対象は、計画地内の外構施設とする。

ウ 業務の詳細

- ・ 外構施設全般において、日常的に清潔・美観を保つこと。
- ・ 排水設備、街灯照明などの外構施設が正常に作動するように点検・維持し、必要な修繕等を行うこと。
- ・ 園路、消防学校管理用通路及び駐車場については、段差、ひび割れ、わだち掘れ、ポットホール等により、想定する車両及び歩行者において、安全性、機能性、美観を損なうようなことがないよう維持すること。
- ・ 計画地外の外構を管理する神明公園の施設管理者と連携し、保守管理を行うこと。

(10) 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務

ア 基本的な考え方

- ・ 拠点運用時及び緊急時の対応については、あらかじめ県と協議し、災害時等対応マニュアルを作成すること。
- ・ 県が防災拠点を利用すると意思決定した後の拠点運用時は、県の指示を受けて、維持管理・応急復旧対応を行うこと。

イ 業務対象範囲

- ・ 拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務の対象は、計画地内の建築物、公園、設備、什器・備品等とする。

ウ 業務の詳細

(ア) 災害時等対応マニュアルの作成

- ・ 事業者は、地震等が発生した災害時等、及び、事故及びテロ等が発生した緊急時における維持管理業務を適切に継続するため、あらかじめ、災害時等対応マニュアルを作成し、県に提出し、承認を得ること。

(イ) 緊急時の対応

- ・ 災害等発生を含む緊急時は、災害時等対応マニュアルに基づき、直ちに建築物、公園、設備、什器・備品などについて点検を行い、県の指示に従い、必要な措置をとるとともに、状況について県に報告すること。
- ・ 災害時等対応マニュアルに基づき、維持管理業務を適切に継続すること。適切に継続することが困難な状況が生じた場合、その旨を県に報告し、以降の業務継続について県と協議・調整を行うこと。

(ウ) 拠点運用時における維持管理業務と応急復旧対応

- ・ 県が拠点運用時モードとして使用する拠点運用時については、事業者は、原則維持管理業務を継続すること。ただし、維持管理業務の内容、頻度等について協議・調整を行い、適切に実施すること。これに伴う経費変動分については、県と協議のうえ決定する。
- ・ 県が防災拠点を拠点運用時モードとして利用すると意思決定した後、利用に際して、通常の修繕・更新の範囲に収まらないと考えられるがれきの撤去、建築物や設備等の早期利用のための応急復旧が必要となる可能性がある。これら応急復旧の対応が必要と県が判断した場合、事業者は県と協議・調整し、分担して応急復旧を行う。応急復旧に基づく費用については、原則県にて負担する。

第8 任意事業

1 基本的な考え方

任意事業実施企業は、自らの提案に基づく事業（任意事業）を、自らの責任及び費用負担で行うことができる。なお、落札者選定の過程において、これらの事業に関する提案を受け付け、評価するものとする。

2 任意事業の企画・実施

応募者又は構成企業、これらが出資する会社（事業者を含む）及び事業者と連携する企業は、事業期間中、計画地において、都市公園法第2条第2項第7号の政令で定める施設の都市公園の効用を全うする公園施設の設置運営を対象に、本事業の特定施設の価値を高め、相乗効果が期待される事業について、関係法令を踏まえたうえで、必要に応じて独立採算による任意の事業を行うことができる。ただし、任意事業のために使用する設備は、拠点運用時に迅速な移動撤去等が可能な建築物、工作物及び車両等とするが、防災拠点の機能を阻害しない事業であれば、県との検討協議のうえ、常設等も可能とする。当該事業に係る費用については、原則として事業者の負担とし、契約に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。

また、豊山町が計画地に隣接するエリアにおいて施設等を整備・運営しようとする場合及び、豊山町が計画地外の神明公園において運営・維持管理しようとする場合には、事業者は、県と豊山町のエリアを一体的に運営することによって施設利用効果の最大化を図る目的から、上述の任意の事業を行うことができ、当該事業について豊山町と交渉をすることを妨げないものとする。

第9 組織運営

1 基本的な考え方

- ・ 対象施設を運営・維持管理するにあたって必要な人材を確保・育成し、適切な役割分担のもとで能力を十分に発揮させることにより、効果的かつ効率的、総合力のある組織体制を構築すること。
- ・ 本事業全体を統括する統括管理責任者を配置するとともに、施設・設備の設計、建設や運営・維持管理等の各業務の業務責任者も配置し、的確に業務を遂行すること。
- ・ 各業務の実施に必要な専門知識や経験、資格を備えた従業員を配置すること。
- ・ 業務が確実に遂行可能なよう、関係法令を遵守し、適切な雇用形態や勤務体制により必要な人員を確保すること。

2 組織体制

(1) 統括管理責任者及び業務責任者の配置

ア 統括管理責任者の配置

- ・ 設計業務、建設業務、開業準備業務、運営業務、維持管理業務の全体を総合的に把握し調整を行うため、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえたうえで、事業期間中、次の要件を全て満たす統括管理責任者を配置すること。
 - a 個別業務を一元的に統括管理し、本事業を取りまとめることができる者
 - b 必要に応じて、県が主催する会議等に参加し、事業の状況等を説明できる者
 - c 現場で生じる各種課題や県からの求めに対し、的確な意思決定ができる者
- ・ なお、準備期間及び運営・維持管理期間については、各々が担うべき役割を確実に遂行場合に限り、統括管理責任者は、開業準備業務責任者を兼務することができる。
- ・ 統括管理責任者の頻繁な変更は避け、事業期間における統括管理業務の質の維持、向上の確保に努めること。統括管理責任者を変更する場合には、当該業務の質の維持、向上を確保するべく十分な引継ぎ等を行うこと。

イ 業務責任者の配置

- ・ 設計業務、建設業務、開業準備業務、運営業務、維持管理業務の各業務について、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえたうえで、それぞれの業務の期間を通じ、次の要件を全て満たす業務責任者を配置すること。
 - a 担当業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者
 - b 必要に応じて、県が主催する会議等に者
 - c 現場で生じる各種課題や県からの求めに対し、的確な対応が者
- ・ 設計業務、開業準備業務、運営業務、維持管理業務は1名、建設業務は2名の

業務責任者を配置することとし、1名は工事監理業務の責任者とする。なお、工事監理業務の責任者は設計業務の責任者を兼務することができる。

- ・ 設計業務における業務責任者は、一級建築士の資格を有するものとし、構造設計に従事するものは、構造一級建築士の資格を有すること。

ウ 県への報告

- ・ 統括管理責任者及び各業務責任者の配置については、各業務の開始前までに県へ報告すること。
- ・ なお、やむを得ず事業期間中に統括管理責任者を変更する場合は、新たな統括管理責任者の勤務開始日までに、速やかに変更内容を県に説明し、県の承諾を得たうえで、統括管理責任者届を提出すること。業務責任者を変更する場合は、新たな業務責任者の勤務開始日までに、速やかに県に業務責任者届を提出すること。

エ 統括管理責任者及び業務責任者の支援体制

- ・ 統括管理責任者又は業務責任者が休暇等で一時的に不在にする間も、各業務が円滑に実施されるよう、必要な支援体制を構築すること。

(2) 業務担当者の配置

- ・ 設計業務、建設業務、開業準備業務、運営業務、維持管理業務の各業務について、事業期間中、各業務の内容に応じて必要な知識及び技能を有する者を、業務担当者として配置すること。また、各業務を遂行するにあたり、法令等により特定の資格を有する者の配置が定められている場合は、当該資格を有する者を業務担当者として配置すること。
- ・ 業務担当者の配置は、事業者の提案によるが、各業務を確実に円滑に実施するために必要な体制をとること。

(3) 緊急時の体制

- ・ 災害、事故、犯罪等により防災拠点において緊急事態が発生した場合又は発生するおそれのある場合に、直ちに必要な措置を講じることができるよう、事業者内及び県を含む関係者間の緊急連絡体制を構築すること。

3 適切なガバナンス体制の構築と円滑な運用

(1) ガバナンスの目的

- ・ 本事業の全段階の各業務が、それぞれの事業期間を通じて、円滑に遂行されると共に、それらによる事業成果の創出を確実なものとするために、県及び事業者の

双方による本事業のガバナンスの枠組を構築する。その際、本事業、特に公共施設等運営権が設定される業務に構造的に存在する官民間の相互依存性を踏まえて、県による単なるモニタリングを超えたガバナンスの仕組みを構築する。

(2) 基本的な考え方

- ・ 本事業のガバナンスにおいては、県及び事業者の間の「信頼関係」の構築とその維持・発展を基礎に、また、事業者のセルフモニタリングにより得られた客観的な業績情報の活用を基礎として、①県及び事業者の間で重層的に構成する会議体（以下、「会議体」という。）を通じた実績評価と改善協議による内部統制、及び②外部有識者等により構成する「第三者機関」を通じた評価・アドバイス・勧告等による統制（外部統制）により、ガバナンス機能を確保する。
- ・ また、本事業のガバナンス機能の維持・強化を目的に、県及び事業者双方から必要に応じて、本事業における官民間の相互依存性及び官民連携組織の組織特性を踏まえて、内部統制・外部統制の中間的な機能として、官民当事者の間に立ち両者間の諸調整を行うファシリテーターを配置することができる。
- ・ 事業者は各種業務の報告書を作成し、県に提出する。

(3) 設計・建設段階におけるガバナンス

ア 事業者によるセルフモニタリング

- ・ 事業者は、本書に定める基準に基づきセルフモニタリングを実施し、その結果を適切に業務報告書に記載するとともに、県・事業者の両者の参加による月1回以上の定期的な会議体を設けて、定期的に、また、県の求めに応じて随時に報告を行うものとする。

イ 県による実績評価

- ・ 県は、各工程の必要な時期に、設計・建設業務が特定事業契約書に定められた要求水準及び条件に適合するものであるか確認を行う。
- ・ 設計・建設業務が特定事業契約書に定められた要求水準及び条件に適合しない場合は、県は、事業者に必要な改善を求め、事業者は、必要な改善措置を講じるものとする。
- ・ 県及び事業者は、両者の参加による定期的な会議体を設けて、円滑な業務遂行に向けての課題等について、県及び事業者が協議を行って、両者が必要な対応策を講じるものとする。

(4) 運営・維持管理段階におけるガバナンス

ア 事業者によるセルフモニタリング

- ・ 事業者は、本書に定める基準に基づきセルフモニタリングを実施し、その結果を適切に業務報告書に記載するとともに、その方法及び結果について、設置する会議体を通じて、県の求めに応じて随時報告を行うこと。

イ 県による実績評価

- ・ 県は、事業者が契約に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているかを確認するために、業務の実績評価を行い、運営等の成果が契約に定めた要求水準及び条件に適合しないと認める場合には、設置する会議体を通じて業務内容に対する改善協議を行うことができるものとし、事業者は、必要な改善措置を講じるものとする。
- ・ 県は、事業者の財務状況を把握し本事業の継続性・安定性を確認するために、財務諸表の確認や管理運営原価の開示・確認等によるモニタリングを行うものとし、確認等の結果、本事業の継続性・安定性の確保のために必要があると認める場合には、財務状況等についての改善協議を行うことができるものとし、事業者は、必要な改善措置を行うものとする。
- ・ また、特定事業契約等に基づく県の責務については、県がその実施状況について設置する会議体を通じて事業者に報告する。その際、状況や必要に応じて改善協議を行うことができるものとする。

(5) 任意事業に関するガバナンス

- ・ 任意事業に関するモニタリング（セルフモニタリング）も、任意事業実施企業にて実施するものとする。県の任意事業に関する実績評価は、任意事業が実施するセルフモニタリングの結果を受けて実施することを基本とする。
- ・ なお、任意事業に関するガバナンス組織については、県及び任意事業実施企業の協議により、別途定めるものとする。

(6) 会議体の設置

- ・ 各業務において、本事業の官民の公式なコミュニケーションの枠組として、県及び事業者の間での会議体を設置する。
- ・ ガバナンス組織の設置・運営等の詳細については、特定事業契約における「協議会等設置要綱及び第三者機関設置要綱に関する確認書」により、県及び事業者の合意によって定めるものとする。

図表 9-1 会議体の概要

会議体名 (仮称)	目的	主な参加者	開催頻度
協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約、要求水準等の変更等、事業全般に係る公的な協議 ・ 要求水準の充足状況、課題の確認・協議 ・ 事業者の財務状況の確認・協議 	県・事業者の統括管理責任者 第三者評価機関	年 1 回以上 (随時開催)
事業調整 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求水準の充足状況、課題の確認・協議 ・ 事業者からの業務に関する提案事項等 ・ 事業者の財務状況の確認・協議 	県・事業者の統括管理責任者	半年に 1 度程度
連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求水準の充足状況の確認・協議 ・ 諸課題に対する進捗状況の確認・情報共有 	県・事業者の業務責任者、担当者	月 1 度程度

※用語の定義

本書において使用する用語の定義は、下記のとおりとする。

用語	定義
公共施設の管理者	本事業を PFI 事業として事業者を実施させようとする地方公共団体の長をいう。
事業者	本事業の実施に際して、県と特定事業契約を締結し事業を実施する特別目的会社（SPC（Special Purpose Company））をいう。特別目的会社とは、本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいう。
応募者	応募企業又は応募グループをいう。
応募企業	本事業が求める経営マネジメント能力及び資本力等を有し、本事業に応募する単独の企業をいう。
応募グループ	本事業が求める経営マネジメント能力及び資本力等を有し、本事業に応募する企業で、複数の企業で構成されるグループをいう。
構成企業	応募グループを構成し、特別目的会社に出資する企業をいう。
代表企業	応募グループにより応募する場合に構成企業の中から定める、応募手続を行う企業をいう。
計画地	愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業計画上の計画地をいう。 (図表2 参照)
入札説明書等	入札公告の際に県が公表する書類一式をいう。具体的には入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集及び記載要領、基本協定書（案）、特定事業契約書（案）等をいう。
点検	建築物等の機能状態や減耗の程度等をあらかじめ定めた手順により調べることをいう。
保守	建築物等の所期の性能及び機能を維持する目的で、周期的もしくは継続的に行う注油、小部品の取替え等の軽微な作業をいう。
運転・監視	施設運営に必要な建築設備を稼働させ、その状況を監視し、制御することをいう。
修繕	劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（所期の水準）もしくは実用上支障のない状態まで回復させること（取替えを含む。）をいう。下記の大規模修繕を除く。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替えを除く。
大規模修繕	劣化した建築物及び設備等を所期の状態に回復させるために性能・機能を一度に（大規模に）改修することをいう。

用語	定義
	事業者が作成した中長期修繕計画を参考に、運営権設定対象施設について行う修繕を対象とする。
予防保全	劣化の有無や兆候を可能な限り確認又は予測して、故障や不具合が発生する前に、必要な日常点検・定期点検・修繕等を実施することをいう。
特定事業契約	本事業の実施に関し、PFI 法第 22 条に基づいて愛知県議会の議決を経た後に県と事業者との間で締結される愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業特定事業契約をいう。
修繕等	点検、保守、修繕、更新をいう。
劣化等	劣化、破損、腐食及び変形等をいう。
防災拠点	愛知県基幹的広域防災拠点をいう。
本事業	愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業をいう。
大規模災害（時）	愛知県地域防災計画での第 3 非常配備体制を敷く目安となる災害を大規模災害とする。例えば、愛知県内では、震度 5 強以上を観測する地震や大規模な風水害を指す。大規模災害時とは、震度 5 強以上を観測する地震が発生したときや、東海地震の警戒宣言が発表されたとき、風水害などの大規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときから、平常時に戻るまでの期間を指す。
災害（時）	災害とは、地震、津波、暴風、竜巻、洪水などの異常な自然現象とし、上記「大規模災害」の定義に該当しない規模の災害とする。災害時とは、「大規模災害」の定義に該当しない規模の災害が生じた時点から平常時に戻るまでの期間を指す。
災害時等	災害時、大規模災害時、拠点運用時及び緊急時を指す。
拠点運用時	愛知県又は周辺地域において大規模災害が発生し、県内又は周辺自治体から応援要請を受けて、災害対策本部室の決定で、基幹的広域防災拠点を開設すると判断した時から拠点が閉鎖され事業者引き渡されるまでの期間を指す。 ※愛知県が災害時や平常時でも、他県からの応援要請で基幹的広域防災拠点が開設される可能性がある。
平常運用時	上記「拠点運用時」を除いた運用期間を指す。
緊急時	大規模災害・災害の発生に限らず、例えば火災（放火）・停電・感染症・テロなどが発生し、緊急対応が必要な場合を指す。
広域物資輸送拠点	広域物資輸送拠点とは、国の調整によって供給する物資を被災府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所

用語	定義
	に向けて、当該府県が物資を送り出すための拠点を指す。防災拠点では、防災公園（西側）エリア（屋内運動施設、広場、駐車場）での展開を予定している。
自主防災組織	住民の各地域における自発的な防災組織を指す。
物流専門家	物流事業者などに勤務する物流事務に関する専門的スキルの持ち主を指す。緊急物資輸送に関し、発災前または発生以降において、地方公共団体等の防災計画への助言、災害対策本部室における総合調整やコーディネート、及び物資集積所等における物資配送の操配などを行うことができる、現場ノウハウを有する物流の実務経験者を指す。広域物資輸送拠点の運用のため、愛知県が関係先に派遣要請を行い確保する者。
事業者の初動対応	事業者における大規模災害及び災害が発生した時の初動期の対応行動を指す。事業者において従業員の安全確保、拠点利用者の避難誘導、拠点の安全管理（点検）、初期消火活動等の応急対策、施設の応急復旧作業等の業務を指す。
避難誘導	施設の利用者が安全かつ迅速に避難できるよう避難先へ誘導する行為を指す。避難誘導先（航空館 boon）について、計画地外での確保が可能かを関係先と調整しているが、事業者にて計画地内に一時避難誘導箇所（民間収益施設も可能）を確保することが望ましい。公園管理事務所等の災害対応に支障とならない場所への避難を想定しているが、民間提案とする。イベント時の避難誘導についてはイベントを開催する前に別途計画を定めること。
初期消火活動	建築物・備品等の点検（被災箇所の確認）時に発見した発火に対して、消火する活動を指す。消防への通報による対処を含む。
初動対応時の応急復旧	事業者は、初動時の建築物・備品等の点検後、確認できた建物被害等（ガラスの飛散、天井落下、設備の倒壊等）について、拠点運用体制を確保するために必要な空間と環境を生み出すために、迅速に応急・復旧対策を講じる行為を指す。 ※拠点開設体制の確保のための応急復旧の具体的なイメージ：障害物の除去、災害活動における通行確保、機器利用等に支障のない範囲での空間確保等 ※軽微な応急復旧に含まれない修繕を伴う事項の扱いは、不可抗力に該当するかどうかの問題を伴うため、別途定義する。
可動物の移動	防災拠点として利用環境確保を行い、愛知県に引渡しを行う時

用語	定義
	<p>の対応として求めるもの。対処方法は事業者の提案に委ね、事業者自らでなく他者による業務代行の余地も考慮する。環境確保のための従業員の参集が難しいと判断される場合は、速やかにその旨を愛知県に報告し、事後の対応について協議することを規定し、県にて代替対応することを定める。なお、ここで示す「可動物」とは、事業者がイベント実施時に用いる音響機器などの事業者管理の各種設備や、イベント参加者や公園利用者のテント等の個人所有物等を指す。</p> <p>避難行動後に残された個人所有物は、忘れ物の扱いと同様に移動・保管する。駐車場の自動車は、移動を促す放送を求める対応を行う。がれき等の災害廃棄物として扱うものは、前述の応急復旧の定義に含み、除去するものとして取り扱う。</p>
<p>広域搬送拠点臨時医療施設 SCU</p>	<p>拠点運用時に、傷病者を被災地外の災害拠点病院などへ搬送する広域医療搬送を行うために設置される医療施設。トリアージや初期診療などを行い、被災地内の応急救護所としての役割も受けもつ。災害派遣医療チーム DMAT が活動する場所。Staging Care Unit の頭文字をとって SCU と略称される。</p>
<p>災害派遣医療チーム DMAT</p>	<p>災害現場で救命措置等に対応機動性を備え、専門的なトレーニングを受けた医療チーム（医師、看護師、業務調整員）を指す。Disaster Medical Assistance Team の略。</p>
<p>拠点開設から事業再開までのタイムライン</p>	<p>基幹的広域防災拠点の利用を決定し、開設、活動、拠点閉鎖、事業者への引渡し、事業再開の時間的な流れを示したもの。タイムラインについては、守秘義務資料を参照すること。設定にあたっては、「愛知県基幹的広域防災拠点における災害時タイムライン等検討業務報告書」（R4/2）を参照している。</p>
<p>災害活動従事者</p>	<p>行政職員のほか、消防団員等、現場の第一線で働く職員、団員などを指す。本事業では、県職員、自衛隊、警察、消防、DMAT、TEC-FORCE、トラック協会団体等の各種団体（その会員）、及び、災害対応支援を行う事業者従業員、ボランティア等、災害活動に携わる従事者を指す。</p>
<p>消防職員等</p>	<p>学生及び消防学校職員を指す。</p>